

地方税法施行規則等の一部を改正する省令 新旧対照条文

【目次】

○地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）	（第一条関係）	一
○地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和二年総務省令第九十四号）	附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令による改正前の地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）	（第二条関係） 一〇三
○地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和三年総務省令第三十四号）	（第四条関係）	一〇七
○地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和三年総務省令第三十五号）	（第五条関係）	一〇九
○地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令（平成二十九年総務省令第七十九号）	（第七条関係）	一一二
○地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和二年総務省令第二十一号）	（附則第七条関係）	一一三

地方税法施行規則等の一部を改正する省令 新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

第一条による改正 (地方税法施行規則 (昭和二十九年総理府令第二十三号))

改 正 後	改 正 前
<p>(法第十九条第九号の処分)</p> <p>第一条の七 法第十九条第九号の総務省令で定める処分は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 一五 略</p> <p>十六 法第五十三条第七十二項若しくは第七十五項又は第三百二十一条の八第六十九項若しくは第七十二項の規定による通知</p> <p>十七 二五 略</p> <p>(法第三十二条第十三項及び第三百十三条第十三項の総務省令で定める事項)</p> <p>第一条の十二の二 略</p> <p>2 前項第一号に掲げる事項は、第二条の三第二項の確定申告書に付記しなければならない事項とする。</p> <p>(法第三十二条第十五項及び第三百十三条第十五項の総務省令で定める事項)</p> <p>第一条の十二の三 略</p>	<p>(法第十九条第九号の処分)</p> <p>第一条の七 法第十九条第九号の総務省令で定める処分は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 一五 略</p> <p>十六 法第五十三条第七十項若しくは第七十三項又は第三百二十一条の八第六十七項若しくは第七十項の規定による通知</p> <p>十七 二五 略</p> <p>(法第三十二条第十三項及び第三百十三条第十三項の総務省令で定める事項)</p> <p>第一条の十二の二 略</p> <p>2 前項第一号に掲げる事項は、第二条の三第二項の確定申告書に附記しなければならない事項とする。</p> <p>(法第三十二条第十五項及び第三百十三条第十五項の総務省令で定める事項)</p> <p>第一条の十二の三 略</p>

2 前項第一号に掲げる事項は、第二条の三第二項の確定申告書に付記しなければならぬ事項とする。

(政令第七条の十九第九項及び第四十八条の九の第二十項の金額)

第一条の十九 政令第七条の十九第九項及び第四十八条の九の第二十項に規定する総務省令で定める金額は、法第三十七条の三又は第三百十四条の八の規定による控除をしようとする年において課されたこれらの規定に規定する外国の所得税等(以下この条において「外国の所得税等」という。)の額とする。ただし、次の各号に掲げる規定に係る部分の金額については、当該各号に定める金額とする。

一 略

二 政令第七条の十九第八項 同項に規定する控除されなかつた額に係る年度のうち最も古い年度以後の各年度における所得割額の計算上法第三十七条の三の規定により控除することとされた外国の所得税等の額

三 政令第四十八条の九の二第九項 同項に規定する控除されなかつた額に係る年度のうち最も古い年度以後の各年度における所得割額の計算上法第三百十四条の八の規定により控除することとされた外国の所得税等の額

(附属申告書等)

第二条の二 略

2及び3 略

2 前項第一号に掲げる事項は、第二条の三第二項の確定申告書に附記しなければならぬ事項とする。

(政令第七条の十九第七項及び第四十八条の九の二第八項の金額)

第一条の十九 政令第七条の十九第七項及び第四十八条の九の二第八項に規定する総務省令で定める金額は、法第三十七条の三又は第三百十四条の八の規定による控除をしようとする年において課されたこれらの規定に規定する外国の所得税等(以下この条において「外国の所得税等」という。)の額とする。ただし、次の各号に掲げる規定に係る部分の金額については、当該各号に定める金額とする。

一 略

二 政令第七条の十九第六項 同項に規定する控除されなかつた額に係る年度のうち最も古い年度以後の各年度における所得割額の計算上法第三十七条の三の規定により控除することとされた外国の所得税等の額

三 政令第四十八条の九の二第七項 同項に規定する控除されなかつた額に係る年度のうち最も古い年度以後の各年度における所得割額の計算上法第三百十四条の八の規定により控除することとされた外国の所得税等の額

(附属申告書等)

第二条の二 略

2及び3 略

4 法第三十四条第八項及び第三百十四条の二第八項の規定による判定をするときの現況においてこの省令の施行地に住所を有しない者（以下この項、次項、次条、第二条の三の三及び第二条の三の六において「国外居住者」という。）に係る障害者控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は扶養控除に関する事項を記載した法第四十五条の二第一項及び第三百十七条の二第一項の申告書を提出する者は、当該国外居住者に係る所得税法施行規則第四十七条の二第五項及び第六項に規定する書類を当該申告書に添付し、又は市町村長に提示しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第九十四条第四項、第九十五条第四項、第九十五条の二第二項若しくは第二百三条の六第三項の規定により提出し、若しくは提示し、又は次条第三項若しくは第四項、第二条の三の三第十項、第十一項若しくは第十三項若しくは第二条の三の六第九項、第十項若しくは第十二項の規定により提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

5 国外居住者である扶養親族のうち法第三十四条第八項及び第三百十四条の二第八項の規定による判定をするときの現況において年齢十六歳未満である者（以下「控除対象外国扶養親族」という。）に係る扶養親族に関する事項又は国外居住者である同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。以下この条及び次条において「控除対象外国同一生計配偶者」という。）に関する事項を記載した法第四十五条の二第一項及び第三百十七条の二第一項の申告書を提出する者（以下この条において「申告者」という。）が法第二十四条の五第三項及び第二百九十五条第三項、

4 法第三十四条第八項及び第三百十四条の二第八項の規定による判定をするときの現況においてこの省令の施行地に住所を有しない者（以下この項及び次項 において「国外居住者」という。）に係る障害者控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は扶養控除に関する事項を記載した法第四十五条の二第一項及び第三百十七条の二第一項の申告書を提出する者は、当該国外居住者に係る所得税法施行規則第四十七条の二第五項及び第六項に規定する書類を当該申告書に添付し、又は市町村長に提示しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、又は同法 第九十四条第四項、第九十五条第四項 若しくは第二百三条の六第三項の規定により提出し、若しくは提示した

当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

5 国外居住者である扶養親族のうち法第三十四条第八項及び第三百十四条の二第八項の規定による判定をするときの現況において年齢十六歳未満である者（以下「控除対象外国扶養親族」という。）に係る扶養親族に関する事項又は国外居住者である同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。以下この条及び次条において「控除対象外国同一生計配偶者」という。）に関する事項を記載した法第四十五条の二第一項及び第三百十七条の二第一項の申告書を提出する者（以下この条において「申告者」という。）が法第二十四条の五第三項及び第二百九十五条第三項、

法附則第三条の三第一項及び第四項又は同条第二項及び第五項の規定の適用を受ける者（法附則第三条の三第一項及び第四項並びに政令第四十七条の三第一号の同一生計配偶者及び扶養親族の数から当該控除対象外国外扶養親族又は当該控除対象外国同一生計配偶者の数を除いた場合においても法第二十四条の五第三項及び第二百九十五条第三項又は法附則第三条の三第一項及び第四項の規定の適用を受けることとなる者を除く。以下「非課税限度額制度適用者」という。）である場合にあつては、当該申告者は、当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書書類又は当該控除対象外国同一生計配偶者に係る国外配偶者証明書書類を当該申告書に添付し、又は市町村長に提示しなければならない。ただし、次条第五項、第二条の三の三第十二項若しくは第十三項又は第二条の三の六第十一項若しくは第十二項の規定により提出した当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書書類及び次条第六項の規定により提出した当該控除対象外国同一生計配偶者に係る国外配偶者証明書書類については、この限りでない。

6～8 略

（確定申告書の付記事項等）

第二条の三 法第四十五条の三第二項及び第三百七十七条の三第二項の確定申告書に記載された事項で総務省令で定める事項は、次項第三号に掲げる事項の記載があつた場合における当該記載された者に係る配偶者控除又は扶養控除に関する事項とする。

2 法第四十五条の三第三項及び第三百七十七条の三第三項の規定により確

法附則第三条の三第一項及び第四項又は同条第二項及び第五項の規定の適用を受ける者（法附則第三条の三第一項及び第四項並びに政令第四十七条の三第一号の同一生計配偶者及び扶養親族の数から当該控除対象外国外扶養親族又は当該控除対象外国同一生計配偶者の数を除いた場合においても法第二十四条の五第三項及び第二百九十五条第三項又は法附則第三条の三第一項及び第四項の規定の適用を受けることとなる者を除く。以下「非課税限度額制度適用者」という。）である場合にあつては、当該申告者は、当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書書類又は当該控除対象外国同一生計配偶者に係る国外配偶者証明書書類を当該申告書に添付し、又は市町村長に提示しなければならない。ただし、次条第三項、第二条の三の三第十項若しくは第十一項又は第二条の三の六第九項若しくは第十項の規定により提出した当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書書類及び次条第四項の規定により提出した当該控除対象外国同一生計配偶者に係る国外配偶者証明書書類については、この限りでない。

6～8 略

（確定申告書の附記事項等）

第二条の三 法第四十五条の三第二項及び第三百七十七条の三第二項の確定申告書に記載された事項で総務省令で定める事項は、次項第三号に掲げる事項の記載があつた場合における当該記載された者に係る配偶者控除又は扶養控除に関する事項とする。

2 法第四十五条の三第三項及び第三百七十七条の三第三項の規定により確

定申告書に付記しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

一〇七 略

七の二 道府県民税又は市町村民税の納税義務者（前年の合計所得金額が千万円以下であるものに限る。）の法第三十四条第一項第十号の二及び第三百十四条の二第一項第十号の二に規定する自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（法第五十条の二及び第三百二十八条に規定する退職手当等に限る。次号、次条、第二条の三の三、第二条の三の五及び第二条の三の六において同じ。）に係る所得を有する者であつて、前年の合計所得金額が百三十三万円以下であるものに限る。）（イにおいて「申告対象配偶者」という。）の次に掲げる事項

イ 氏名、生年月日及び個人番号並びにその者の前年の合計所得金額（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び生年月日並びにその者の前年の合計所得金額）並びに申告者と別居している申告対象配偶者については、当該申告対象配偶者の住所並びに国外居住者である申告対象配偶者については、その旨

ロ その他参考となるべき事項

七の三 扶養親族（退職手当等に係る所得を有するものに限る。イにおいて同じ。）の次に掲げる事項

イ 氏名、申告者との続柄、生年月日及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名、申告者との続柄及び生年月日）並びに申告者と別居している扶養親族については、当該扶養親族の住所並びに国外居住者である扶養親族については、その旨

ロ その他参考となるべき事項

定申告書に附記しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

一〇七 略

八 扶養親族（控除対象扶養親族又は前号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。）の氏名、申告者との続柄、生年月日及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名、申告者との続柄及び生年月日）並びに申告者と別居している扶養親族については、当該扶養親族の住所並びに控除対象外国扶養親族である場合には、その旨

九 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。以下この号において同じ。）の氏名、生年月日及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び生年月日）並びに申告者と別居している同一生計配偶者については、当該同一生計配偶者の住所並びに控除対象外国同一生計配偶者である場合には、その旨並びにその他参考となるべき事項

3 国外居住者に係る前項第七号の二又は第七号の三に掲げる事項を記載した法第四十五条の三第三項及び第三百十七条の三第三項の確定申告書を提出する者が当該国外居住者に係る障害者控除額、配偶者控除額又は配偶者特別控除額の控除を受けようとする場合には、当該確定申告書を

八 扶養親族（控除対象扶養親族）を除く。以下この号において同じ。）の氏名、申告者との続柄、生年月日及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名、申告者との続柄及び生年月日）並びに申告者と別居している扶養親族については、当該扶養親族の住所並びに控除対象外国扶養親族である場合には、その旨

九 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。以下この号において同じ。）の氏名、生年月日及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び生年月日）並びに申告者と別居している同一生計配偶者については、当該同一生計配偶者の住所並びに控除対象外国同一生計配偶者である場合には、その旨

十 前年の特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の全部について法第三十二条第十二項及び第三百十三条第十二項の規定又は法第三十二条第十四項及び第三百十三条第十四項の規定の適用を受けようとする場合（前年分の所得税のうち租税特別措置法第八条の四第一項に規定する上場株式等の配当等に係るもの及び同法第三十七条の十一の四第二項に規定する源泉徴収選択口座内調整所得金額に係るものの全部について同法第八条の五第一項の規定又は同法第三十七条の十一の五第一項の規定の適用を受けようとする場合を除く。）には、その旨

提出する者は、当該国外居住者に係る所得税法施行規則第四十七条の二第五項及び第六項に規定する書類を三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第九十四条第四項、第九十五条第四項、第九十五条の二第二項若しくは第二十三条の六第三項の規定により提出し、若しくは提示し、又は前条第四項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、若しくは第二条の三の第三十項若しくは第十三項若しくは第二条の三の六第九項若しくは第十二項の規定により提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

4 国外居住者に係る第二項第七号の三に掲げる事項を記載した法第四十五条の三第三項及び第三百七条の三第三項の確定申告書を提出する者が当該国外居住者に係る扶養控除額の控除を受けようとする場合には、当該確定申告書を提出する者は、当該国外居住者に係る所得税法施行規則第四十七条の二第五項及び第六項に規定する書類を三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第九十四条第四項、第九十五条第四項若しくは第二百三条の六第三項の規定により提出し、若しくは提示し、又は前条第四項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、若しくは第二条の三の第三十項若しくは第十三項若しくは第二条の三の六第十項若しくは第十二項の規定により提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

5 控除対象外国扶養親族に係る第二項第七号の三又は第八号に掲げる事項を記載した法第四十五条の三第三項及び第三百七十七条の三第三項の確定申告書を提出する者が非課税限度額制度適用者である場合には、当該確定申告書を提出する者は、当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類（前条第六項に規定する国外扶養親族証明書類をいう。以下同じ。）を三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、前条第五項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、又は第二条の三の三第十二項若しくは第十三項若しくは第二条の三の六第十一項若しくは第十二項の規定により提出した当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類については、この限りでない。

6 控除対象外国同一生計配偶者に係る第二項第九号に掲げる事項を記載した法第四十五条の三第三項及び第三百七十七条の三第三項の確定申告書を提出する者が非課税限度額制度適用者である場合には、当該確定申告書を提出する者は、当該控除対象外国同一生計配偶者に係る国外配偶者証明書類（前条第七項に規定する国外配偶者証明書類をいう。以下同じ。）を三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、前条第五項の規定により同項に規定する申告書に添付し、又は市町村長に提示した当該控除対象外国同一生計配偶者に係る国外配偶者証明書類については、この限りでない。

（給与所得者の扶養親族等申告書の提出方法）

第二条の三の二 所得税法第九十四条第一項の規定により同項に規定す

3 控除対象外国扶養親族に係る前項第八号 に掲げる事項を記載した法第四十五条の三第三項及び第三百七十七条の三第三項の確定申告書を提出する者が非課税限度額制度適用者である場合には、当該確定申告書を提出する者は、当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類（前条第六項に規定する国外扶養親族証明書類をいう。以下同じ。）を三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、前条第五項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、又は第二条の三の三第十項若しくは第十一項又は第二条の三の六第九項若しくは第十項 の規定により提出した当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類については、この限りでない。

4 控除対象外国同一生計配偶者に係る前項第九号 に掲げる事項を記載した法第四十五条の三第三項及び第三百七十七条の三第三項の確定申告書を提出する者が非課税限度額制度適用者である場合には、当該確定申告書を提出する者は、当該控除対象外国同一生計配偶者に係る国外配偶者証明書類（前条第七項に規定する国外配偶者証明書類をいう。以下同じ。）を三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、前条第五項の規定により同項に規定する申告書に添付し、又は市町村長に提示した当該控除対象外国同一生計配偶者に係る国外配偶者証明書類については、この限りでない。

（給与所得者の扶養親族申告書の提出方法）

第二条の三の二 所得税法第九十四条第一項の規定により同項に規定す

る申告書を提出しなければならない者（次項において「給与所得者」という。）が法第四十五条の三の二第一項及び第三百七条の三の二第一項の規定によりこれらの規定に規定する申告書（以下この条、次条及び第二条の三の四第一項第一号において「給与所得者の扶養親族等申告書」という。）を提出する場合には、所得税法第九十四条第一項の申告書と併せて法第四十五条の三の二第一項及び第三百七条の三の二第一項の給与支払者（次項及び次条において「給与支払者」という。）を経由して、提出しなければならない。

2 給与支払者が給与所得者から給与所得者の扶養親族等申告書又は次条第十三項の規定により提出される書類を受理した場合には、当該給与所得者の扶養親族等申告書（法第四十五条の三の二第四項及び第三百七条の三の二第四項の規定の適用により当該給与支払者が提供を受けた当該給与所得者の扶養親族等申告書に記載すべき事項を含む。）又はこれらの書類を、法第四十五条の三の二第一項及び第三百七条の三の二第一項に規定する市町村長が当該給与支払者に対しその提出を求めるまでの間、当該給与支払者が保存するものとする。ただし、当該給与所得者の扶養親族等申告書に係るこれらの規定に規定する提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日から七年を経過する日後においては、この限りでない。

3 次の各号に掲げる法第四十五条の三の二第一項及び第三百七条の三の二第一項の規定により給与所得者の扶養親族等申告書に記載することとされている氏名は、当該各号に定める氏名に限るものとする。

一 法第四十五条の三の二第一項第二号及び第三百七条の三の二第一

る申告書を提出しなければならない者（次項において「給与所得者」という。）が法第四十五条の三の二第一項及び第三百七条の三の二第一項の規定によりこれらの規定に規定する申告書（以下この条、次条及び第二条の三の四第一号において「給与所得者の扶養親族申告書」という。）を提出する場合には、所得税法第九十四条第一項の申告書と併せて法第四十五条の三の二第一項及び第三百七条の三の二第一項の給与支払者（次項及び次条において「給与支払者」という。）を経由して、提出しなければならない。

2 給与支払者が給与所得者から給与所得者の扶養親族申告書 又は国外扶養親族証明書類 を受理した場合には、当該給与所得者の扶養親族申告書（法第四十五条の三の二第四項及び第三百七条の三の二第四項の規定の適用により当該給与支払者が提供を受けた当該給与所得者の扶養親族申告書 に記載すべき事項を含む。）又は当該国外扶養親族証明書類を、法第四十五条の三の二第一項及び第三百七条の三の二第一項に規定する市町村長が当該給与支払者に対しその提出を求めるまでの間、当該給与支払者が保存するものとする。ただし、当該給与所得者の扶養親族申告書 に係るこれらの規定に規定する提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日から七年を経過する日後においては、この限りでない。

3 法第四十五条の三の二第一項及び第三百七条の三の二第一項の規定により給与所得者の扶養親族申告書に記載することとされている扶養親族の氏名については、控除対象扶養親族以外の扶養親族の氏名に限るものとする。

項第二号に規定する自己と生計を一にする配偶者（以下この号、次条及び第二条の三の六において「申告対象配偶者」という。）の氏名
退職手当等に係る所得を有する申告対象配偶者の氏名

二 扶養親族の氏名 控除対象扶養親族（退職手当等に係る所得を有しない者に限る。）以外の扶養親族の氏名

4 前三項の規定は、法第四十五条の三の二第二項及び第三百七十七条の三の二第二項の規定による申告書（次条及び第二条の三の四第一項第二号において「給与所得者の扶養親族等異動申告書」という。）の提出について準用する。この場合において、第一項中「第九百九十四条第一項」とあるのは「第九百九十四条第二項」と、「第四十五条の三の二第一項及び第三百七十七条の三の二第一項の規定」とあるのは「第四十五条の三の二第二項及び第三百七十七条の三の二第二項の規定」と、前項中「第四十五条の三の二第一項及び第三百七十七条の三の二第一項の規定」とあるのは「第四十五条の三の二第二項及び第三百七十七条の三の二第二項の規定」と読み替えるものとする。

（給与所得者の扶養親族等申告書等の記載事項）

第二条の三の三 法第四十五条の三の二第一項第四号及び第三百七十七条の

三の二第一項第四号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 給与所得者の扶養親族等申告書を提出する者（第三号において「申告者」という。）の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）

4 前三項の規定は、法第四十五条の三の二第二項及び第三百七十七条の三の二第二項の規定による申告書（次条及び第二条の三の四第二号

において「給与所得者の扶養親族異動申告書」という。）の提出について準用する。この場合において、第一項中「第九百九十四条第一項」とあるのは「第九百九十四条第二項」と、「第四十五条の三の二第一項及び第三百七十七条の三の二第一項の規定」とあるのは「第四十五条の三の二第二項及び第三百七十七条の三の二第二項の規定」と、前項中「第四十五条の三の二第一項及び第三百七十七条の三の二第一項の規定」とあるのは「第四十五条の三の二第二項及び第三百七十七条の三の二第二項の規定」と読み替えるものとする。

（給与所得者の扶養親族申告書等の記載事項）

第二条の三の三 法第四十五条の三の二第一項第三号及び第三百七十七条の

三の二第一項第三号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 給与所得者の扶養親族申告書を提出する者（次号）において「申告者」という。）の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）

二 申告対象配偶者（退職手当等に係る所得を有するものに限る。以下この号、第三項及び第四項において同じ。）の住所及び個人番号並びにその合計所得金額の見積額（個人番号を有しない者にあつては、住所及びその合計所得金額の見積額）並びに国外居住者である申告対象配偶者である場合には、その旨

三 扶養親族（控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有しない者を除く。以下この号、第三項及び第四項において同じ。）の住所、申告者との続柄及び個人番号並びにその合計所得金額の見積額（個人番号を有しない者にあつては、住所及び申告者との続柄並びにその合計所得金額の見積額）並びに国外居住者である扶養親族である場合には、その旨

四 略

2 法第四十五条の三の二第二項及び第三百七条の三の二第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 給与所得者の扶養親族等異動申告書を提出する者の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）

二 略

3 給与所得者の扶養親族等申告書又は給与所得者の扶養親族等異動申告書（以下この条において「給与所得者の扶養親族等申告書等」という。）

（の提出を受ける給与支払者が、当該給与所得者の扶養親族等申告書等に記載されるべき申告対象配偶者、扶養親族又は当該給与所得者の扶養親族等申告書等を提出する者（以下この項及び次項第一号において「提出する者」という。）の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿

二 扶養親族（控除対象扶養親族

を除く。第三項及び第四項において同じ。）の住

所、申告者との続柄及び個人番号並びにその合計所得金額の見積額（個人番号を有しない者にあつては、住所及び申告者との続柄並びにその合計所得金額の見積額）並びに控除対象外国扶養親族である場合には、その旨

三 略

2 法第四十五条の三の二第二項及び第三百七条の三の二第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 給与所得者の扶養親族異動申告書を提出する者の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）

二 略

3 給与所得者の扶養親族申告書又は給与所得者の扶養親族異動申告書（以下この条において「給与所得者の扶養親族申告書等」という。）

（の提出を受ける給与支払者が、当該給与所得者の扶養親族申告書等に記載されるべき扶養親族又は当該給与所得者の扶養親族申告書等を提出する者（以下この項及び次項第一号において「提出する者」という。）の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿

(当該給与所得者の扶養親族等申告書等の提出の前に、当該提出する者から次に掲げる申告書の提出を受けて作成されたものに限る。)を備えているときは、当該提出する者は、前二項の規定にかかわらず、当該給与支払者に提出する給与所得者の扶養親族等申告書等には、当該帳簿に記載されている個人番号の記載を要しないものとする。ただし、当該給与所得者の扶養親族等申告書等に記載すべき氏名又は個人番号が当該帳簿に記載されている申告対象配偶者、扶養親族又は提出する者の氏名又は個人番号と異なるときは、この限りでない。

一 給与所得者の扶養親族等申告書等

二 第二条の三の五第一項に規定する公的年金等受給者の扶養親族等申告書

三 略

4 給与支払者が前項の規定により帳簿を作成する場合には、その者は、当該帳簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 前項各号に掲げる申告書に記載された同項に規定する申告対象配偶者、扶養親族又は提出する者の氏名、住所及び個人番号

二及び三 略

5 給与支払者は、前項の帳簿を、最後に第三項の規定の適用を受けて提出された給与所得者の扶養親族等申告書等に係る前条第二項ただし書の規定による期限まで保存しなければならない。

6 第三項の規定の適用を受けて給与所得者の扶養親族申告書等を提出した者が当該給与所得者の扶養親族等申告書等に記載すべき氏名、住所又は個人番号を変更した場合には、その者は、遅滞なく、当該給与所得者

(当該給与所得者の扶養親族申告書等の提出の前に、当該提出する者から次に掲げる申告書の提出を受けて作成されたものに限る。)を備えているときは、当該提出する者は、前二項の規定にかかわらず、当該給与支払者に提出する給与所得者の扶養親族申告書等には、当該帳簿に記載されている個人番号の記載を要しないものとする。ただし、当該給与所得者の扶養親族申告書等に記載すべき氏名又は個人番号が当該帳簿に記載されている 扶養親族又は提出する者の氏名又は個人番号と異なるときは、この限りでない。

一 給与所得者の扶養親族申告書等

二 第二条の三の五第一項に規定する公的年金等受給者の扶養親族申告書

三 略

4 給与支払者が前項の規定により帳簿を作成する場合には、その者は、当該帳簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 前項各号に掲げる申告書に記載された同項に規定する 扶養親族又は提出する者の氏名、住所及び個人番号

二及び三 略

5 給与支払者は、前項の帳簿を、最後に第三項の規定の適用を受けて提出された給与所得者の扶養親族申告書等に係る前条第二項ただし書の規定による期限まで保存しなければならない。

6 第三項の規定の適用を受けて給与所得者の扶養親族申告書等を提出した者が当該給与所得者の扶養親族申告書等に記載すべき氏名、住所又は個人番号を変更した場合には、その者は、遅滞なく、当該給与所得者

の扶養親族等申告書等を受理した給与支払者に、変更前の氏名、住所又は個人番号及び変更後の氏名、住所又は個人番号を記載した届出書を提出しなければならない。当該届出書を提出した後、再び当該届出書に記載した氏名、住所又は個人番号を変更した場合も、同様とする。

7及び8 略

9 給与所得者の扶養親族等申告書及び給与所得者の扶養親族等異動申告書を受理した給与支払者は、当該申告書に、当該給与支払者の個人番号又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下道府県民税及び市町村民税について同じ。）を付記するものとする。

10 国外居住者に係る第一項第二号又は第三号に掲げる事項を記載した給与所得者の扶養親族等申告書等を提出した者が当該申告書に係る法第四十五条の三の二第一項及び第二項並びに第三百七十七条の三の二第一項及び第二項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度の個人の道府県民税及び市町村民税につき当該国外居住者に係る障害者控除額、配偶者控除額又は配偶者特別控除額の控除を受けようとする場合には、当該提出した者は、当該国外居住者に係る所得税法施行規則第四十七条の二第五項及び第六項に規定する書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第九十四条第四項、第九十五条第四項若しくは第九十五条の二第二項の規定により提出し、若しくは提示し、又は第二条の第二四項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に

の扶養親族申告書等を受理した給与支払者に、変更前の氏名、住所又は個人番号及び変更後の氏名、住所又は個人番号を記載した届出書を提出しなければならない。当該届出書を提出した後、再び当該届出書に記載した氏名、住所又は個人番号を変更した場合も、同様とする。

7及び8 略

9 給与所得者の扶養親族申告書及び給与所得者の扶養親族異動申告書を受理した給与支払者は、当該申告書に、当該給与支払者の個人番号又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下道府県民税及び市町村民税について同じ。）を付記するものとする。

提示し、若しくは第二条の三第三項の規定により市町村長に提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

11| 国外居住者に係る第一項第三号に掲げる事項を記載した給与所得者の扶養親族等申告書等を提出した者が当該申告書に係る法第四十五条の三の二第一項及び第二項並びに第三十七條の三の二第一項及び第二項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税につき当該国外居住者に係る扶養控除額の控除を受けようとする場合には、当該提出した者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第百九十四条第四項若しくは第百九十五条第四項の規定により提出し、若しくは提示し、又は第二条の二第五項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、若しくは第二条の三第四項の規定により市町村長に提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

一| 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 当該国外居住者に係る次に掲げる書類

イ| 所得税法施行規則第四十七条の二第七項に規定する書類

ロ| 所得税法施行規則第四十七条の二第八項に規定する書類

二| 当該国外居住者が法第三十四条第一項第十一号ロ(1)及び第三百十四条の二第一項第十一号ロ(1)に掲げる者として扶養控除額の控除を受けようとする場合 当該国外居住者に係る次に掲げる書

類

イ 前号イに掲げる書類

ロ 前号ロに掲げる書類

ハ 所得税法施行規則第四十七条の二第九項に規定する書類

三 当該国外居住者が法第三十四条第一項第十一号ロ(3)及び第三百十四条の二第一項第十一号ロ(3)に掲げる者に該当するものとして扶養控除額の控除を受けようとする場合 当該国外居住者に係る次に掲げる書類

類

イ 第一号イに掲げる書類

ロ 所得税法施行規則第四十七条の二第十項に規定する書類

12| 控除対象外国扶養親族に係る第一項第三号に掲げる事項を記載した給与所得者の扶養親族等申告書等 を提出した者が当該 申告書に係る法第四十五条の三の二第一項及び第二

項並びに第三百七条の三の二第一項及び第二項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る非課税限度額制度適用者である場合には、当該申告書を提出した者は、当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、第二条の二第六項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、又は第二条の三第五項の規定により市町村長に提出した当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書書類については、この限りでない。

13| 前三項の規定による書類

の提出については、これらの

10| 控除対象外国扶養親族に係る第一項第二号に掲げる事項を記載した

給与所得者の扶養親族申告書又は給与所得者の扶養親族異動申告書を提出した者がこれらの申告書に係る法第四十五条の三の二第一項及び第二項並びに第三百七条の三の二第一項及び第二項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る非課税限度額制度適用者である場合には、当該申告書を提出した者は、当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、第二条の二第五項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、又は第二条の三第三項の規定により市町村長に提出した当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書書類については、この限りでない。

11| 前項の規定による国外扶養親族証明書書類の提出については、同項の

の規定の給与所得者の扶養親族等申告書等
理した給与支払者を経由して提出することを妨げない。

を受

(給与所得者の扶養親族等申告書の電磁的方法による提供方法等)

第二条の三の四 次の各号に掲げる電磁的方法による提供は、所得税法第百九十八条第二項の規定による当該各号に定める事項の電磁的方法による提供と併せて行わなければならない。

一 法第四十五条の三の二第四項及び第三百七十七条の三の二第四項の規定による給与所得者の扶養親族等申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供
所得税法第百九十四条第一項の申告書に記載すべき事項

二 法第四十五条の三の二第四項及び第三百七十七条の三の二第四項の規定による給与所得者の扶養親族等異動申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供
所得税法第百九十四条第二項の申告書に記載すべき事項

2及び3 略

(公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出方法)

第二条の三の五 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(次項において「公的年金等受給者」という。)が法第四十五条の三の三第一項及び第三百七十七条の三の三第一項の規定による申告書(以下第二条の三の七までにおいて「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」という。)を提出する場合には、

給与所得者の扶養親族申告書又は給与所得者の扶養親族異動申告書を受
理した給与支払者を経由して提出することを妨げない。

(給与所得者の扶養親族申告書の電磁的方法による提供方法等)

第二条の三の四 次の各号に掲げる電磁的方法による提供は、所得税法第百九十八条第二項の規定による当該各号に定める事項の電磁的方法による提供と併せて行わなければならない。

一 法第四十五条の三の二第四項及び第三百七十七条の三の二第四項の規定による給与所得者の扶養親族申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供
所得税法第百九十四条第一項の申告書に記載すべき事項

二 法第四十五条の三の二第四項及び第三百七十七条の三の二第四項の規定による給与所得者の扶養親族異動申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供
所得税法第百九十四条第二項の申告書に記載すべき事項

2及び3 略

(公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出方法)

第二条の三の五 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(次項において「公的年金等受給者」という。)が法第四十五条の三の三第一項及び第三百七十七条の三の三第一項の規定による申告書(以下第二条の三の七までにおいて「公的年金等受給者の扶養親族申告書」という。)を提出する場合には、

所得税法第二百三条の六第一項の規定による申告書と併せて法第四十五条の三の三第一項及び第三百七条の三の三第一項の公的年金等支払者（次項及び次条において「公的年金等支払者」という。）を經由して、提出しなければならない。

2 公的年金等支払者が公的年金等受給者から公的年金等受給者の扶養親族等申告書又は次条第十二項の規定により提出された書類

を受理した場合には、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書（法第四十五条の三の三第四項及び第三百七条の三の三第四項の規定の適用により当該公的年金等支払者が提供を受けた当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載すべき事項を含む。次条第八項において同じ。）又はこれらの書類を、法第四十五条の三

の三第一項及び第三百七条の三の三第一項に規定する市町村長が当該公的年金等支払者に対しその提出を求めるまでの間、当該公的年金等支払者が保存するものとする。ただし、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係るこれらの規定に規定する提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日から七年を経過する日後においては、この限りでない。

3 法第四十五条の三の三第一項及び第三百七条の三の三第一項の規定により公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載することとされている扶養親族の氏名については、控除対象扶養親族（退職手当等に係る所得を有しない者に限る。）以外の扶養親族の氏名に限るものとする。

（公的年金等受給者の扶養親族等申告書の記載事項）

第二条の三の六 法第四十五条の三の三第一項第四号及び第三百七条の

所得税法第二百三条の六第一項の規定による申告書と併せて法第四十五条の三の三第一項及び第三百七条の三の三第一項の公的年金等支払者（次項及び次条において「公的年金等支払者」という。）を經由して、提出しなければならない。

2 公的年金等支払者が公的年金等受給者から公的年金等受給者の扶養親族申告書又は国外扶養親族証明書類（第二条の二第六項第二号に掲げる書類を除く。）を受理した場合には、当該公的年金等受給者の扶養親族申告書（法第四十五条の三の三第四項及び第三百七条の三の三第四項の規定の適用により当該公的年金等支払者が提供を受けた当該公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載すべき事項を含む。次条第八項

において同じ。）又は当該国外扶養親族証明書類を、法第四十五条の三の三第一項及び第三百七条の三の三第一項に規定する市町村長が当該公的年金等支払者に対しその提出を求めるまでの間、当該公的年金等支払者が保存するものとする。ただし、当該公的年金等受給者の扶養親族申告書に係るこれらの規定に規定する提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日から七年を経過する日後においては、この限りでない。

3 法第四十五条の三の三第一項及び第三百七条の三の三第一項の規定により公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載することとされている扶養親族の氏名については、控除対象扶養親族

以外の扶養親族の氏名に限るものとする。

（公的年金等受給者の扶養親族申告書の記載事項）

第二条の三の六 法第四十五条の三の三第一項第三号及び第三百七条の

三の三第一項第四号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出する者（第三号において「申告者」という。）の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）

二 特定配偶者（法第四十五条の三の三第一項及び第三百七十七条の三の三第一項に規定する特定配偶者をいう。以下この号、次項及び第三項において同じ。）の住所及び個人番号並びにその合計所得金額の見積額（個人番号を有しない者にあつては、住所及びその合計所得金額の見積額）並びに国外居住者である特定配偶者である場合には、その旨

三 扶養親族（控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有しない者を除く。以下この号及び次項において同じ。）の住所、申告者との続柄及び個人番号並びにその合計所得金額の見積額（個人番号を有しない者にあつては、住所及び申告者との続柄並びにその合計所得金額の見積額）並びに国外居住者である扶養親族である場合には、その旨

四 略

2 公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出を受ける公的年金等支払者が、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載されるべき特定配偶者、扶養親族又は当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出する者（以下この項において「提出する者」という。）の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿（当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出の前に、当該提出する者から第二条の三の三第三項各号に

三の三第一項第三号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 公的年金等受給者の扶養親族申告書を提出する者（次号において「申告者」という。）の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）

二 扶養親族（控除対象扶養親族を除く。次項において同じ。）の住所、申告者との続柄及び個人番号並びにその合計所得金額の見積額（個人番号を有しない者にあつては、住所及び申告者との続柄並びにその合計所得金額の見積額）並びに控除対象外国扶養親族である場合には、その旨

三 略

2 公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出を受ける公的年金等支払者が、当該公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載されるべき扶養親族又は当該公的年金等受給者の扶養親族申告書を提出する者（以下この項において「提出する者」という。）の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿（当該公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出の前に、当該提出する者から第二条の三の三第三項各号に

掲げる申告書の提出を受けて作成されたものに限る。)を備えているときは、当該提出する者は、前項の規定にかかわらず、当該公的年金等支払者に提出する当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書には、当該帳簿に記載されている個人番号の記載を要しないものとする。ただし、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載すべき氏名又は個人番号が当該帳簿に記載されている特定配偶者、扶養親族又は提出する者の氏名又は個人番号と異なるときは、この限りでない。

3 公的年金等支払者が前項の規定により帳簿を作成する場合には、その者は、当該帳簿に第二条の三の三第四項各号に掲げる事項(同項第一号の申告対象配偶者の氏名については、特定配偶者に該当するものの氏名に限る。)を記載しなければならない。

4 公的年金等支払者は、前項の帳簿を、最後に第二項の規定の適用を受けて提出された公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る前条第二項ただし書の規定による期限まで保存しなければならない。

5 第二条の三の三第六項から第八項までの規定は、第二項の規定の適用を受けて公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出した者が当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載すべき氏名、住所又は個人番号を変更した場合について準用する。

6 公的年金等支払者が、公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載されるべき第一項第一号に規定する申告者の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿であつて、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出の前に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十四条第二項の規定による求めに基づく機構保存本

掲げる申告書の提出を受けて作成されたものに限る。)を備えているときは、当該提出する者は、前項の規定にかかわらず、当該公的年金等支払者に提出する当該公的年金等受給者の扶養親族申告書には、当該帳簿に記載されている個人番号の記載を要しないものとする。ただし、当該公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載すべき氏名又は個人番号が当該帳簿に記載されている扶養親族又は提出する者の氏名又は個人番号と異なるときは、この限りでない。

3 公的年金等支払者が前項の規定により帳簿を作成する場合には、その者は、当該帳簿に第二条の三の三第四項各号に掲げる事項

を記載しなければならない。

4 公的年金等支払者は、前項の帳簿を、最後に第二項の規定の適用を受けて提出された公的年金等受給者の扶養親族申告書に係る前条第二項ただし書の規定による期限まで保存しなければならない。

5 第二条の三の三第六項から第八項までの規定は、第二項の規定の適用を受けて公的年金等受給者の扶養親族申告書を提出した者が当該公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載すべき氏名、住所又は個人番号を変更した場合について準用する。

6 公的年金等支払者が、公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載されるべき第一項第一号に規定する申告者の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿であつて、当該公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出の前に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十四条第二項の規定による求めに基づく機構保存本

人確認情報（住民基本台帳法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。）の提供を受けて作成されたものを備えている場合における第二項（当該申告者に係る部分に限る。）の規定の適用については、当該帳簿を同項に規定する帳簿に該当するものとして、同項の規定を適用することができる。

7 第三項から第五項までの規定は、前項の規定により帳簿を作成する場合について準用する。この場合において、第三項中「第二条の三の三第四項各号に掲げる事項（同項第一号の申告対象配偶者の氏名については、特定配偶者に該当するものの氏名に限る。）」とあるのは「第六項に規定する機構保存本人確認情報として提供を受けた第一項第一号に規定する申告者の氏名、住所及び個人番号並びにその提供を受けた年月その他参考となるべき事項」と、第五項中「準用する。」とあるのは「準用する。この場合において、第二条の三の三第七項中「第四項各号に掲げる」とあるのは、「第二条の三の六第六項に規定する機構保存本人確認情報として提供を受けた同条第一項第一号に規定する申告者の氏名、住所及び個人番号並びにその提供を受けた年月その他参考となるべき」と読み替えるものとする。」と読み替えるものとする。

8 公的年金等受給者の扶養親族等申告書を受理した公的年金等支払者は、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書に、当該公的年金等支払者の法人番号を付記するものとする。

9 国外居住者に係る第一項第二号又は第三号に掲げる事項を記載した公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出した者（法第四十五条の三の三第二項及び第三百十七条の三の三第二項の規定により当該記載に代え

人確認情報（住民基本台帳法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。）の提供を受けて作成されたものを備えている場合における第二項（当該申告者に係る部分に限る。）の規定の適用については、当該帳簿を同項に規定する帳簿に該当するものとして、同項の規定を適用することができる。

7 第三項から第五項までの規定は、前項の規定により帳簿を作成する場合について準用する。この場合において、第三項中「第二条の三の三第四項各号に掲げる

」とあるのは「第六項に規定する機構保存本人確認情報として提供を受けた第一項第一号に規定する申告者の氏名、住所及び個人番号並びにその提供を受けた年月その他参考となるべき」と、第五項中「準用する。」とあるのは「準用する。この場合において、第二条の三の三第七項中「第四項各号に掲げる」とあるのは、「第二条の三の六第六項に規定する機構保存本人確認情報として提供を受けた同条第一項第一号に規定する申告者の氏名、住所及び個人番号並びにその提供を受けた年月その他参考となるべき」と読み替えるものとする。」と読み替えるものとする。

8 公的年金等受給者の扶養親族申告書を受理した公的年金等支払者は、当該公的年金等受給者の扶養親族申告書に、当該公的年金等支払者の法人番号を付記するものとする。

て異動がない旨の記載をした者を含む。)が法第四十五条の三の三第一項及び第三百十七条の三の三第一項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税につき当該国外居住者に係る障害者控除額、配偶者控除額又は配偶者特別控除額の控除を受けようとする場合には、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出した者は、当該国外居住者に係る所得税法施行規則第四十七条の二第五項及び第六項に規定する書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第二百三条の六第三項の規定により提出し、若しくは提示し、又は第二条の二第四項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、若しくは第二条の三第三項の規定により市町村長に提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

10) 国外居住者に係る第一項第三号に掲げる事項を記載した公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出した者(法第四十五条の三の三第二項及び第三百十七条の三の三第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした者を含む。)が法第四十五条の三の三第一項及び第三百十七条の三の三第一項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税につき当該国外居住者に係る扶養控除額の控除を受けようとする場合には、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出した者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の

確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第二百三条の六第三項の規定により提出し、若しくは提示し、又は第二条の二第五項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、若しくは第二条の三第四項の規定により市町村長に提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 当該国外居住者に係る次に掲げる書類

イ 所得税法施行規則第四十七条の二第七項に規定する書類

ロ 所得税法施行規則第四十七条の二第八項に規定する書類

二 当該国外居住者が法第三十四条第一項第十一号ロ(1)及び第三百十四条の二第一項第十一号ロ(1)に掲げる者に該当するものとして扶養控除額の控除を受けようとする場合 当該国外居住者に係る次に掲げる書類

イ 前号イに掲げる書類

ロ 前号ロに掲げる書類

ハ 所得税法施行規則第四十七条の二第九項に規定する書類

三 当該国外居住者が法第三十四条第一項第十一号ロ(3)及び第三百十四条の二第一項第十一号ロ(3)に掲げる者に該当するものとして扶養控除額の控除を受けようとする場合 当該国外居住者に係る次に掲げる書類

イ 第一号イに掲げる書類

ロ 所得税法施行規則第四十七条の二第十項に規定する書類

11| 控除対象外国扶養親族に係る第一項第三号に掲げる事項を記載した

9| 控除対象外国扶養親族に係る第一項第二号に掲げる事項を記載した

公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出した者（法第四十五条の三の第三項及び第三百七条の三の第三項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした者を含む。）が当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る法第四十五条の三の第三項及び第三百七条の三の第三項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る非課税限度額制度適用者である場合には、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出した者は、当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、第二条の二第六項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、又は第二条の三第五項の規定により市町村長に提出した当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類については、この限りでない。

12 前三項の規定による書類（所得税法施行規則第四十七条の二第六項、第八項及び第九項に規定する書類並びに第二条の二第七項第二号に掲げる書類を除く。）の提出については、前三項の公的年金等受給者の扶養親族等申告書を受理した公的年金等支払者を経由して提出することを妨げない。

（公的年金等受給者の扶養親族等申告書の電磁的方法による提供方法）

第二条の三の七 法第四十五条の三の第三項及び第三百七条の三の第三項の規定による公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供は、所得税法第二百三条の六第五項の規定

公的年金等受給者の扶養親族申告書を提出した者（法第四十五条の三の第三項及び第三百七条の三の第三項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした者を含む。）が当該公的年金等受給者の扶養親族申告書に係る法第四十五条の三の第三項及び第三百七条の三の第三項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る非課税限度額制度適用者である場合には、当該公的年金等受給者の扶養親族申告書を提出した者は、当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、第二条の二第五項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、又は第二条の三第三項の規定により市町村長に提出した当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類については、この限りでない。

10 前項 の規定による国外扶養親族証明書類（ 第二条の二第六項第二号に掲げる書類を除く。）の提出については、前項 の公的年金等受給者の扶養親族申告書 を受理した公的年金等支払者を経由して提出することを妨げない。

（公的年金等受給者の扶養親族申告書の電磁的方法による提供方法）

第二条の三の七 法第四十五条の三の第三項及び第三百七条の三の第三項の規定による公的年金等受給者の扶養親族申告書 に記載すべき事項の電磁的方法による提供は、所得税法第二百三条の六第五項の規定

による同項に規定する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供と併せて行わなければならない。

(特別徴収に係る納入)

第二条の六 給与所得に係る個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収義務者が当該特別徴収に係る納入金を市町村に納入する場合（法第七百四十七条の六第二項に規定する方法により納入する場合を除く。）には、当該納入金に第五号の十五様式による納入書（当該様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合において、総務大臣が別の様式を定めたときは、当該様式による納入書）（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて納入するものとする。

(法人の道府県民税に係る申告書等の様式)

第三条 略

2 略

3 法人が道府県民税に係る地方団体の徴収金を納付するとき（口座振替の方法又は法第七百四十七条の六第二項に規定する方法により納付する場合を除く。）は、当該地方団体の徴収金に第十二号の二様式による納入書（当該様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合において、総務大臣が別の様式を定めたときは、当該様式による納入書）（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて納付するものとする。

による同項に規定する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供と併せて行わなければならない。

(特別徴収に係る納入)

第二条の六 給与所得に係る個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収義務者が当該特別徴収に係る納入金を市町村に納入する場合（法第七百四十七条の五の二第二項に規定する方法により納入する場合を除く。）には、当該納入金に第五号の十五様式による納入書（当該様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合において、総務大臣が別の様式を定めたときは、当該様式による納入書）（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて納入するものとする。

(法人の道府県民税に係る申告書等の様式)

第三条 略

2 略

3 法人が道府県民税に係る地方団体の徴収金を納付するとき（口座振替の方法又は法第七百四十七条の五の二第二項に規定する方法により納付する場合を除く。）は、当該地方団体の徴収金に第十二号の二様式による納入書（当該様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合において、総務大臣が別の様式を定めたときは、当該様式による納入書）（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて納付するものとする。

(政令第九条の六の二第一項の割合等)

第三条の二 略

2 政令第九条の七第十五項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 略

四 政令第九条の七第八項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の内国法人又は外国法人の同条第十項各号に定める事業年度の同条第二項に規定する控除限度超過額（以下この条

において「控除限度超過額」という。）とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

五及び六 略

3及び4 略

5 政令第九条の七第二十九項に規定する総務省令で定める金額は、法第五十三条第三十八項の規定による控除をしようとする事業年度において課された同項に規定する外国の法人税等（以下この条 において「外国の法人税等」という。）の額とする。ただし、次の各号に掲げる規定に係る部分の金額については、当該各号に定める金額とする。

一 政令第九条の七第二項又は第七項 控除限度超過額又は同項に規定する国税の控除余裕額（以下この条及び第十条の二の六において「国税の控除余裕額」という。）、道府県民税の控除余裕額若しくは政令第九条の七第七項に規定する市町村民税の控除余裕額（以下この条及び第十条の二の六において「市町村民税の控除余裕額」という。）に

(政令第九条の六の二第一項の割合等)

第三条の二 略

2 政令第九条の七第十五項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 略

四 政令第九条の七第八項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の内国法人又は外国法人の同条第十項各号に定める事業年度の同条第二項に規定する控除限度超過額（第五項第一号及び第六項第二号において「控除限度超過額」という。）とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

五及び六 略

3及び4 略

5 政令第九条の七第二十九項に規定する総務省令で定める金額は、法第五十三条第三十八項の規定による控除をしようとする事業年度において課された同項に規定する外国の法人税等（以下この項及び次項において「外国の法人税等」という。）の額とする。ただし、次の各号に掲げる規定に係る部分の金額については、当該各号に定める金額とする。

一 政令第九条の七第二項又は第七項 控除限度超過額又は同項に規定する国税の控除余裕額（次項第二号及び第十条の二の六において「国税の控除余裕額」という。）、道府県民税の控除余裕額若しくは政令第九条の七第七項に規定する市町村民税の控除余裕額（次項第二号及び第十条の二の六において「市町村民税の控除余裕額」という。）に

係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度の政令第九条の七第二項に規定する国税の控除限度額（以下この条及び第十条の二の六において「国税の控除限度額」という。）、政令第九条の七第二項に規定する道府県民税の控除限度額（以下この条及び第十条の二の六において「道府県民税の控除限度額」という。）、及び政令第九条の七第七項に規定する市町村民税の控除限度額（以下この条及び第十条の二の六において「市町村民税の控除限度額」という。）、及び政令第九条の七第七項に規定する市町村民税の控除限度額（以下この条及び第十条の二の六において「市町村民税の控除限度額」という。）、の合計額並びに当該各事業年度において課された外国の法人税等の額

二 略

6 | 政令第九条の七の二第四項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 | 税額控除不足額相当額（法第五十三条第四十二項（同条第四十七項及び第四十八項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）に規定する税額控除不足額相当額をいう。次号及び次項において同じ。）の控除に関する事項を記載した書類

二 | 税額控除不足額相当額に係る過去適用事業年度（法第五十三条第四十二項に規定する過去適用事業年度をいう。以下この条において同じ。）の過去当初申告税額控除額（同項に規定する過去当初申告税額控除額をいう。第八項第二号において同じ。）及び税額控除額（法第五十三条第三十九項に規定する税額控除額をいう。次号及び第八項において同じ。）の控除に関する事項を記載した書類

三 | 対象前各事業年度（法第五十三条第四十二項に規定する対象前各事

係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度の政令第九条の七第二項に規定する国税の控除限度額（第十条の二の六第五項第一号及び第六項第二号において「国税の控除限度額」という。）、政令第九条の七第二項に規定する道府県民税の控除限度額（第十条の二の六第五項第一号及び第六項第二号において「道府県民税の控除限度額」という。）、及び政令第九条の七第七項に規定する市町村民税の控除限度額（第十条の二の六第五項第一号及び第六項第二号において「市町村民税の控除限度額」という。）、の合計額並びに当該各事業年度において課された外国の法人税等の額

二 略

業年度をいう。以下この号及び第八項第三号において同じ。)において前号の過去適用事業年度に係る税額控除額につき同条第四十二項又は第四十三項の規定の適用があつた場合には、当該対象前各事業年度における同条第四十二項の規定による控除及び同条第四十三項の規定による加算に関する事項を記載した書類

- 7| 政令第九条の七の二第四項に規定する総務省令で定める金額は、次に掲げる金額とする。ただし、同条第一項において準用する政令第九条の七第十九項の規定に係る部分の金額については、同項に規定する控除未済税額控除不足額相当額に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度における法人税割額の計算上法第五十三条第四十二項の規定により控除することとされた
- 税額控除不足額相当額とする。

一 法第五十三条第四十二項の規定による控除を受けるべき金額に係る過去適用事業年度

の外国の法人税等の額

二 略

- 8| 政令第九条の七の二第五項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 税額控除超過額相当額(法第五十三条第四十三項(同条第四十七項及び第四十八項において準用する場合を含む。次項第一号において同じ。))に規定する税額控除超過額相当額をいう。次号において同じ。

()の加算に関する事項を記載した書類

二 税額控除超過額相当額に係る過去適用事業年度の過去当初申告税額

- 6| 政令第九条の七の二第四項に規定する総務省令で定める金額は、次に掲げる金額とする。ただし、同条第一項において準用する政令第九条の七第十九項の規定に係る部分の金額については、同項に規定する控除未済税額控除不足額相当額に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度における法人税割額の計算上法第五十三条第四十一項の規定により控除することとされた同項に規定する税額控除不足額相当額とする。

一 法第五十三条第四十一項の規定による控除を受けるべき金額に係る過去適用事業年度(同項に規定する過去適用事業年度をいう。次号において同じ。))の外国の法人税等の額

二 略

控除額及び税額控除額の控除に関する事項を記載した書類

- 三 対象前各事業年度において前号の過去適用事業年度に係る税額控除額につき法第五十三条第四十二項又は第四十三項の規定の適用があつた場合には、当該対象前各事業年度における同条第四十二項の規定による控除及び同条第四十三項の規定による加算に関する事項を記載した書類

9 政令第九条の七の二第五項に規定する総務省令で定める金額は、次に掲げる金額とする。

- 一 法第五十三条第四十三項の規定により加算されるべき金額に係る過去適用事業年度の外国の法人税等の額
- 二 前号の過去適用事業年度における控除限度超過額又は国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額若しくは市町村民税の控除余裕額に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額並びに当該各事業年度において課された外国の法人税等の額

(法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等)

第三条の二の二 略

2 法第五十三条第五十七項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 及び二 略

三 法第五十三条第五十六項に規定する事実の生じた日及び当該事実の

詳細

(法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等)

第三条の二の二 略

2 法第五十三条第五十五項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 及び二 略

三 法第五十三条第五十四項に規定する事実の生じた日及び当該事実の

詳細

四及び五 略

(法第五十三條第六十一項の届出)

第三條の三 法第五十三條第一項前段に規定する法人のうち法人税法第七十四條第一項又は第四百四十四條の六第一項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、次の各号に掲げる処分、届出又は失効の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに、法第五十三條第六十一項の規定による届出をしなければならない。

一 四 略

2 及び 3 略

(地方税関係手続用電子情報処理組織による申告及び地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例)

第三條の三の二 法第五十三條第六十五項の規定により同項の申告(以下

この項から第三項までにおいて「特定申告」という。)を行う内国法人は、同条第六十五項に規定する申告書記載事項又は同項に規定する添付書類記載事項を、特定申告を行う内国法人の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)から入力して、特定申告を行わなければならない。

2 前項の規定により特定申告を行う内国法人は、当該特定申告の情報に第二十四條の三十九第五項第一号に規定する電子署名(当該内国法人の代表者があらかじめ地方税共同機構を通じて道府県知事に当該特定申告の提出の委任に関する届出を行った場合には、当該委任を受けた者(当該内国法人の役員及び職員に限る。))のものを含む。以下この項にお

四及び五 略

(法第五十三條第五十九項の届出)

第三條の三 法第五十三條第一項前段に規定する法人のうち法人税法第七十四條第一項又は第四百四十四條の六第一項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、次の各号に掲げる処分、届出又は失効の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに、法第五十三條第五十九項の規定による届出をしなければならない。

一 四 略

2 及び 3 略

(地方税関係手続用電子情報処理組織による申告及び地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例)

第三條の三の二 法第五十三條第六十三項の規定により同項の申告(以下

この項から第三項までにおいて「特定申告」という。)を行う内国法人は、同条第六十三項に規定する申告書記載事項又は同項に規定する添付書類記載事項を、特定申告を行う内国法人の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)から入力して、特定申告を行わなければならない。

2 前項の規定により特定申告を行う内国法人は、当該特定申告の情報に第二十四條の三十九第七項第一号に規定する電子署名(当該内国法人の代表者があらかじめ地方税共同機構を通じて道府県知事に当該特定申告の提出の委任に関する届出を行った場合には、当該委任を受けた者(当該内国法人の役員及び職員に限る。))のものを含む。以下この項にお

て「電子署名」という。)を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書(同条第五項第二号に規定する電子証明書をいう。)と併せてこれを送信しなければならない。

3 略

4 法第五十三條第六十五項ただし書に規定する総務省令で定める記録用の媒体は、同項に規定する添付書類記載事項の法第二十六條第一項に規定する電磁的記録を記録した光ディスク 又は磁気ディスクとする。

5 法第五十三條第六十九項後段に規定する総務省令で定める書類は、同条第六十五項の内国法人が、法人税法第七十五條の五第二項の規定により同項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出したことを明らかにする書類とする。

6 法第五十三條第七十項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一及び二 略

三 電気通信回線の故障、災害その他の理由により法第五十三條第六十九項に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難である事情が生じた日

四 略

7 法第五十三條第七十項に規定する総務省令で定める書類は、電気通信回線の故障、災害その他の理由により同条第六十九項に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であることを明らかにする書類とする。

て「電子署名」という。)を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書(同条第七項第二号に規定する電子証明書をいう。)と併せてこれを送信しなければならない。

3 略

4 法第五十三條第六十三項ただし書に規定する総務省令で定める記録用の媒体は、同項に規定する添付書類記載事項の法第二十六條第一項に規定する電磁的記録を記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクとする。

5 法第五十三條第六十七項後段に規定する総務省令で定める書類は、同条第六十三項の内国法人が、法人税法第七十五條の五第二項の規定により同項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出したことを明らかにする書類とする。

6 法第五十三條第六十八項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一及び二 略

三 電気通信回線の故障、災害その他の理由により法第五十三條第六十七項に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難である事情が生じた日

四 略

7 法第五十三條第六十八項に規定する総務省令で定める書類は、電気通信回線の故障、災害その他の理由により同条第六十七項に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であることを明らかにする書類とする。

8 法第五十三条第七十六項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 及び二 略

三 法第五十三条第六十九項の承認を受けた日又はその承認があつたものとみなされた日

四 法第五十三条第七十六項の規定の適用をやめようとする理由

五 略

(法第七十二条の二第一項第三号の事業)

第三条の十四 法第七十二条の二第一項第三号に規定する小売電気事業に準ずるものとして総務省令で定める事業は、他の者の需要に応じ電気を供給する事業（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（次項において「小売電気事業」という。））、同条第一項第八号に規定する一般送配電事業（次項及び第六条の二第一項において「一般送配電事業」という。））、同法第二条第一項第十号に規定する送電事業（次項及び第六条の二第一項において「送電事業」という。））、同法第二条第一項第十一号の二に規定する配電事業（次項において「配電事業」という。））、同条第一項第十二号に規定する特定送配電事業（次項において「特定送配電事業」という。））、同条第一項第十四号に規定する発電事業（次項において「発電事業」という。））、同条第一項第十五号の三に規定する特定卸供給事業（次項において「特定卸供給事業」という。））並びに次項及び第六条の二第一項に規定する事業に該当する部分を除く。）とする。

8 法第五十三条第七十四項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 及び二 略

三 法第五十三条第六十七項の承認を受けた日又はその承認があつたものとみなされた日

四 法第五十三条第七十四項の規定の適用をやめようとする理由

五 略

(法第七十二条の二第一項第三号の事業)

第三条の十四 法第七十二条の二第一項第三号に規定する小売電気事業に準ずるものとして総務省令で定める事業は、他の者の需要に応じ電気を供給する事業（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（次項において「小売電気事業」という。））、同条第一項第八号に規定する一般送配電事業（次項及び第六条の二第一項において「一般送配電事業」という。））、同法第二条第一項第十二号に規定する配電事業（次項において「配電事業」という。））、同条第一項第十三号に規定する特定送配電事業（次項において「特定送配電事業」という。））、同条第一項第十四号に規定する発電事業（次項において「発電事業」という。））及び次項に規定する事業に該当する部分を除く。）とする。

2 法第七十二条の二第一項第三号に規定する発電事業に準ずるものとして総務省令で定める事業は、自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物（電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物をいう。第六条の二第一項において同じ。）を用いて他の者の需要に応じて供給する電気を発電する事業（発電事業に該当する部分を除き、当該電気を発電する事業と併せて他の者の需要に応じ当該電気を供給する場合には、配電事業、特定送配電事業、特定卸供給事業及び第六条の二第一項に規定する事業に該当する部分を除く。）を含む。）とする。

（法第七十二条の二十六第四項の申告書に添付する書類）

第四条の七 法第七十二条の二十六第四項に規定する書類は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 及び二 略

三 法第七十二条の二第一項第三号イに掲げる法人及び同項第四号に掲げる事業を行う法人 中間期間に係る収入金額、付加価値額及び資本金等の額に関する計算書並びに次に掲げるもの（当該次に掲げるものの作成を電磁的記録の作成をもつて行う法人にあつては当該電磁的記録を出力したもの）

イ及びロ 略

四 略

（法人の事業税及び特別法人事業税に係る申告書等の様式）

2 法第七十二条の二第一項第三号に規定する発電事業に準ずるものとして総務省令で定める事業は、自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物（電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物をいう。第六条の二第一項において同じ。）を用いて他の者の需要に応じて供給する電気を発電する事業（発電事業に該当する部分を除き、当該電気を発電する事業と併せて他の者の需要に応じ当該電気を供給する場合には、配電事業、特定送配電事業、一般送配電事業及び特定送配電事業に該当する部分を除く。）を含む。）とする。

（法第七十二条の二十六第四項の申告書に添付する書類）

第四条の七 法第七十二条の二十六第四項に規定する書類は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 及び二 略

三 法第七十二条の二第一項第三号イに掲げる法人 中間期間に係る収入金額、付加価値額及び資本金等の額に関する計算書並びに次に掲げるもの（当該次に掲げるものの作成を電磁的記録の作成をもつて行う法人にあつては当該電磁的記録を出力したもの）

イ及びロ 略

四 略

（法人の事業税及び特別法人事業税に係る申告書等の様式）

第五条 略

2 略

3 法人が事業税及び特別法人事業税に係る地方団体の徴収金を納付する
とき（口座振替の方法又は法第七百四十七条の六第二項に規定する
方法により納付する場合を除く。）は、当該地方団体の徴収金に第十二
号の二様式による納付書（当該様式によることができないやむを得ない
事情があると認める場合において、総務大臣が別の様式を定めたときは
、当該様式による納付書）（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁
的記録を含む。）を添えて納付するものとする。

（地方税関係手続用電子情報処理組織による申告）

第五条の二 略

2 前項の規定により特定申告を行う内国法人は、当該特定申告の情報に
第二十四条の三十九第五項第一号に規定する電子署名（当該内国法人の
代表者があらかじめ地方税共同機構を通じて事務所又は事業所所在地の
道府県知事に当該特定申告の提出の委任に関する届出を行った場合には
、当該委任を受けた者（当該内国法人の役員及び職員に限る。）のもの
を含む。以下この項において「電子署名」という。）を行い、当該電子
署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書（同条
第五項第二号に規定する電子証明書をいう。）と併せてこれを送信しな
ければならない。

3 略

4 法第七十二条の三十二第一項ただし書に規定する総務省令で定める記

第五条 略

2 略

3 法人が事業税及び特別法人事業税に係る地方団体の徴収金を納付する
とき（口座振替の方法又は法第七百四十七条の五の二第二項に規定する
方法により納付する場合を除く。）は、当該地方団体の徴収金に第十二
号の二様式による納付書（当該様式によることができないやむを得ない
事情があると認める場合において、総務大臣が別の様式を定めたときは
、当該様式による納付書）（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁
的記録を含む。）を添えて納付するものとする。

（地方税関係手続用電子情報処理組織による申告）

第五条の二 略

2 前項の規定により特定申告を行う内国法人は、当該特定申告の情報に
第二十四条の三十九第七項第一号に規定する電子署名（当該内国法人の
代表者があらかじめ地方税共同機構を通じて事務所又は事業所所在地の
道府県知事に当該特定申告の提出の委任に関する届出を行った場合には
、当該委任を受けた者（当該内国法人の役員及び職員に限る。）のもの
を含む。以下この項において「電子署名」という。）を行い、当該電子
署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書（同条
第七項第二号に規定する電子証明書をいう。）と併せてこれを送信しな
ければならない。

3 略

4 法第七十二条の三十二第一項ただし書に規定する総務省令で定める記

録用の媒体は、同項に規定する添付書類記載事項の法第七十二条の七第一項に規定する電磁的記録を記録した光ディスク又は磁気ディスクとする。

(法第七十二条の四十八第三項第二号口の事業等)

第六条の二 法第七十二条の四十八第三項第二号口に規定する送電事業に準ずるものとして総務省令で定める事業は、自らが維持し、及び運用する送電用の電気工作物により電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者と同項第四号に規定する振替供給を行う事業（一般送配電事業及び送電事業に該当する部分を除く。）とする。

2 略

(法第三百二十一条の四第七項及び第九項に規定する総務省令で定める方法)

第九条の二十二 略

2 前項に規定する方法により通知情報の提供を行う場合には、市町村長は、当該通知情報に電子署名（第二十四条の三十九第五項第一号に規定する電子署名をいう。以下この条及び第十条第四項において同じ。）を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書（第二十四条の三十九第五項第二号に規定する電子証明書をいう。第十条第四項において同じ。）を併せてこれを送信しなければならない。

録用の媒体は、同項に規定する添付書類記載事項の法第七十二条の七第一項に規定する電磁的記録を記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクとする。

(法第七十二条の四十八第三項第二号口の事業等)

第六条の二 法第七十二条の四十八第三項第二号口に規定する送電事業に準ずるものとして総務省令で定める事業は、自らが維持し、及び運用する送電用の電気工作物により電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者と同項第四号に規定する振替供給を行う事業（一般送配電事業及び同項第十号に規定する送電事業に該当する部分を除く。）とする。

2 略

(法第三百二十一条の四第七項及び第九項に規定する総務省令で定める方法)

第九条の二十二 略

2 前項に規定する方法により通知情報の提供を行う場合には、市町村長は、当該通知情報に電子署名（第二十四条の三十九第七項第一号に規定する電子署名をいう。以下この条及び第十条第四項において同じ。）を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書（第二十四条の三十九第七項第二号に規定する電子証明書をいう。第十条第四項において同じ。）を併せてこれを送信しなければならない。

3 略

(市町村民税に係る申告書等の様式)

第十条 略

2 及び 6 略

7 法第三百十七條の六第五項第二号に規定する総務省令で定める記録用の媒体は、光ディスク又は磁気ディスク(次項において「光ディスク等」という。)とする。

8 及び 9 略

10 法人(法第二百九十四條第八項において法人とみなされるものを含む。第十条の二の六において同じ。)が市町村民税に係る地方団体の徴収金を納付するとき(口座振替の方法又は法第七百四十七條の六第二項に規定する方法により納付する場合を除く。)は、当該地方団体の徴収金に第二十二号の四様式による納付書(当該様式によることができないうやむを得ない事情があると認める場合において、総務大臣が別の様式を定めたときは、当該様式による納付書)(当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)を添えて納付するものとする。

(法人の都民税に係る申告書等の様式)

第十条の二 略

2 略

3 特別区の存する区域内に事務所、事業所又は寮等を有する法人が都民税に係る地方団体の徴収金を納付するとき(口座振替の方法又は法第七

3 略

(市町村民税に係る申告書等の様式)

第十条 略

2 及び 6 略

7 法第三百十七條の六第五項第二号に規定する総務省令で定める記録用の媒体は、光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスク(次項において「光ディスク等」という。)とする。

8 及び 9 略

10 法人(法第二百九十四條第八項において法人とみなされるものを含む。第十条の二の六において同じ。)が市町村民税に係る地方団体の徴収金を納付するとき(口座振替の方法又は法第七百四十七條の五の第二項に規定する方法により納付する場合を除く。)は、当該地方団体の徴収金に第二十二号の四様式による納付書(当該様式によることができないうやむを得ない事情があると認める場合において、総務大臣が別の様式を定めたときは、当該様式による納付書)(当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)を添えて納付するものとする。

(法人の都民税に係る申告書等の様式)

第十条の二 略

2 略

3 特別区の存する区域内に事務所、事業所又は寮等を有する法人が都民税に係る地方団体の徴収金を納付するとき(口座振替の方法又は法第七

百四十七条の六第二項に規定する方法により納付する場合を除く。
（は、第一条の規定にかかわらず、当該地方団体の徴収金に第十二号の二様式による納付書（当該様式によることができないやむを得ない事情がある場合において、総務大臣が別の様式を定めたときは、当該様式による納付書）（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて納付するものとする。

（政令第四十八条の十二の二第一項の割合等）

第十条の二の六 略

2 政令第四十八条の十三第十六項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 略

四 政令第四十八条の十三第九項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の内国法人又は外国法人の同条第十一項各号に定める事業年度の同条第二項に規定する控除限度超過額（以下この条

において「控除限度超過額」という。）とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

五及び六 略

3及び4 略

5 政令第四十八条の十三第三十項に規定する総務省令で定める金額は、法第三百二十一条の八第三十八項の規定による控除をしようとする事業年度において課された同項に規定する外国の法人税等（以下この条において「外国の法人税等」という。）の額とする。ただし、次の

百四十七条の五の二第二項に規定する方法により納付する場合を除く。
（は、第一条の規定にかかわらず、当該地方団体の徴収金に第十二号の二様式による納付書（当該様式によることができないやむを得ない事情がある場合において、総務大臣が別の様式を定めたときは、当該様式による納付書）（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて納付するものとする。

（政令第四十八条の十二の二第一項の割合等）

第十条の二の六 略

2 政令第四十八条の十三第十六項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 略

四 政令第四十八条の十三第九項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の内国法人又は外国法人の同条第十一項各号に定める事業年度の同条第二項に規定する控除限度超過額（第五項第一号及び第六項第二号において「控除限度超過額」という。）とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

五及び六 略

3及び4 略

5 政令第四十八条の十三第三十項に規定する総務省令で定める金額は、法第三百二十一条の八第三十八項の規定による控除をしようとする事業年度において課された同項に規定する外国の法人税等（以下この項及び次項において「外国の法人税等」という。）の額とする。ただし、次の

各号に掲げる規定に係る部分の金額については、当該各号に定める金額とする。

一及び二 略

6| 政令第四十八条の十三の二第四項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 税額控除不足額相当額（法第三百二十一条の八第四十二項（同条第四十七項及び第四十八項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）に規定する税額控除不足額相当額をいう。次号及び次項において同じ。）の控除に関する事項を記載した書類

二 税額控除不足額相当額に係る過去適用事業年度（法第三百二十一条の八第四十二項に規定する過去適用事業年度をいう。以下この条において同じ。）の過去当初申告税額控除額（同項に規定する過去当初申告税額控除額をいう。第八項第二号において同じ。）及び税額控除額（法第三百二十一条の八第三十九項に規定する税額控除額をいう。次号及び第八項において同じ。）の控除に関する事項を記載した書類

三 対象前各事業年度（法第三百二十一条の八第四十二項に規定する対象前各事業年度をいう。以下この号及び第八項第三号において同じ。）において前号の過去適用事業年度に係る税額控除額につき同条第四十二項又は第四十三項の規定の適用があつた場合には、当該対象前各事業年度における同条第四十二項の規定による控除及び同条第四十三項の規定による加算に関する事項を記載した書類

7| 政令第四十八条の十三の二第四項に規定する総務省令で定める金額は、次に掲げる金額とする。ただし、同条第一項において準用する政令第

各号に掲げる規定に係る部分の金額については、当該各号に定める金額とする。

一及び二 略

6| 政令第四十八条の十三の二第四項に規定する総務省令で定める金額は、次に掲げる金額とする。ただし、同条第一項において準用する政令第

四十八条の十三第二十項の規定に係る部分の金額については、同項に規定する控除未済税額控除不足額相当額に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度における法人税割額の計算上法第三百二十一条の八第四十二項の規定により控除することとされた 税額
控除不足額相当額とする。

一 法第三百二十一条の八第四十二項の規定による控除を受けるべき金額に係る過去適用事業年度

の外国の法人税等の額

二 略

8 政令第四十八条の十三の二第五項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 税額控除超過額相当額（法第三百二十一条の八第四十三項（同条第四十七項及び第四十八項において準用する場合を含む。次項第一号において同じ。）に規定する税額控除超過額相当額をいう。次号において同じ。）の加算に関する事項を記載した書類

二 税額控除超過額相当額に係る過去適用事業年度の過去当初申告税額控除額及び税額控除額の控除に関する事項を記載した書類

三 対象前各事業年度において前号の過去適用事業年度に係る税額控除額につき法第三百二十一条の八第四十二項又は第四十三項の規定の適用があつた場合には、当該対象前各事業年度における同条第四十二項の規定による控除及び同条第四十三項の規定による加算に関する事項を記載した書類

9 政令第四十八条の十三の二第五項に規定する総務省令で定める金額は

四十八条の十三第二十項の規定に係る部分の金額については、同項に規定する控除未済税額控除不足額相当額に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度における法人税割額の計算上法第三百二十一条の八第四十一項の規定により控除することとされた同項に規定する税額控除不足額相当額とする。

一 法第三百二十一条の八第四十一項の規定による控除を受けるべき金額に係る過去適用事業年度（同項に規定する過去適用事業年度をいう

。次号において同じ。）の外国の法人税等の額

二 略

次に掲げる金額とする。

一 法第三百二十一条の八第四十三項の規定により加算されるべき金額に係る過去適用事業年度の外国の法人税等の額

二 前号の過去適用事業年度における控除限度超過額又は国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額若しくは市町村民税の控除余裕額に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額並びに当該各事業年度において課された外国の法人税等の額

(法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等)

第十条の二の七 略

2 法第三百二十一条の八第五十七項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一及び二 略

三 法第三百二十一条の八第五十六項に規定する事実の生じた日及び当該事実の詳細

四及び五 略

(地方税関係手続用電子情報処理組織による申告及び地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例)

第十条の二の八 法第三百二十一条の八第六十二項の規定により同項の申告(以下この項から第三項までにおいて「特定申告」という。)を行う内国法人は、同条第六十二項に規定する申告書記載事項又は同項に規定

(法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等)

第十条の二の七 略

2 法第三百二十一条の八第五十五項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一及び二 略

三 法第三百二十一条の八第五十四項に規定する事実の生じた日及び当該事実の詳細

四及び五 略

(地方税関係手続用電子情報処理組織による申告及び地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例)

第十条の二の八 法第三百二十一条の八第六十項の規定により同項の申告(以下この項から第三項までにおいて「特定申告」という。)を行う内国法人は、同条第六十項に規定する申告書記載事項又は同項に規定

する添付書類記載事項を、特定申告を行う内国法人の使用に係る電子計算機から入力して、特定申告を行わなければならない。

2 前項の規定により特定申告を行う内国法人は、当該特定申告の情報に第二十四条の三十九第五項第一号に規定する電子署名（当該内国法人の代表者があらかじめ機構を通じて市町村長に当該特定申告の提出の委任に関する届出を行った場合には、当該委任を受けた者（当該内国法人の役員及び職員に限る。）のものを含む。以下この項において「電子署名」という。）を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書（同条第五項第二号に規定する電子証明書をいう。）と併せてこれを送信しなければならない。

3 略

4 法第三百二十一条の八第六十二項ただし書に規定する総務省令で定める記録用の媒体は、同項に規定する添付書類記載事項の法第二百九十八条第一項に規定する電磁的記録を記録した光ディスク又は磁気ディスクとする。

5 法第三百二十一条の八第六十六項後段に規定する総務省令で定める書類は、同条第六十二項の内国法人が、法人税法第七十五条の五第二項の規定により同項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出したことを明らかにする書類とする。

6 法第三百二十一条の八第六十七項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一及び二 略

三 電気通信回線の故障、災害その他の理由により法第三百二十一条の

する添付書類記載事項を、特定申告を行う内国法人の使用に係る電子計算機から入力して、特定申告を行わなければならない。

2 前項の規定により特定申告を行う内国法人は、当該特定申告の情報に第二十四条の三十九第七項第一号に規定する電子署名（当該内国法人の代表者があらかじめ機構を通じて市町村長に当該特定申告の提出の委任に関する届出を行った場合には、当該委任を受けた者（当該内国法人の役員及び職員に限る。）のものを含む。以下この項において「電子署名」という。）を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書（同条第七項第二号に規定する電子証明書をいう。）と併せてこれを送信しなければならない。

3 略

4 法第三百二十一条の八第六十項ただし書に規定する総務省令で定める記録用の媒体は、同項に規定する添付書類記載事項の法第二百九十八条第一項に規定する電磁的記録を記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクとする。

5 法第三百二十一条の八第六十四項後段に規定する総務省令で定める書類は、同条第六十項の内国法人が、法人税法第七十五条の五第二項の規定により同項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出したことを明らかにする書類とする。

6 法第三百二十一条の八第六十五項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一及び二 略

三 電気通信回線の故障、災害その他の理由により法第三百二十一条の

八第六十六項に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難である事情が生じた日

四略

7 法第三百二十一条の八第六十七項に規定する総務省令で定める書類は、電気通信回線の故障、災害その他の理由により同条第六十六項に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であることを明らかにする書類とする。

8 法第三百二十一条の八第七十三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一及び二略

三 法第三百二十一条の八第六十六項の承認を受けた日又はその承認があつたものとみなされた日

四 法第三百二十一条の八第七十三項の規定の適用をやめようとする理由

五略

(政令第四十九条の十五第一項第六号の総務省令で定める者等)

第十条の七の三略

2～9略

10 政令第四十九条の十五第二項第九号に規定する障害児通所支援事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、児童福祉法第六条の二の第二項に規定する児童発達支援、同条第三項に規定する医療型児童発達支援、同条第四項に規定する放課後等デイサービス及び同条第六項

八第六十四項に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難である事情が生じた日

四略

7 法第三百二十一条の八第六十五項に規定する総務省令で定める書類は、電気通信回線の故障、災害その他の理由により同条第六十四項に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であることを明らかにする書類とする。

8 法第三百二十一条の八第七十一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一及び二略

三 法第三百二十一条の八第六十四項の承認を受けた日又はその承認があつたものとみなされた日

四 法第三百二十一条の八第七十一項の規定の適用をやめようとする理由

五略

(政令第四十九条の十五第一項第六号の総務省令で定める者等)

第十条の七の三略

2～9略

10 政令第四十九条の十五第二項第九号に規定する障害児通所支援事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、児童福祉法第六条の二の第二項に規定する児童発達支援、同条第三項に規定する医療型発達支援、同条第四項に規定する放課後等デイサービス及び同条第五項

11
15
略

に規定する保育所等訪問支援を行う事業の用に供する固定資産とする。

（法第三百八十二条第一項の総務省令で定める事項）

第十五条の五の三 法第三百八十二条第一項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 土地の表示に関する登記をした場合 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項の地図若しくは同条第四項の地図に準ずる図面又は不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第二条第二号に規定する土地所在図若しくは同条第三号に規定する地積測量図
- 二 建物の表示に関する登記をした場合 不動産登記令第二条第五号に規定する建物図面又は同条第六号に規定する各階平面図

（法第三百八十二条の二第一項ただし書及び第三百八十二条の三ただし書の総務省令で定める措置）

第十五条の五の四 法第三百八十二条の二第一項ただし書及び第三百八十二条の三ただし書に規定する総務省令で定める措置は、次に掲げる措置のいずれかとする。

- 一 住所の削除
- 二 住所に代わるものとして市町村長が適当と認める事項の記載
- 三 前二号に掲げるもののほか、市町村長が適当と認める措置

11
15
略

に規定する保育所等訪問支援を行う事業の用に供する固定資産とする。

(法第四百八十五条の十三第一項のたばこ税に係る課税定額の算定方法)

第十六条の四の四 法第四百八十五条の十三第一項に規定するたばこ税に係る課税定額は、次の算式によつて算定するものとする。

算式

$$A \times (C \times 2) / B$$

算式の符号

A 前々年度の全国の市町村たばこ税の額の合計額として総務大臣が定める額

B 全国のたばこ消費基礎人口の合計

C 当該市町村のたばこ消費基礎人口

2 略

(政令第五十四条の四十五第一項の土地等)

第十六条の二十二 政令第五十四条の四十五第一項に規定する総務省令で定める土地は、次に掲げる土地とする。

一 略

二 民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十四条第一項第二号の規定による貸付けを受けた者が当該貸付けに係る事業の用に供するために取得した土地のうち、次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に掲げる当該事業に係る承認若しくは許可の条件又は当該事業に係る届出時に当該貸付けを受けた者から提出された確認書（総務大臣が定

(法第四百八十五条の十三第一項のたばこ税に係る課税定額の算定方法)

第十六条の四の四 第四百八十五条の十三第一項に規定するたばこ税に係る課税定額は、次の算式によつて算定するものとする。

算式

$$A \times (C \times 2) / B$$

算式の符号

A 前々年度の全国の市町村たばこ税の額の合計額として総務大臣が定める額

B 全国のたばこ消費基礎人口の合計

C 当該市町村のたばこ消費基礎人口

2 略

(政令第五十四条の四十五第一項の土地等)

第十六条の二十二 政令第五十四条の四十五第一項に規定する総務省令で定める土地は、次に掲げる土地とする。

一 略

二 民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十四条第一項第二号の規定による貸付けを受けた者が当該貸付けに係る事業の用に供するために取得した土地のうち、次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に掲げる当該事業に係る承認若しくは許可の条件又は当該事業に係る届出時に当該貸付けを受けた者から提出された確認書（総務大臣が定

めるものに限る。)において国又は地方公共団体に無償で譲渡することとされた土地

イ 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)による公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築 同法第十六条又は第二十条の三十若しくは第三十一条により準用される第十六条の承認

ロ 二略

三略

(書面等地方税関係申告等及び書面等以外地方税関係申告等)

第二十四条の三十九

めるものに限る。)において国又は地方公共団体に無償で譲渡することとされた土地

イ 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)による公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築 同法第十六条又は第二十条の十八若しくは第三十一条により準用される第十六条の承認

ロ 二略

三略

(特定書面等地方税関係申告等及び特定地方税関係申告等)

第二十四条の三十九

法第七百四十七条の二第一項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるもののうち、地方税関係法令(同項に規定する地方税関係法令をいう。以下この条及び次条において同じ。)の規定により書面等(法第七百四十七条の二第一項に規定する書面等をいう。以下この条及び次条において同じ。)により行うことその他の方法が規定されているものとする。

一 法第十五条の二第一項から第三項までの規定による申請書の提出

一の二 法第十五条の二第八項(法第十五条の六の二第三項において準用する場合を含む。)の規定による申請書の訂正

一の三 法第十五条の六の二第二項及び第二項の規定による申請書の提出

一の四 法人の道府県民税及び市町村民税並びに法人の事業税に係る法第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書の提出

- 一の五 法第五十条の五及び第三百二十八条の五第二項の納入申告書の提出
- 二 法第五十条の九及び第三百二十八条の十四に規定する特別徴収票の提出
- 三 法第五十三条第一項、第二項及び第三十一項の申告書並びにこれらの申告書に係る同条第三十四項の申告書の提出
- 三の二 法第五十三条第五十九項の規定による届出書の提出
- 四 法第五十三条の二の更正請求書の提出
- 四の二 法第七十一条の十第二項の納入申告書の提出
- 四の三 法第七十一条の三十一第二項の納入申告書の提出
- 四の四 法第七十一条の五十一第二項の納入申告書の提出
- 五 法第七十二条の二十五第二項（同条第六項において準用する場合並びにこれらの規定を法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による承認の申請書の提出
- 六 法第七十二条の二十五第三項及び第五項（これらの規定を法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。）並びに政令第二十四条の四第一項（政令第二十四条の四の三第一項において準用する場合を含む。）の規定による承認等の申請書の提出
- 七 法第七十二条の二十五第八項から第十二項まで（これらの規定を法

第七十二条の二十八第二項並びに第七十二条の二十九第二項及び第四項において準用する場合を含む。）及び第七十二条の二十六第四項の申告書並びにこれらの申告書に係る法第七十二条の三十一第二項及び第三項の修正申告書の提出

七の二 法第七十二条の三十三第一項及び第二項の更正請求書の提出

七の三 法第七十二条の四十八の二第五項に規定する更正請求書の提出

七の四 法第六十条第一項の規定による申告書の提出

七の五 法第六十条第二項の規定による報告書の提出

七の六 法第七十七条の十三第一項の規定による申告書又は報告書の提出

八 法第三百七十七条の六第一項及び第三項に規定する給与支払報告書の提出

八の二 法第三百七十七条の六第二項に規定する届出書の提出

九 法第三百七十七条の六第四項に規定する公的年金等支払報告書の提出

十 法第三百二十一条の四第五項に規定する申出

十の二 法第三百二十一条の五第三項に規定する届出書の提出

十一 法第三百二十一条の八第一項、第二項及び第三十一項の申告書並びにこれらの申告書に係る同条第三十四項の申告書の提出

十一の二 法第三百二十一条の八の二の更正請求書の提出

十二 法第三百八十三条（法第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定により市町村長（同項において法第三百八十三条を準用する場合には、道府県知事）に提出すべき償却資産に係る申告書の提出

十三 法第七百一条の四十六第一項及び第七百一条の四十七第一項の申告書並びにこれらの申告書に係る法第七百一条の四十九第二項の修正申告書の提出

十四 法第七百一条の五十二第二項の規定による申告書の提出

十五 前各号に掲げるものに類するもの及び法人の設立又は廃止の届出書その他の地方税法に基づく条例又は規則により地方団体の長に対して行われる通知（他の行政機関の長（法第七百四十七条の四第一項に規定する行政機関の長をいう。次条第三項において同じ。）から行われるものを除く。）のうち、総務大臣が定めるもの

2 | 十六 地方税関係法令の規定に基づき前各号に掲げるものに添付すべきこととされている書面等の提出及び訂正並びに当該規定に基づき当該各号に掲げるものと併せて送信することとされている事項の送信

法第七百四十七条の三第一項に規定する総務省令で定めるものは、前項各号に掲げるものうち、地方税関係法令の規定により書面等により行うことその他の方法が規定されているもの以外のものをいう。

① 地方団体の長は、書面等地方税関係申告等（法第七百四十七条の二第一項に規定する書面等地方税関係申告等をいう。以下同じ。）又は書面等以外地方税関係申告等（法第七百四十七条の三第一項に規定する書面等以外地方税関係申告等をいう。以下同じ。）を地方税関係手続用電子情報処理組織（法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用し、かつ、機構を経由して行わせる場合には、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務大臣が定める基準に従つ

3 | 地方団体の長は、特定書面等地方税関係申告等（法第七百四十七条の二第一項に規定する特定書面等地方税関係申告等をいう。以下同じ。）又は特定地方税関係申告等（法第七百四十七条の三第一項に規定する特定地方税関係申告等をいう。以下同じ。）を地方税関係手続用電子情報処理組織（法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用し、かつ、機構を経由して行わせる場合には、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務大臣が定める基準に従つ

て行わせるものとする。

- 2| 法第七百四十七条の二第一項の規定により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して書面等地方税関係申告等 を行う者は、書面等地方税関係申告等 を書面等（法第七百四十七条の二第一項に規定する書面等をいう。次条において同じ。）により行うときに記載すべきこととされている事項を、書面等地方税関係申告等 を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、書面等地方税関係申告等 を行わなければならない。

- 3| 法第七百四十七条の三第一項の規定により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して書面等以外地方税関係申告等を行う者は、書面等以外地方税関係申告等を行うときに通知すべきこととされている事項を、書面等以外地方税関係申告等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、書面等以外地方税関係申告等を行わなければならない。

- 4| 第二項の規定により書面等地方税関係申告等 を行う者又は前項の規定により書面等以外地方税関係申告等を行う者は、当該書面等地方税関係申告等 又は書面等以外地方税関係申告等の情報に電子署名（当該書面等地方税関係申告等 又は書面等以外地方税関係申告等を行う者が法人である場合であつて、当該法人の代表者があらかじめ機構を通じて地方団体の長に当該書面等地方税関係申告等 又は書面等以外地方税関係申告等の提出の委任に関する届出を行った場合には、当該委任を受けた者（当該法人の役員及び職員に限る。）の電子署名を含む。以下この項において同じ。）を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。

て行わせるものとする。

- 4| 法第七百四十七条の二第一項の規定により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して特定書面等地方税関係申告等を行う者は、特定書面等地方税関係申告等を書面等 により行うときに記載すべきこと

とされている事項を、特定書面等地方税関係申告等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、特定書面等地方税関係申告等を行わなければならない。

- 5| 法第七百四十七条の三第一項の規定により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して特定地方税関係申告等 を行う者は、特定地方税関係申告等 を行うときに通知すべきこととされている事項を、特定地方税関係申告等 を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、特定地方税関係申告等 を行わなければならない。

- 6| 第四項の規定により特定書面等地方税関係申告等を行う者又は前項の規定により特定地方税関係申告等 を行う者は、当該特定書面等地方税関係申告等 又は特定地方税関係申告等の情報に電子署名（当該特定書面等地方税関係申告等 又は特定地方税関係申告等を行う者が法人である場合であつて、当該法人の代表者があらかじめ機構を通じて地方団体の長に当該特定書面等地方税関係申告等 又は特定地方税関係申告等の提出の委任に関する届出を行った場合には、当該委任を受けた者（当該法人の役員及び職員に限る。）の電子署名を含む。以下この項において同じ。）を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。

らない。ただし、総務大臣の指定する方法により当該書面等地方税関係申告等又は書面等以外地方税関係申告等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

5| 略

(特定書面等地方税関係通知及び特定地方税関係通知)

第二十四条の四十 法第七百四十七条の四第一項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるものうち、地方税関係法令(法第七百四十七条の二第一項に規定する地方税関係法令をいう。次項において同じ。)の規定により書面等により行うことその他の方法が規定されているものとする。

一 及び二 略

三 法第五十三條第六十二項及び第六十三項の規定による通知

四 十一 略

2 略

3 行政機関の長(法第七百四十七条の四第一項に規定する行政機関の長をいう。以下この項において同じ。)は、特定書面等地方税関係通知(法第七百四十七条の四第一項に規定する特定書面等地方税関係通知をいう。以下同じ。)又は特定地方税関係通知(法第七百四十七条の五第一項に規定する特定地方税関係通知をいう。以下同じ。)を地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行う場合には、次に定める基準に従って行うものとする。

一 三 略

らない。ただし、総務大臣の指定する方法により当該特定書面等地方税関係申告等又は特定地方税関係申告等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

7| 略

(特定書面等地方税関係通知及び特定地方税関係通知)

第二十四条の四十 法第七百四十七条の四第一項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるものうち、地方税関係法令(法第七百四十七条の二第一項に規定する地方税関係法令をいう。次項において同じ。)の規定により書面等により行うことその他の方法が規定されているものとする。

一 及び二 略

三 法第五十三條第六十項及び第六十一項の規定による通知

四 十一 略

2 略

3 行政機関の長(法第七百四十七条の四第一項に規定する行政機関の長をいう。以下この項において同じ。)は、特定書面等地方税関係通知(法第七百四十七条の四第一項に規定する特定書面等地方税関係通知をいう。以下同じ。)又は特定地方税関係通知(法第七百四十七条の五第一項に規定する特定地方税関係通知をいう。以下同じ。)を地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行う場合には、次に定める基準に従って行うものとする。

一 三 略

（政令第五十七条の五第一項の特定徴収金の納付又は納入に関する事項）

第二十四条の四十一 政令第五十七条の五第一項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる地方団体の徴収金に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項とする。

- 一 第二十四条の四十三第一項第一号に規定する方法により納付し、又は納入する地方団体の徴収金 同号に規定する符号
- 二 第二十四条の四十三第一項第二号に規定する方法により納付し、又は納入する地方団体の徴収金 同号柱書に規定する符号

（政令第五十七条の五第二項の特定徴収金に関する事項の地方団体への通知等）

第二十四条の四十二 政令第五十七条の五第二項に規定する特定徴収金に関する事項で総務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 法第七百四十七条の六第二項 に規定する特定徴収金（以下「特定徴収金」という。）の納付又は納入を行った者の名称（次条第一項第一号に規定する方法により納付し、又は納入する場合に限る。）

二 略

- 三 特定徴収金の収納を行った法第七百四十七条の六第三項 に規定する特定金融機関等（第三十一条の五第四号及び第三十一条の六第四号において「特定金融機関等」という。）又は特定徴収金の納付若しくは納入の委託を受けた法第七百四十七条の八第一項に規定する機構

（政令第五十七条の五第一項の特定徴収金の納付又は納入に関する事項）

第二十四条の四十一 政令第五十七条の五第一項に規定する総務省令で定める事項は、第二十四条の四十三第一項に規定する符号とする。

- 一 第二十四条の四十三第一項第一号に規定する方法により納付し、又は納入する地方団体の徴収金 同号に規定する符号
- 二 第二十四条の四十三第一項第二号に規定する方法により納付し、又は納入する地方団体の徴収金 同号柱書に規定する符号

（政令第五十七条の五第二項の特定徴収金に関する事項の地方団体への通知等）

第二十四条の四十二 政令第五十七条の五第二項に規定する特定徴収金に関する事項で総務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 法第七百四十七条の五の二第二項に規定する特定徴収金（以下「特定徴収金」という。）の納付又は納入を行った者の名称

二 略

- 三 特定徴収金の収納を行った法第七百四十七条の五の二第三項に規定する特定金融機関等（第三十一条の五第四号及び第三十一条の六第四号において「特定金融機関等」という。）

指定納付受託者（以下「機構指定納付受託者」という。）の名称その

他のこれらの者を識別するための事項

四 略

五 前条第一号又は第二号に規定する符号

六 略

2及び3 略

（法第七百四十七条の六第二項の総務省令で定める方法）

第二十四条の四十三 法第七百四十七条の六第二項に規定する総務省令で

定める方法は、次の各号のいずれかに該当する方法とする。

一 機構の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、地方団体の徴収金の納付若しくは納入の手続に利用することができる入出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するものを使用して地方団体の徴収金の納付又は納入に関する書類に記載すべきこととされている事項を機構の使用に係る電子計算機に送信した上で、機構から得た個々の納付又は納入を識別するために当該事項に基づき機構が割り当てる符号を用いて納付し、又は納入する方法

二 地方団体の徴収金の納付又は納入に関する書類であつて次に掲げる符号が記載されているもの又は次に掲げる符号を用いて納付し、又は納入する方法

イ ロに掲げる符号を電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信するための符号

の名称その

他の収納を行つた者を識別するための事項

四 略

五 前条に規定する符号

六 略

2及び3 略

（法第七百四十七条の五の二第二項の総務省令で定める方法）

第二十四条の四十三 法第七百四十七条の五の二第二項に規定する総務省

令で定める方法は、機構の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、地方団体の徴収金の納付若しくは納入の手続に利用することができる入出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するものを使用して地方団体の徴収金の納付又は納入に関する書類に記載すべきこととされている事項を機構の使用に係る電子計算機に送信した上で、機構から得た個々の納付又は納入を識別するために当該事項に基づき機構が割り当てる符号を用いて納付し、又は納入する方法とする。

ロ 個々の納付又は納入を識別するために地方団体が割り当てる符号

2 前項各号に掲げる方法のいずれかにより地方団体の徴収金の納付又は納入を行おうとする者のうち、地方団体の徴収金の納付若しくは納入の手續に利用することができる入出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するもののみを使用して地方団体の徴収金の納付又は納入の手續を行おうとするものは、次に掲げる事項をあらかじめ機構に届け出なければならぬ。

一 三 略

(法第七百四十七条の六第三項 の総務省令で定める基準)

第二十四条の四十四 法第七百四十七条の六第三項 に規定する総務省令で定める基準は、地方団体の徴収金の収納の事務を行うための総務大臣が定める役務を提供することができることとする。

(政令第五十七条の五の二第三項の特定徴収金に関する事項)

第二十四条の四十五 政令第五十七条の五の二第三項に規定する特定徴収金に関する事項で総務省令で定めるものは、第二十四条の四十二第一項第二号から第六号までに規定する事項とする。

(機構指定納付受託者に対する通知)

第二十四条の四十六 法第七百四十七条の七に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げる事項の通知とする。

一 地方団体の徴収金の納付若しくは納入に関する書類に記載すべきこ

2 前項の方法 により地方団体の徴収金の納付又は納入を行おうとする者のうち、地方団体の徴収金の納付若しくは納入の手續に利用することができる入出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するもののみを使用して地方団体の徴収金の納付又は納入の手續を行おうとするものは、次に掲げる事項をあらかじめ機構に届け出なければならぬ。

一 三 略

(法第七百四十七条の五の二第三項の総務省令で定める基準)

第二十四条の四十四 法第七百四十七条の五の二第三項に規定する総務省令で定める基準は、地方団体の徴収金の収納の事務を行うための総務大臣が定める役務を提供することができることとする。

(政令第五十七条の五の三第三項の特定徴収金に関する事項)

第二十四条の四十五 政令第五十七条の五の三第三項に規定する特定徴収金に関する事項で総務省令で定めるものは、第二十四条の四十二第一項第二号から第六号までに規定する事項とする。

ととされている事項又は記載されている事項その他の当該徴収金を特定するために必要な事項（第二十四条の四十三第一項第一号又は第二号柱書に規定する符号を含む。）

二 次に掲げるいずれかの事項

イ クレジットカードの番号及び有効期限その他当該クレジットカードを使用する方法による決済に関し必要な事項

ロ 電子情報処理組織を使用して番号、記号その他の符号を通知する方法（イに規定する方法を除く。）による決済に関し必要な事項

（機構指定納付受託者の指定の手続）

第二十四条の四十七 法第七百四十七条の八第一項の規定による機構の指定を受けようとする者は、その名称、住所又は事務所の所在地その他機構が必要と認める事項を記載した申出書を機構に提出しなければならぬ。

2 機構は、前項の申出書の提出があつた場合において、その申出につき指定をしたときはその旨を、指定をしないこととしたときはその旨及びその理由を、当該申出書を提出した者に通知するものとする。

（納付又は納入の受託の手続）

第二十四条の四十八 機構指定納付受託者は、法第七百四十七条の七の規定により特定徴収金を納付し、又は納入しようとする者の委託を受けたときは、当該特定徴収金を納付し、又は納入しようとする者に、その旨を電子情報処理組織を使用して通知するものとする。

2 前項の機構指定納付受託者は、同項に規定する委託を受けた特定徴収金に係る第二十四条の四十六第一号に掲げる事項が記録された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を保存するものとする。

（機構指定納付受託者の指定に係る通知事項等）

第二十四条の四十九 法第七百四十七条の八第二項に規定する総務省令で定める事項は、機構が同条第一項の規定による指定をした日とする。

（機構指定納付受託者の名称等の変更の届出）

第二十四条の五十 機構指定納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、法第七百四十七条の八第三項の規定により機構が定める日までに、その旨を記載した届出書を機構に提出しなければならない。

（機構指定納付受託者の報告）

第二十四条の五十一 機構指定納付受託者は、法第七百四十七条の十第二項の規定により、次に掲げる事項を機構に報告しなければならない。

一 報告の対象となつた期間並びに当該期間において法第七百四十七条の七の規定により特定徴収金を納付し、又は納入しようとする者の委託を受けた件数、合計額及び納付年月日

二 前号の期間において受けた同号の委託に係る次に掲げる事項

イ 第二十四条の四十六第一号に掲げる事項

ロ 特定徴収金を納付し、又は納入しようとする者から法第七百四十七条の七の規定により委託を受けた年月日

(機構指定納付受託者が受けた委託に関する事項の地方団体への通知)

第二十四条の五十二 機構は、法第七百四十七条の十第三項の規定により、前条各号に掲げる事項及び同条の報告を行つた機構指定納付受託者の名称その他の当該者を識別するための事項を同項に規定する地方団体に通知しなければならない。

(機構指定納付受託者に対する報告の徴求)

第二十四条の五十三 機構は、機構指定納付受託者に対し、法第七百四十七条の十一第二項の報告を求めるときは、報告すべき事項、報告の期限その他必要な事項を明示するものとする。

(機構指定納付受託者の指定取消の通知)

第二十四条の五十四 機構は、法第七百四十七条の十二第一項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨及びその理由を当該指定の取消しを受けた者に通知するものとする。

(地方税関係帳簿等の電磁的記録による保存等)

第二十五条 略

254 略

(地方税関係帳簿等の電磁的記録による保存等)

第二十五条 略

254 略

5 法第七百四十八条第三項の規定により地方税関係書類（同項に規定する地方税関係書類に限る。以下この条において同じ。）に係る電磁的記録の保存をもつて当該地方税関係書類の保存に代えようとする同項の表の各号の上欄に掲げる者は、次に掲げる要件（当該者が地方税に関する法令の規定による当該電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、第六号（ロ及びハに係る部分に限る。）に掲げる要件を除く。）に従つて当該電磁的記録の保存をしなければならない。

一 略

二 前号の入力に当たつては、次に掲げる要件（当該者が同号イ又はロに掲げる方法により当該地方税関係書類に係る記録事項を入力したことを確認することができる場合にあつては、ロに掲げる要件を除く。）を満たす電子計算機処理システムを使用すること。

イ 略

ロ 当該地方税関係書類の作成又は受領後、速やかに一の入力単位ごとの電磁的記録の記録事項に総務大臣が認定する時刻認証業務（電磁的記録に記録された情報にタイムスタンプを付与する役務を提供する業務をいう。）に係るタイムスタンプ

（次に掲げる要件を満たすものに限る。以下この号及び第二十七条第一項において「タイムスタンプ」という。）を付すこと（当該地方税関係書類の作成又は受領から当該タイムスタンプを付すまでの各事務の処理に関する規程を定めている場合にあつては、その業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに当該記録事項に当

5 法第七百四十八条第三項の規定により地方税関係書類（同項に規定する地方税関係書類に限る。以下この条において同じ。）に係る電磁的記録の保存をもつて当該地方税関係書類の保存に代えようとする同項の表の各号の上欄に掲げる者は、次に掲げる要件（当該者が地方税に関する法令の規定による当該電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、第六号（ロ及びハに係る部分に限る。）に掲げる要件を除く。）に従つて当該電磁的記録の保存をしなければならない。

一 略

二 前号の入力に当たつては、次に掲げる要件（当該者が同号イ又はロに掲げる方法により当該地方税関係書類に係る記録事項を入力したことを確認することができる場合にあつては、ロに掲げる要件を除く。）を満たす電子計算機処理システムを使用すること。

イ 略

ロ 当該地方税関係書類の作成又は受領後、速やかに一の入力単位ごとの電磁的記録の記録事項に一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプ

（次に掲げる要件を満たすものに限る。以下この号及び第二十七条第一項において「タイムスタンプ」という。）を付すこと（当該地方税関係書類の作成又は受領から当該タイムスタンプを付すまでの各事務の処理に関する規程を定めている場合にあつては、その業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに当該記録事項に当

該タイムスタンプを付すこと。

(1)及び(2) 略

ハ及びニ 略

三〇七 略

六〇九 略

(報告書の作成方法)

第三十一条 法第七百五十八条第一項に規定する報告書に記載すべき同項第一号に掲げる事項及び同項第三号に掲げる事項(法第七百五十七条第一号に規定する税負担軽減措置等(以下この項において「税負担軽減措置等」という。))の適用の状況に係るものに限る。)は、次に掲げる税負担軽減措置等の区分に応じ、それぞれ次に定めるものに基づくものとする。

一 道府県民税、事業税、不動産取得税、自動車取得税、軽油引取税、

自動車税、鉦区税、市町村民税、狩猟税、事業所税及び都市計画税に係る税負担軽減措置等 総務大臣が行つた地方税の賦課徴収の状況に

関する調査の結果

二 略

2 略

(帳簿の記載事項)

第三十一条の五 法第七百八十九条に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

該タイムスタンプを付すこと。

(1)及び(2) 略

ハ及びニ 略

三〇七 略

六〇九 略

(報告書の作成方法)

第三十一条 法第七百五十八条第一項に規定する報告書に記載すべき同項第一号に掲げる事項及び同項第三号に掲げる事項(法第七百五十七条第一号に規定する税負担軽減措置等(以下この項において「税負担軽減措置等」という。))の適用の状況に係るものに限る。)は、次に掲げる税負担軽減措置等の区分に応じ、それぞれ次に定めるものに基づくものとする。

一 道府県民税、事業税、不動産取得税、自動車取得税、軽油引取税、

自動車税、鉦区税、市町村民税、狩猟税、事業所税及び都市計画税に係る税負担軽減措置等 総務大臣が行つた地方税の賦課徴収の状況に

関する調査の結果

二 略

2 略

(帳簿の記載事項)

第三十一条の五 法第七百八十九条に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一及び二 略

三 法第七百四十七条の六第一項 の規定に基づき行っている特定徴収金の収納の事務の状況に関する記録

四 法第七百四十七条の六第三項 の規定に基づき行っている特定徴収金の収納の事務の特定金融機関等への委託に関する記録

五 法第七百四十七条の八第一項の規定に基づき行っている機構指定納付受託者の指定に関する記録

(機構における機構処理税務事務の実施状況についての報告書の作成及び公表)

第三十一条の六 法第七百九十条の規定による報告書の作成は、次に掲げる事項について報告書を作成することにより行うものとする。

一及び二 略

三 法第七百四十七条の六第一項 の規定に基づき行っている特定徴収金の収納の事務の状況に関する記録

四 法第七百四十七条の六第三項 の規定に基づき行っている特定徴収金の収納の事務の特定金融機関等への委託に関する記録

五 法第七百四十七条の八第一項の規定に基づき行っている機構指定納付受託者の指定に関する記録

(電子文書法に基づく電磁的記録による保存)

第三十四条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第四百十九号。以下「電子文書法」

一及び二 略

三 法第七百四十七条の五の二第一項の規定に基づき行っている特定徴収金の収納の事務の状況に関する記録

四 法第七百四十七条の五の二第三項の規定に基づき行っている特定徴収金の収納の事務の特定金融機関等への委託に関する記録

(機構における機構処理税務事務の実施状況についての報告書の作成及び公表)

第三十一条の六 法第七百九十条の規定による報告書の作成は、次に掲げる事項について報告書を作成することにより行うものとする。

一及び二 略

三 法第七百四十七条の五の二第一項の規定に基づき行っている特定徴収金の収納の事務の状況に関する記録

四 法第七百四十七条の五の二第三項の規定に基づき行っている特定徴収金の収納の事務の特定金融機関等への委託に関する記録

という。) 第三条第一項の主務省令で定める保存(電子文書法第二条第五号に規定する保存をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、法第七百四十七条の十一第一項の規定に基づく書面(電子文書法第二条第三号に規定する書面をいう。次条から第三十七条までにおいて同じ。)の保存とする。

第三十五条 民間事業者等(電子文書法第二条第一号に規定する民間事業者等をいう。以下この条及び第三十七条において同じ。)が、電子文書法第三条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録(電子文書法第二条第四号に規定する電磁的記録をいう。以下この条及び第三十七条において同じ。)の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一 作成(電子文書法第二条第六号に規定する作成をいう。次条及び第三十七条において同じ。)された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(次号及び第三十七条において「磁気ディスク等」という。)をもつて調製するファイルにより保存する方法

二 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取つてできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法

2 | 民間事業者等が、前項各号の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場

合は、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができなければならない。

(電子文書法に基づく電磁的記録による作成)

第三十六条 電子文書法第四条第一項の主務省令で定める作成は、法第七百四十七条の十一第一項の規定に基づく書面の作成とする。

第三十七条 民間事業者等が、電子文書法第四条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもつて調製する方法により作成を行わなければならない。

附則

(法附則第九条第二十一項の原子力損害の賠償に要する金銭に相当する

附則

(法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項の申出書等の提出期間の特例)

第一条の四 令和二年十月一日から令和三年九月三十日までの期間に係る第一条の十六第一項に規定する指定を都道府県、市町村又は特別区が受けようとする場合における同項の規定の適用については、同項中「七月一日から同月三十一日まで」とあるのは、「八月十一日から同月二十日まで」とする。

(法附則第九条第二十一項の原子力損害の賠償に要する金銭に相当する

金額等)

第二条の九 法附則第九条第二十一項に規定する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額は、同項に規定する一般送配電事業者が同項に規定する発電事業者で総務省令で定めるものに交付するものにあつては賠償負担金相当金(電気事業法施行規則(平成七年通商産業省令第七十七号)第四十五条の二十一の十第一項第三号に規定する賠償負担金相当金をいう。)の額とし、法附則第九条第二十一項に規定する配電事業者が同項に規定する一般送配電事業者で総務省令で定めるものに交付するものにあつては当該配電事業者が同令第四十五条の二十一の八第一項の規定により当該一般送配電事業者から回収される金銭の額とする。

2 法附則第九条第二十一項に規定する原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額は、同項に規定する一般送配電事業者が同項に規定する発電事業者で総務省令で定めるものに交付するものにあつては廃炉円滑化負担金相当金(電気事業法施行規則第四十五条の二十一の十三第一項第三号に規定する廃炉円滑化負担金相当金をいう。)の額とし、法附則第九条第二十一項に規定する配電事業者が同項に規定する一般送配電事業者で総務省令で定めるものに交付するものにあつては当該配電事業者が同令第四十五条の二十一の十一第一項の規定により当該一般送配電事業者から回収される金銭の額とする。

3 法附則第九条第二十一項に規定する発電事業者で総務省令で定めるものは、原子力発電事業者(電気事業法施行規則第四十五条の二十一の九第一項に規定する原子力発電事業者をいう。)とする。

金額等)

第二条の九 法附則第九条第二十一項に規定する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額は、賠償負担金相当金(電気事業法施行規則(平成七年通商産業省令第七十七号)第四十五条の二十一の四第一項第三号に規定する賠償負担金相当金をいう。)

2 法附則第九条第二十一項に規定する原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額は、廃炉円滑化負担金相当金(電気事業法施行規則第四十五条の二十一の七第一項第三号に規定する廃炉円滑化負担金相当金をいう。)

の額とする。

3 法附則第九条第二十一項に規定する発電事業者で総務省令で定めるものは、原子力発電事業者(電気事業法施行規則第四十五条の二十一の三第一項に規定する原子力発電事業者をいう。)とする。

の額とする。

4 法附則第九條第二十一項に規定する一般送配電事業者で総務省令で定めるものは、電気事業法施行規則第四十五條の二十一の十第一項及び第四十五條の二十一の十三第一項の通知を受けた電気事業法第二條第一項第九号に規定する一般送配電事業者とする。

(電子情報処理組織による申告の特例)

第三條の二の二 法附則第九條の五後段の規定により読み替えられた法第七十二條の八十九の二第一項の事業者が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する申告書記載事項(第三項から第五項までにおいて「申告書記載事項」という。)を提供しようとする場合における届出その他の手続については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令(平成十五年財務省令第七十一号)第四條第一項から第三項まで、第六項及び第七項の規定の例による。

2 5 略

(政令附則第七條第二十項の証明がされた家屋)

第三條の二の十七 政令附則第七條第二十項に規定する建築基準法施行令第三章及び第五章の四に規定する基準又は国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、当該家屋が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める同項の基準に適合する旨を証する書類を

道府県知事

(電子情報処理組織による申告の特例)

第三條の二の二 法附則第九條の五後段の規定により読み替えられた法第七十二條の八十九の二第一項の事業者が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する申告書記載事項(第三項から第五項までにおいて「申告書記載事項」という。)を提供しようとする場合における届出その他の手続については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令(平成十五年財務省令第七十一号)第四條第一項から第三項まで及び第七項から第九項までの規定の例による。

2 5 略

(政令附則第七條第二十項の証明がされた家屋)

第三條の二の十七 政令附則第七條第二十項に規定する建築基準法施行令第三章及び第五章の四に規定する基準又は国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、当該家屋が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める同項の基準に適合する旨を証する書類を当該家屋の取得に係る法第七十三條の十八第一項の規定による申告又は

に提出することにより証明がされた家屋とする。

2 略

(政令附則第七条第二十二項の居住者等利用施設)

第三条の二十九 政令附則第七条第二十二項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた低未利用土地は、当該低未利用土地が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める同項各号に掲げる要件に該当する旨を証する書類を道府県知事

に提出することにより市町村長の証明がされた低未利用土地とする。

2 政令附則第七条第二十二項第一号に規定する居住者等利用施設のうち総務省令で定めるものは、都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）第十二条の三第一号に掲げる道路及び通路、同条第二号に掲げる公園、緑地及び広場並びに同条第五号に掲げる集会場、休憩施設及び案内施設とする。

報告の際に提出することにより証明がされた家屋とする。

2 略

(法附則第十一条第十三項の薬局等)

第三条の二十九 法附則第十一条第十三項に規定する総務省令で定める薬局は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第一条第二項第五号に規定する健康サポート薬局とする。

2 政令附則第七条第二十二項に規定する総務省令で定める施設は、飲食店及び喫茶店並びに駐車施設とする。

(政令附則第七条第二十三項の居住者等利用施設)

第三条の二十 政令附則第七条第二十三項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた低未利用土地は、当該低未利用土地が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める同項各号に掲げる要件に該当する旨を証する書類を当該低未利用土地の取得に係る法第七十三条の第十八項の規定による申告又は報告の際に提出することにより市町村長の証明がされた低未利用土地とする。

2 政令附則第七条第二十三項第一号に規定する居住者等利用施設のうち総務省令で定めるものは、都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）第十二条の三第一号に掲げる道路及び通路、同条第二号に掲げる公園、緑地及び広場並びに同条第五号に掲げる集会場、休憩施設及び案内施設とする。

(法附則第十一条第十五項の特定公益的施設等)

第三条の二十 法附則第十一条第十五項に規定する特定公益的施設又は特定公共施設のうち総務省令で定めるものは、福島復興再生特別措置法施行規則（平成二十四年復興庁令第三号）第十八条第一項第六号に掲げる事業により整備する同号イ及びビロに掲げる施設とする。

(政令附則第七条第二十四項第二号の施設)

第三条の二十一 政令附則第七条第二十四項第二号に規定する総務省令で定めるものは、宿泊施設、駐車施設、遊技施設、飲食店、喫茶店及び物品販売施設とする。

(政令附則第十条の書類等)

第四条 政令附則第十条第三項に規定する総務省令で定める事項を記載した書類は、次に掲げる書類とする。

一 法附則第十二条第一項の規定によりその例によるものとされる租税特別措置法第七十条の四第一項に規定する農地、採草放牧地及び準農地（第十二項を除き、以下この条において「農地等」という。）の同法第七十条の四第一項本文に規定する贈与（同項の規定により贈与税の納税の猶予を受ける者にする贈与を除く。以下この項において「贈与」という。）をした者が、租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十条の六第一項に規定する個人に該当する者である旨及び当該贈与を受けた者が同条第五項に規定する要件に該当する

(法附則第十一条第十六項の特定公益的施設等)

第三条の二十一 法附則第十一条第十六項に規定する特定公益的施設又は特定公共施設のうち総務省令で定めるものは、福島復興再生特別措置法施行規則（平成二十四年復興庁令第三号）第八条第一項第七号に掲げる事業により整備する同号イ及びビロに掲げる施設とする。

(政令附則第十条の書類等)

第四条 政令附則第十条第三項に規定する総務省令で定める事項を記載した書類は、次に掲げる書類とする。

一 法附則第十二条第一項の規定によりその例によるものとされる租税特別措置法第七十条の四第一項に規定する農地、採草放牧地及び準農地（第十二項を除き、以下この条において「農地等」という。）の同法第七十条の四第一項本文に規定する贈与（同項の規定により贈与税の納税の猶予を受ける者にする贈与を除く。以下この項において「贈与」という。）をした者が、租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十条の六第一項に規定する個人に該当する者である旨及び当該贈与を受けた者が同条第五項に規定する要件に該当する

者である旨の当該農地等の所在地を管轄する政令附則第十条第十七項に規定する農業委員会（以下この条において「農業委員会」という。）の証明書

二〇四 略

2 略

3 租税特別措置法施行規則第二十三条の七第六項、第十六項、第十七項、第十九項、第二十項、第二十八項、第三十五項、第三十七項、第三十九項、第四十項及び第四十二項並びに第二十三条の七の二第二項から第四項まで、第六項、第七項、第八項（同条第三項、第四項、第六項及び第七項に係る部分に限る。）及び第十項の規定は、法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四第九項、第十二項及び第十九項並びに第七十条の四の二第三項及び第八項（同条第三項、第五項及び第六項に係る部分に限る。）並びに政令附則第十条第五項において準用する租税特別措置法施行令第四十条の六第十四項、第二十二項、第二十五項、第二十六項、第五十八項、第六十三項及び第六十四項並びに第四十条の六の二第二項、第五項、第六項及び第七項（同条第二項、第五項及び第六項に係る部分に限る。）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる租税特別措置法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略

4 政令附則第十条第六項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ次に掲げる事項とする。

者である旨の当該農地等の所在地を管轄する政令附則第十条第十九項に規定する農業委員会（以下この条において「農業委員会」という。）の証明書

二〇四 略

2 略

3 租税特別措置法施行規則第二十三条の七第六項、第十六項、第十七項、第十九項、第二十項、第二十八項、第三十五項、第三十七項、第三十九項、第四十項及び第四十二項並びに第二十三条の七の二第二項から第四項まで、第六項、第七項、第八項（同条第三項、第四項、第六項及び第七項に係る部分に限る。）及び第十項の規定は、法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四第九項、第十二項及び第十九項並びに第七十条の四の二第三項及び第八項（同条第三項、第五項及び第六項に係る部分に限る。）並びに政令附則第十条第五項において準用する租税特別措置法施行令第四十条の六第十四項、第二十二項、第二十五項、第二十六項、第五十八項、第六十四項及び第六十五項並びに第四十条の六の二第二項、第五項、第六項及び第七項（同条第二項、第五項及び第六項に係る部分に限る。）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる租税特別措置法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略

4 政令附則第十条第六項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ次に掲げる事項とする。

一 法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第八項に規定する貸付特例適用農地等（以下この項において「貸付特例適用農地等」という。）に係る同条第八項に規定する農用地利用集積等促進計画（以下この項において「貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積等促進計画」という。）の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権（以下この項において「賃借権等」という。）の存続期間が満了をしたことにより当該賃借権等が消滅した場合 次に掲げる事項

イ 略

二 貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積等促進計画に基づく賃借権等の存続期間の満了する前に当該賃借権等の解約が行われたことにより当該賃借権等が消滅した場合 次に掲げる事項

イ 略

5 略

6 政令附則第十条第七項に規定する証明は、一時的道路用地等の用に供されていた農地等の所在地を管轄する農業委員会が、当該一時的道路用地等の用に供されていた土地が農地等に復したこと及び租税特別措置法第七十条の四第一項の規定の適用を受けている受贈者が当該農地等を耕作していること又は遅滞なく耕作する見込みであること（当該一時的道路用地等の用に供されていた土地が租税特別措置法施行令第四十条の第六十六項第二号又は第三号に規定する敷地又は用地となる場合には、当該土地が租税特別措置法第七十条の四第一項の規定の適用を受けていたものであること）を証する書類を発行することにより行うものとする

一 法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第八項に規定する貸付特例適用農地等（以下この項において「貸付特例適用農地等」という。）に係る同条第八項に規定する農用地利用集積計画（以下この項において「貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画」という。）の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権（以下この項において「賃借権等」という。）の存続期間が満了をしたことにより当該賃借権等が消滅した場合 次に掲げる事項

イ 略

二 貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画 に基づく賃借権等の存続期間の満了する前に当該賃借権等の解約が行われたことにより当該賃借権等が消滅した場合 次に掲げる事項

イ 略

5 略

6 政令附則第十条第七項に規定する証明は、一時的道路用地等の用に供されていた農地等の所在地を管轄する農業委員会が、当該一時的道路用地等の用に供されていた土地が農地等に復したこと及び租税特別措置法第七十条の四第一項の規定の適用を受けている受贈者が当該農地等を耕作していること又は遅滞なく耕作する見込みであること（当該一時的道路用地等の用に供されていた土地が租税特別措置法施行令第四十条の第六十七項第二号又は第三号に規定する敷地又は用地となる場合には、当該土地が租税特別措置法第七十条の四第一項の規定の適用を受けていたものであること）を証する書類を発行することにより行うものとする

7
9
略

10 政令附則第十条第十四項に定める総務省令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる者とする。

一 政令附則第十条第十四項に規定する受贈者が死亡した場合 贈与者又は当該受贈者の相続人（包括受遺者を含む。）

二 略

11 政令附則第十条第十四項に定める総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 四 略

12 農林水産大臣、市町村長又は農業委員会は、政令附則第十条第十六項に規定する農地、採草放牧地及び準農地（以下この項において「農地等」という。）について、租税特別措置法第七十条の四第三十六項の規定により、同項の事実が生じた旨を国税庁長官又は当該農地等の所在地の所轄税務署長に通知した場合には、その旨及び次に掲げる事項を、書面により、当該農地等の所在地の道府県知事に通知しなければならない。

一 三 略

13 略

14 政令附則第十条第十八項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 七 略

15 政令附則第十条第二十一項に規定する総務省令で定める事項は、引き続き法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租

7
9
略

10 政令附則第十条第十六項に定める総務省令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる者とする。

一 政令附則第十条第十六項に規定する受贈者が死亡した場合 贈与者又は当該受贈者の相続人（包括受遺者を含む。）

二 贈与者が死亡した場合 受贈者

11 政令附則第十条第十六項に定める総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 四 略

12 農林水産大臣、市町村長又は農業委員会は、政令附則第十条第十八項に規定する農地、採草放牧地及び準農地（以下この項において「農地等」という。）について、租税特別措置法第七十条の四第三十六項の規定により、同項の事実が生じた旨を国税庁長官又は当該農地等の所在地の所轄税務署長に通知した場合には、その旨及び次に掲げる事項を、書面により、当該農地等の所在地の道府県知事に通知しなければならない。

一 三 略

13 略

14 政令附則第十条第二十項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 七 略

15 政令附則第十条第二十三項に規定する総務省令で定める事項は、引き続き法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租

税特別措置法第七十条の四の二第一項の規定の適用を受けたい旨及び同項に規定する特定貸付農地等に係る特定貸付け（同項に規定する特定貸付けをいう。以下この項及び次項において同じ。）に関する事項で次に掲げるものとする。

16 略
一〇五 略

（政令附則第十一条第二項第一号の倉庫等）

第六条 略

2 及び 3 略

4 政令附則第十一条第二項第一号ホ(2)に規定する装置で総務省令で定めるものは、貯蔵槽ごとに搬入する貨物の種類及び重量を自動的に指定する機能を有し、荷揚げ能力が毎時三百トン以上である装置とする。

5 政令附則第十一条第二項第一号ホ(3)に規定する装置で総務省令で定めるものは、貯蔵槽ごとに搬出する貨物の種類及び重量を自動的に指定する機能を有する装置とする。

6 略

7 政令附則第十一条第二項第一号へ(4)及び同号ト(3)に規定する総務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一〇五 略

六 次に掲げるもののいずれかを有するものであること。

イ 無人搬送車（自動的に走行し、貨物を搬送する機能を有する車両であつて、日本産業規格（産業標準化法第二十条第一項に規定する

税特別措置法第七十条の四の二第一項の規定の適用を受けたい旨及び同項に規定する特定貸付農地等に係る特定貸付け（同項に規定する特定貸付けをいう。以下この項及び次項において同じ。）に関する事項で次に掲げるものとする。

16 略
一〇五 略

（政令附則第十一条第二項第一号の倉庫等）

第六条 略

2 及び 3 略

4 政令附則第十一条第二項第一号ホ(2)に規定する装置で総務省令で定めるものは、貯蔵槽ごとに搬入する貨物の種類及び重量を自動的に指定する機能を有し、荷揚げ能力が毎時三百トン以上である装置とする。

5 政令附則第十一条第二項第一号ホ(3)に規定する装置で総務省令で定めるものは、貯蔵槽ごとに搬出する貨物の種類及び重量を自動的に指定する機能を有する装置とする。

4 略

5 政令附則第十一条第二項第一号へ(4)及び同号ト(3)に規定する総務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一〇五 略

		<p>日本産業規格をいう。) D六八〇一に規定された搬送、移載及び自動走行方式に適合するものをいう。)</p> <p>ロ 自動化保管装置(貨物保管場所管理システムと連動して貨物の出し入れを自動的に行う装置であつて、地震の影響を軽減する機能を有するものをいう。)</p> <p>ハ 高度荷さばき装置(労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)第三十六条第三十一号に規定する産業用ロボットであつて貨物の荷さばきを行うもの又は作業員が行う荷さばきを補助する装置であつて貨物の保管場所及び品名、数量等の情報を表示し、若しくは音声により通知するものをいう。)</p> <p>ニ 自動検品システム(スキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。))又は無線設備により読み取つた貨物の品名、数量等の情報と当該貨物の入出庫に係る荷主からの指図の内容又は帳簿上の在庫の情報とを照合するシステムをいう。)</p>	
		<p>8 8 10 略</p>	
<p>11 政令附則第十一条第三項第一号及び第二号に規定する総務省令で定める基準は、次の表の上欄に掲げる機械設備の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める基準とする。</p>		<p>機械設備の種類</p>	<p>基 準</p>
<p>二 特定搬出用 自動運搬装置</p>	<p>貯蔵槽ごとに搬出する貨物の種類及び重量を自動的に指定する機能を有し、かつ、搬出能力が毎時百トン以上であつて、自動検量装置(貨物の重量</p>	<p>略</p>	<p>略</p>

		<p>9 政令附則第十一条第三項第一号及び第二号に規定する総務省令で定める基準は、次の表の上欄に掲げる機械設備の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める基準とする。</p>	
		<p>6 8 略</p>	
		<p>機械設備の種類</p>	<p>基 準</p>
<p>二 特定搬出用 自動運搬装置</p>	<p>搬出能力</p> <p>百トン以上であつて、自動検量装置(貨物の重量</p>	<p>略</p>	<p>略</p>

を自動的に計量する装置をいう。)が取り付けられたものであること。

を自動的に計量する装置をいう。)が取り付けられたものであること。

10| 政令附則第十一条第四項に規定する総務省令で定める施設は、貨物を積み込み、又は取り卸すための荷さばきの用に供する施設から駅までの経路のうち貨物を効率的に輸送するために最も適切な経路を構成する輸送の用に供するものとする。

11| 政令附則第十一条第四項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた設備は、同項に規定する設備に該当するものとして、国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされたものとする。

12| 附則第十五条第一項第三号に規定する総務省令で定める小規模な総合効率化事業者は、次に掲げるもの以外のものとする。

一 その営む鉄道又は軌道に係る路線の長さの合計が三十五キロメートルを超えており、かつ、当該路線の全部又は一部が大都市(東京都、大阪市及び名古屋市をいう。)又は都市(横浜市及び福岡市をいう。)に存する鉄道事業者等(大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法(平成元年法律第六十一号)第七条第一項に規定する特定鉄道事業者を除く。)

二 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十二年法律第八十八号)第一条第一項に規定する旅客会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第六十一号)附則第二条第一項に規定する新会社又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成二十七年法律第三十六号)附則第二条第一項に

規定する新会社

12) 法附則第十五条第二項第一号に規定する総務省令で定める汚水又は廃液の処理施設は、沈澱又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置、濃縮又は燃焼装置、蒸発洗浄又は冷却装置、中和装置、酸化又は還元装置、凝集沈澱装置、イオン交換装置、生物化学的処理装置、脱アンモニア装置、貯溜装置及び輸送装置並びにこれらに附属する電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備（汚水若しくは廃液の有成分を回収すること又は汚水若しくは廃液を工業用水として再利用することを専らその目的とするものを除く。）で、排水基準を定める省令

（昭和四十六年総理府令第三十五号）附則別表の中欄に掲げる業種、排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成十三年環境省令第二十一号）附則別表の中欄に掲げる業種その他の区分又は排水基準を定める省令等の一部を改正する省令（平成十八年環境省令第三十三号）附則別表の中欄に掲げる業種に属する事業者が取得したものとす。

13) 法附則第十五条第二項第二号に規定する総務省令で定めるごみ処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第五条第一項に規定するごみ処理施設（焼却装置、溶融装置、破碎装置及び圧縮装置並びにこれらに附属する搬送装置、貯溜装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、押込装置、梱包成型装置、電動機、ポンプ、配管、計測器、破碎装置（溶融装置に附属するものに限る。）、集じん装置その他の附属設備で廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項の許可に係るもの（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成九年政令第二百六十九号。第十五項において「廃掃法改正令」という。）附

13) 法附則第十五条第二項第一号に規定する総務省令で定める汚水又は廃液の処理施設は、沈澱又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置、濃縮又は燃焼装置、蒸発洗浄又は冷却装置、中和装置、酸化又は還元装置、凝集沈澱装置、イオン交換装置、生物化学的処理装置、脱アンモニア装置、貯溜装置及び輸送装置並びにこれらに附属する電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備（汚水若しくは廃液の有成分を回収すること又は汚水若しくは廃液を工業用水として再利用することを専らその目的とするものを除く。）

とする。

14) 法附則第十五条第二項第二号に規定する総務省令で定めるごみ処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第五条第一項に規定するごみ処理施設（焼却装置、溶融装置、破碎装置及び圧縮装置並びにこれらに附属する搬送装置、貯溜装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、押込装置、梱包成型装置、電動機、ポンプ、配管、計測器、破碎装置（溶融装置に附属するものに限る。）、集じん装置その他の附属設備で廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項の許可に係るもの（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成九年政令第二百六十九号。第十六項において「廃掃法改正令」という。）附

則第二条第一項の規定の適用を受けるものを除く。) (ボイラー、温水

発生器、蓄熱式熱交換器、選別装置、梱包装置、乾燥装置、発酵槽又は反応槽(熱回収又は再生利用の用に供するものに限る。)を有するものに限る。)及び同法第九条の八第一項の認定(同条第六項の変更の認定を含む。)に係るものに限る。)とする。

14| 法附則第十五条第二項第三号に規定する総務省令で定める一般廃棄物の最終処分場は、第十六条の六第六項第二号に掲げる一般廃棄物の最終処分場(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項の許可に係るもの

に限る。) (擁壁、えん堤、コンクリート槽、遮水工、集排水設備、浸出液処理設備及び搬入管理設備に限る。)とする。

15| 21| 略

22| 政令附則第十一条第六項に規定する総務省令で定める家屋は、同項に規定する作業の用に供する家屋のうち、当該家屋の課税標準となるべき価格に当該作業所において常時雇用する労働者(政令第五十六条の六十八第二項第二号に規定する短時間労働者(以下この項において「短時間労働者」という。)を除く。)の総数に当該短時間労働者の総数に二分の一を乗じて得た数を加算した数に対する常時雇用する政令第五十六条の六十八第二項第一号に規定する心身障害者(短時間労働者を除く。)の数(当該心身障害者のうちに同項第三号に規定する重度心身障害者がある場合には、当該心身障害者の数に当該重度心身障害者の数を加算した数)と同条第一項に規定する短時間労働重度心身障害者の数を合計した数に同項に規定する短時間労働心身障害者の数に二分の一を乗じて得

則第二条第一項の規定の適用を受けるものを除く。)

及び同法第九条の八第一項の認定(同条第六項の変更の認定を含む。)に係るものに限る。)とする。

15| 法附則第十五条第二項第三号に規定する総務省令で定める一般廃棄物の最終処分場は、第十六条の六第六項第二号に掲げる一般廃棄物の最終処分場(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項の許可に係るもの及び同法第九条の八第一項の認定(同条第六項の変更の認定を含む)に係るものに限る。) (擁壁、えん堤、コンクリート槽、遮水工、集排水設備、浸出液処理設備及び搬入管理設備に限る。)とする。

16| 22| 略

23| 政令附則第十一条第七項に規定する総務省令で定める家屋は、同項に規定する作業の用に供する家屋のうち、当該家屋の課税標準となるべき価格に当該作業所において常時雇用する労働者(政令第五十六条の六十八第二項第二号に規定する短時間労働者(以下この項において「短時間労働者」という。)を除く。)の総数に当該短時間労働者の総数に二分の一を乗じて得た数を加算した数に対する常時雇用する政令第五十六条の六十八第二項第一号に規定する心身障害者(短時間労働者を除く。)の数(当該心身障害者のうちに同項第三号に規定する重度心身障害者がある場合には、当該心身障害者の数に当該重度心身障害者の数を加算した数)と同条第一項に規定する短時間労働重度心身障害者の数を合計した数に同項に規定する短時間労働心身障害者の数に二分の一を乗じて得

た数を加算した数の割合を乗じて得た額に相当する部分とする。

23| 政令附則第十一条第八項に規定する総務省令で定める償却資産は、緊急地震速報受信装置その他の内閣総理大臣が定める償却資産とする。

24| 政令附則第十一条第九項に規定する総務省令で定める車両は、既に事業の用に供されていた車両（日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）第二十二条の規定により承継した車両のうち、エンジンその他の主要な部分品の修繕又は取替えを伴う大規模な修理又は改造が行われたことがあるものに限る。以下この項において「既存更新車両」という。）を当該事業の用に供しなくなったことに伴い、当該既存更新車両に代えて当該事業の用に供される車両であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するものであることについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。

- 一 当該車両の最高速度が既存更新車両の最高速度を超えること。
- 二 当該車両の最高出力が既存更新車両の最高出力を超えること。

25| 政令附則第十一条第十項に規定する電気を動力源とする自動車で内

た数を加算した数の割合を乗じて得た額に相当する部分とする。

24| 政令附則第十一条第九項に規定する総務省令で定める償却資産は、緊急地震速報受信装置その他の内閣総理大臣が定める償却資産とする。

25| 政令附則第十一条第十項に規定する総務省令で定める車両は、次の各号に掲げる車両のいずれかであることについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。

- 一 既に事業の用に供されていた車両（日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）第二十二条の規定により承継した車両（次号において「承継車両」という。）のうち、エンジンその他の主要な部分品の修繕又は取替えを伴う大規模な修理又は改造が行われたことがあるものに限る。以下この号において「既存更新車両」という。）を当該事業の用に供しなくなったことに伴い、当該既存更新車両に代えて当該事業の用に供される車両（次号において「代替車両」という。）であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの。
 - イ 当該車両の最高速度が既存更新車両の最高速度を超えること。
 - ロ 当該車両の最高出力が既存更新車両の最高出力を超えること。
 - ハ 当該車両の制御方式が既存更新車両の制御方式に比べて改良されていること。
- 二 代替車両以外の車両（承継車両を事業の用に供しなくなったことに伴い、当該車両に代えて当該事業の用に供されるものに限る。）であつて、高速走行、大量牽引又は大量積載が可能なもの（電気機関車を除く。）

26| 政令附則第十一条第十一項に規定する電気を動力源とする自動車で内

燃機関を有しないものに水素を充填するための設備で総務省令で定めるものは、水素ガス圧縮機又は液体水素圧縮機、ディスプレイを同時に設置する場合のこれらの設備（当該設備と同時に設置する専用の制御装置、サクシヨンスナッパー、蓄圧器、ガス圧縮機用冷却・加温装置、計装空気圧縮機、冷却散水ポンプ、貯水槽、水素受入装置、水素製造原料受入装置、貯槽、水素払出装置、水素製造原料払出装置、気化器、付臭装置、自然蒸発水素処理設備、水素発生設備、水素精製設備、水素放散処理設備、不活性ガス設備、障壁、防火壁、万代堀、ガス検知器、キャノピー又は配管を含む。）とする。

26| 略

27| 政令附則第十一条第十項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一及び二 略

28| 及び29| 略

30| 政令附則第十一条第十四項に規定する地域住民の生活に必要な輸送の需要に応ずる鉄道又は軌道に係る事業を営む者として総務省令で定めるものは、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第七条第一項に規定する鉄道事業者（以下この項において「鉄道事業者」という。）又は軌道法第四条に規定する軌道経営者（以下この項において「鉄道事業者等」という。）で次に掲げるもの以外のものとする。

一〜三 略

四 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六

燃機関を有しないものに水素を充填するための設備で総務省令で定めるものは、水素ガス圧縮機又は液体水素圧縮機、ディスプレイを同時に設置する場合のこれらの設備（当該設備と同時に設置する専用の制御装置、サクシヨンスナッパー、蓄圧器、ガス圧縮機用冷却・加温装置、計装空気圧縮機、冷却散水ポンプ、貯水槽、水素受入装置、水素製造原料受入装置、貯槽、水素払出装置、水素製造原料払出装置、気化器、付臭装置、自然蒸発水素処理設備、水素発生設備、水素精製設備、水素放散処理設備、不活性ガス設備、障壁、防火壁、万代堀、ガス検知器、キャノピー又は配管を含む。）とする。

27| 略

28| 政令附則第十一条第十項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一及び二 略

29| 及び30| 略

31| 政令附則第十一条第十五項に規定する地域住民の生活に必要な輸送の需要に応ずる鉄道又は軌道に係る事業を営む者として総務省令で定めるものは、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第七条第一項に規定する鉄道事業者（以下この項において「鉄道事業者」という。）又は軌道法第四条に規定する軌道経営者（以下この項において「鉄道事業者等」という。）で次に掲げるもの以外のものとする。

一〜三 略

四 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律

十一年法律第八十八号)第一条第一項に規定する旅客会社若しくは同条第二項に規定する貨物会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第六十一号)附則第二条第一項に規定する新会社又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成二十七年法律第三十六号)附則第二条第一項に規定する新会社

五 略

31) 略

34) 政令附則第十一条第十五項に規定する利用者の利便の向上に資するもの又はエネルギーの使用の合理化に資するものとして総務省令で定める車両は、次の各号に掲げる車両のいずれかであることについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。

一及び二 略

35) 法附則第十五条第十三項に規定する総務省令で定める小規模な鉄道事業者等は、次に掲げるもの以外のもとする。

- 一 その営む鉄道又は軌道に係る路線の長さの合計が三十五キロメートルを超えており、かつ、当該路線の全部又は一部が大都市(東京都、大阪市及び名古屋市をいう。)又は都市(横浜市及び福岡市をいう。)に存する鉄道事業者等(大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法(平成元年法律第六十一号)第七条第一項に規定する特定鉄道事業者を除く。)

二 略

第一条第一項に規定する旅客会社若しくは同条第二項に規定する貨物会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第六十一号)附則第二条第一項に規定する新会社又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成二十七年法律第三十六号)附則第二条第一項に規定する新会社

五 略

32) 略

35) 政令附則第十一条第十六項に規定する利用者の利便の向上に資するもの又はエネルギーの使用の合理化に資するものとして総務省令で定める車両は、次の各号に掲げる車両のいずれかであることについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。

一及び二 略

36) 法附則第十五条第十三項に規定する総務省令で定める小規模な鉄道事業者等は、次に掲げるもの以外のもとする。

- 一 その営む鉄道又は軌道に係る路線の長さの合計が三十五キロメートルを超えており、かつ、当該路線の全部又は一部が大都市(東京都、大阪市及び名古屋市をいう。)又は都市(横浜市及び福岡市をいう。)に存する鉄道事業者等(大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法(平成元年法律第六十一号)第七条第一項に規定する特定鉄道事業者を除く。)

二 略

37) 政令附則第十一条第十七項に規定する総務省令で定める車両は、流通

業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第二条第二号に掲げる流通業務総合効率化事業により取得した貨物の位置を固定するための装置が取り付けられた客車であつて貨物輸送を行った距離の全走行距離に対する割合が二分の一以上のもの又は機関車及びコンテナ用の貨車であることについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。

38] 法附則第十五条第十四項に規定する総務省令で定める小規模な総合効率化事業者は、次に掲げるもの以外のものとする。

一 その営む鉄道又は軌道に係る路線の長さの合計が三十五キロメートルを超えており、かつ、当該路線の全部又は一部が大都市（東京都、大阪市及び名古屋市をいう。）又は都市（横浜市及び福岡市をいう。）に存する鉄道事業者等（大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法第七条第一項に規定する特定鉄道事業者を除く。）

二 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第一項に規定する旅客会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に關する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項に規定する新会社又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に關する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第二条第一項に規定する新会社

39] 政令附則第十一条第十九項第二号に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、次に掲げる家屋及び償却資産とする。

一 三 略

36] 政令附則第十一条第十七項第二号に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、次に掲げる家屋及び償却資産とする。

一 三 略

37 政令附則第十一条第十七項第三号に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、水道の用に供するダムにより貯留されている水の当該ダム所在の市町村の区域内における供給に係る部分（当該家屋及び償却資産の価格に当該供給される水の量の当該ダムにより水道に供給されている水の量に対する割合を乗じて得た額に係るものとして区分された家屋及び償却資産をいう。）とする。

38 政令附則第十一条第十八項に規定する都市の居住者の利便の向上に資する施設で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるもの（その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのあるものを除く。）であつて、都市の居住者の利便の向上に資するものであることにつき国土交通大臣の証明を受けたものとする。

一及び二 略

39 法附則第十五条第十八項に規定する家屋又は償却資産で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものであつて、同項に規定する路線に係る鉄道事業の用に供するものであることにつき国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明を受けた家屋又は償却資産とする。

一〜四 略

40 法附則第十五条第十八項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち鉄道軌道安全輸送設備等整備事業又はインバウンド対応型鉄軌道車両整備事業に係る補助とする。

41 法附則第十五条第十九項に規定する総務省令で定める機械その他の設備は、次に掲げる機械その他の設備とする。

40 政令附則第十一条第十九項第三号に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、水道の用に供するダムにより貯留されている水の当該ダム所在の市町村の区域内における供給に係る部分（当該家屋及び償却資産の価格に当該供給される水の量の当該ダムにより水道に供給されている水の量に対する割合を乗じて得た額に係るものとして区分された家屋及び償却資産をいう。）とする。

41 政令附則第十一条第二十項に規定する都市の居住者の利便の向上に資する施設で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるもの（その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのあるものを除く。）であつて、都市の居住者の利便の向上に資するものであることにつき国土交通大臣の証明を受けたものとする。

一及び二 略

42 法附則第十五条第十九項に規定する家屋又は償却資産で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものであつて、同項に規定する路線に係る鉄道事業の用に供するものであることにつき国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明を受けた家屋又は償却資産とする。

一〜四 略

43 法附則第十五条第十九項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち鉄道軌道安全輸送設備等整備事業又はインバウンド対応型鉄軌道車両整備事業に係る補助とする。

44 法附則第十五条第二十項に規定する総務省令で定める機械その他の設備は、次に掲げる機械その他の設備とする。

一 木質固形燃料製造設備（農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令（平成二十年政令第二百九十六号。以下この項において「利用促進法施行令」という。）第二条第二号に掲げる木竹に由来する農林漁業有機物資源を破砕することにより均質にし、乾燥し、かつ、一定の形状に圧縮成形したものを製造するもので、破碎機、乾燥機及び圧縮成形装置を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の原料受入・供給装置、選別機、篩分機、集じん装置、自動調整装置、冷却装置、貯蔵装置、搬送装置、出荷装置、送風機又は配管を含む。）のうち

ち租税特別措置法第十条第八項第六号に規定する中小事業者若しくは同法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者（第三号において「中小事業者等」という。）又は同項第九号に規定する農業協同組合等が新設したもの

二 略

三 脂肪酸メチルエステル製造設備（利用促進法施行令第二条第四号に掲げる脂肪酸メチルエステルを製造するもので、分離装置、反応槽及び精製装置を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の原料受入装置、原料貯蔵装置、原料供給装置、前処理装置、脱臭装置、自動調整装置、搬送装置、排水処理装置、貯留装置、残さ処理装置、出荷装置、ポンプ又は配管を含む。）のうち中小事業者等

の

が新設したもの

一 木質固形燃料製造設備（農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令（平成二十年政令第二百九十六号。以下この項において「利用促進法施行令」という。）第二条第二号に掲げる木竹に由来する農林漁業有機物資源を破砕することにより均質にし、乾燥し、かつ、一定の形状に圧縮成形したものを製造するもので、破碎機、乾燥機及び圧縮成形装置を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の原料受入・供給装置、選別機、篩分機、集じん装置、自動調整装置、冷却装置、貯蔵装置、搬送装置、出荷装置、送風機又は配管を含む。）のうち

二 略

三 脂肪酸メチルエステル製造設備（利用促進法施行令第二条第四号に掲げる脂肪酸メチルエステルを製造するもので、分離装置、反応槽及び精製装置を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の原料受入装置、原料貯蔵装置、原料供給装置、前処理装置、脱臭装置、自動調整装置、搬送装置、排水処理装置、貯留装置、残さ処理装置、出荷装置、ポンプ又は配管を含む。）のうち租税特別措置法第十条第八項第六号に規定する中小事業者又は同法第四十二条の四第八項第七号に規定する中小企業者が新設したもの

の

四略

42| 法附則第十五条第十九項に規定する当該設備のうち総務省令で定めるものは、前項第四号に掲げる機械その他の設備とする。

43| 政令附則第十一条第二十三項に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設とする。

44| 政令附則第十一条第二十四項に規定する総務省令で定める要件は、次の各号の全てに該当することとする。

一 三略

45| 政令附則第十一条第二十五項に規定する総務省令で定める要件は、係留施設等のうち、岸壁の長さが二百四十メートル以上で当該岸壁の前面の泊地の水深が十二メートル以上であり、かつ、敷地面積の合計が六万平方メートル以上であることとする。

46| 法附則第十五条第二十一項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。

47| 政令附則第十一条第二十六項に規定する津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当することについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた工作物とする。

一 三略

48| 法附則第十五条第二十三項に規定する総務省令で定める避難の用に供する部分は、指定避難施設の管理及び協定避難施設の管理協定に関する命令（平成二十三年内閣府・国土交通省令第八号）第一条の規定により明らかにされた避難上有効な屋上その他の場所及び当該場所までの避難

四略

45| 法附則第十五条第二十項に規定する当該設備のうち総務省令で定めるものは、前項第四号に掲げる機械その他の設備とする。

46| 政令附則第十一条第二十五項に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設とする。

47| 政令附則第十一条第二十六項に規定する総務省令で定める要件は、次の各号の全てに該当することとする。

一 三略

48| 政令附則第十一条第二十七項に規定する総務省令で定める要件は、係留施設等のうち、岸壁の長さが二百四十メートル以上で当該岸壁の前面の泊地の水深が十二メートル以上であり、かつ、敷地面積の合計が六万平方メートル以上であることとする。

49| 法附則第十五条第二十二項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。

50| 政令附則第十一条第二十八項に規定する津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当することについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた工作物とする。

一 三略

51| 法附則第十五条第二十四項に規定する総務省令で定める避難の用に供する部分は、指定避難施設の管理及び協定避難施設の管理協定に関する命令（平成二十三年内閣府・国土交通省令第八号）第一条の規定により明らかにされた避難上有効な屋上その他の場所及び当該場所までの避難

上有効な階段その他の経路とする。

49| 政令附則第十一条第二十七項に規定する総務省令で定める設備は、次に掲げる設備とする。

一 六 略

50| 政令附則第十一条第二十八項第二号に規定するプラットホームからの転落を防止するための設備で総務省令で定めるものは、ホームドア及び可動式ホーム柵（これらと併せて設置する列車定点停止装置を含む。）とする。

51| 政令附則第十一条第二十九項に規定する停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものは、同条第二十八項第一号に掲げる事業が実施された停車場建物及び旅客用通路に係る家屋の当該事業実施後の床面積から当該事業実施前の床面積を控除した床面積に相当する部分とする。

52| 法附則第十五条第二十六項第一号イに規定する太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で総務省令で定めるものは、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した太陽光発電設備及びこれと同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置とする。

53| 法附則第十五条第二十六項第一号イに規定する総務省令で定める規模は、出力千キロワットとする。

54| 法附則第十五条第二十六項第一号ロに規定する総務省令で定める規模は、出力二十キロワットとする。

55| 法附則第十五条第二十六項第一号ハに規定する総務省令で定める規模

上有効な階段その他の経路とする。

52| 政令附則第十一条第二十九項に規定する総務省令で定める設備は、次に掲げる設備とする。

一 六 略

53| 政令附則第十一条第三十項第二号に規定するプラットホームからの転落を防止するための設備で総務省令で定めるものは、ホームドア及び可動式ホーム柵（これらと併せて設置する列車定点停止装置を含む。）とする。

54| 政令附則第十一条第三十一項に規定する停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものは、同条第三十項第一号に掲げる事業が実施された停車場建物及び旅客用通路に係る家屋の当該事業実施後の床面積から当該事業実施前の床面積を控除した床面積に相当する部分とする。

55| 法附則第十五条第二十七項第一号イに規定する太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で総務省令で定めるものは、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した太陽光発電設備及びこれと同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置とする。

56| 法附則第十五条第二十七項第一号イに規定する総務省令で定める規模は、出力千キロワットとする。

57| 法附則第十五条第二十七項第一号ロに規定する総務省令で定める規模は、出力二十キロワットとする。

58| 法附則第十五条第二十七項第一号ハに規定する総務省令で定める規模

は、出力千キロワットとする。

56| 法附則第十五条第二十六項第一号二に規定する総務省令で定める規模は、出力二万キロワットとする。

57| 法附則第十五条第二十六項第二号ハに規定する総務省令で定める規模は、出力五千キロワットとする。

58| 法附則第十五条第二十六項第三号ハに規定する総務省令で定める規模は、出力一万キロワットとする。

59| 法附則第十五条第二十七項に規定する補強のための工事で総務省令で定めるものは、特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令（平成二十五年国土交通省令第十六号）第二条に規定する特定鉄道等施設（次項において「特定鉄道等施設」という。）に係る同令第三条の規定に基づき実施される耐震性の向上を図るための補強工事とする。

60| 法附則第十五条第二十七項に規定する鉄道施設で総務省令で定めるものは、次に掲げる特定鉄道等施設の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一及び二 略

61| 法附則第十五条第二十八項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。

62| 法附則第十五条第二十九項に規定する地下街等における洪水時、雨水出水時又は高潮時の避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るための設備で総務省令で定めるものは、防水板、防水扉、排水ポンプ及び換気口浸水防止機とする。

63| 政令附則第十一条第三十四項第六号に規定する総務省令で定める道路

は、出力千キロワットとする。

59| 法附則第十五条第二十七項第一号二に規定する総務省令で定める規模は、出力二万キロワットとする。

60| 法附則第十五条第二十七項第二号ハに規定する総務省令で定める規模は、出力五千キロワットとする。

61| 法附則第十五条第二十七項第三号ハに規定する総務省令で定める規模は、出力一万キロワットとする。

62| 法附則第十五条第二十八項に規定する補強のための工事で総務省令で定めるものは、特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令（平成二十五年国土交通省令第十六号）第二条に規定する特定鉄道等施設（次項において「特定鉄道等施設」という。）に係る同令第三条の規定に基づき実施される耐震性の向上を図るための補強工事とする。

63| 法附則第十五条第二十八項に規定する鉄道施設で総務省令で定めるものは、次に掲げる特定鉄道等施設の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一及び二 略

64| 法附則第十五条第二十九項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。

65| 法附則第十五条第三十項に規定する地下街等における洪水時、雨水出水時又は高潮時の避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るための設備で総務省令で定めるものは、防水板、防水扉、排水ポンプ及び換気口浸水防止機とする。

66| 政令附則第十一条第三十六項第六号に規定する総務省令で定める道路

は、次の各号に掲げるものとする。

一及び二 略

64| 法附則第十五条第三十一項に規定する地下ケーブルその他の総務省令で定める設備は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

<p>一 政令附則第三十一條第一号に規定する一般送配電事業者又は配電事業者</p>	<p>管路、ケーブル、引込線、変圧器、保安開閉装置及び電話ケーブル</p>
<p>二 政令附則第三十一條第三十、三項第二号に規定する電気通信事業者</p>	<p>市内線路設備、市外線路設備及びこれらを收容し、又は保護するための土木設備</p>
<p>三 政令附則第三十一條第三十、三項第三号に規定する事業者</p>	<p>ケーブル、中継増幅器、分岐器、分配器、電源供給器及びこれらを收容し、又は保護するための設備</p>

65| 法附則第十五条第三十二項に規定する農地中間管理権を取得した土地

は、次の各号に掲げるものとする。

一及び二 略

67| 法附則第十五条第三十二項に規定する地下ケーブルその他の総務省令で定める設備は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

<p>一 政令附則第三十一條第三十、五項第一号に規定する一般送配電事業者</p>	<p>管路、ケーブル、引込線、変圧器、保安開閉装置及び電話ケーブル</p>
<p>二 政令附則第三十一條第三十、五項第二号に規定する電気通信事業者</p>	<p>市内線路設備、市外線路設備及びこれらを收容し、又は保護するための土木設備</p>
<p>三 政令附則第三十一條第三十、五項第三号に規定する事業者</p>	<p>ケーブル、中継増幅器、分岐器、分配器、電源供給器及びこれらを收容し、又は保護するための設備</p>

68| 法附則第十五条第三十三項に規定する農地中間管理権を取得した土地

で総務省令で定めるものは、当該土地の所有者が所有する農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された農業振興地域の区域内にある全ての農地（当該者が利用する十アール未満のものを除く。）について、当該農地中間管理権が新たに設定されるもの（当該土地の所有者が法附則第十五条第三十二項に規定する農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項に規定する賃借権の設定等を受けたものを除く。）とする。

66| 法附則第十五条第三十三項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条の二第一項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち企業主導型保育事業の運営費に係る補助とする。

67| 政令附則第十一条第三十六項に規定する総務省令で定める用途は、次に掲げる用途以外の用途とする。

一 一十一 略

68| 政令附則第十一条第三十六項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた土地は、当該土地（当該土地と一体として管理又は使用されている土地を含む。）が前項各号に掲げる用途以外の用途に供する家屋の敷地の用に供されていないことについて国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により市町村長の証明がされた土地とする。

で総務省令で定めるものは、当該土地の所有者が所有する農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された農業振興地域の区域内にある全ての農地（当該者が利用する十アール未満のものを除く。）について、当該農地中間管理権が新たに設定されるもの（当該土地の所有者が法附則第十五条第三十三項に規定する農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項に規定する賃借権の設定等を受けたものを除く。）とする。

69| 法附則第十五条第三十四項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条の二第一項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち企業主導型保育事業の運営費に係る補助とする。

70| 政令附則第十一条第三十八項に規定する総務省令で定める用途は、次に掲げる用途以外の用途とする。

一 一十一 略

71| 政令附則第十一条第三十八項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた土地は、当該土地（当該土地と一体として管理又は使用されている土地を含む。）が前項各号に掲げる用途以外の用途に供する家屋の敷地の用に供されていないことについて国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により市町村長の証明がされた土地とする。

72| 政令附則第十一条第三十九項に規定する総務省令で定める特定電気通信設備は、特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五条第二項第二号に規定する電気通信設備等を定める省令（平成二十八年総務省令第六

- 70) 政令附則第十一条第四十一項に規定する総務省令で定める機械及び装置は、集会施設、研修施設、託児施設、生活改善センター、農作業管理
- 69) 法附則第十五条第三十五項に規定する特定公益的施設又は特定公共施設のうち総務省令で定めるものは、福島復興再生特別措置法施行規則第十八条第一項第六号に掲げる事業により整備する同号イ及びロに掲げる施設とする。
- 73) 政令附則第十一条第三十九項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。
- 一 購入した固定資産 次に掲げる金額の合計額
 - イ 当該固定資産の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他当該固定資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）
 - ロ 当該固定資産を事業の用に供するために直接要した費用の額
 - 二 購入以外の方法により取得した固定資産 次に掲げる金額の合計額
 - イ その取得の時における当該固定資産の取得のために通常要する価額
 - ロ 当該固定資産を事業の用に供するために直接要した費用の額
- 74) 政令附則第十一条第四十項に規定する居住者等利用施設で総務省令で定めるものは、都市再生特別措置法施行規則第十二条の三第一号に掲げる道路及び通路並びに同条第二号に掲げる公園、緑地及び広場とする。
- 75) 法附則第十五条第三十八項に規定する特定公益的施設又は特定公共施設のうち総務省令で定めるものは、福島復興再生特別措置法施行規則第十八条第一項第七号に掲げる事業により整備する同号イ及びロに掲げる施設とする。
- 76) 政令附則第十一条第四十五項に規定する総務省令で定める機械及び装置は、集会施設、研修施設、託児施設、生活改善センター、農作業管理

休養施設、農業者等健康増進施設、地域休養施設又は生活安全保護施設において農林漁業者の共同利用に供する機械及び装置とする。

71| 政令附則第十一条第四十一項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる機械及び装置の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一及び二 略

72| 政令附則第十一条第四十三項第一号に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる機械装置等の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一及び二 略

73| 法附則第十五条第四十項に規定する一体型滞在快適性等向上事業で総務省令で定めるものは、都市再生特別措置法施行規則第十一条の三各号に掲げるもののうち同令第十一条の二各号に掲げる施設等の整備に関する事業とする。

74| 法附則第十五条第四十項に規定する滞在快適性等向上施設等で総務省令で定めるものは、都市再生特別措置法施行規則第十一条の二各号に掲げるものとする。

75| 政令附則第十一条第四十四項に規定する固定資産で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる固定資産のいずれかであることについて国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により市町村長の証明がされた固定資産とする。

一 略

二 前号に掲げる土地の上に設置される都市再生特別措置法施行規則第

休養施設、農業者等健康増進施設、地域休養施設又は生活安全保護施設において農林漁業者の共同利用に供する機械及び装置とする。

77| 政令附則第十一条第四十五項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる機械及び装置の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一及び二 略

78| 政令附則第十一条第四十七項第一号に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる機械装置等の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一及び二 略

79| 法附則第十五条第四十三項に規定する一体型滞在快適性等向上事業で総務省令で定めるものは、都市再生特別措置法施行規則第十一条の三各号に掲げるもののうち同令第十一条の二各号に掲げる施設等の整備に関する事業とする。

80| 法附則第十五条第四十三項に規定する滞在快適性等向上施設等で総務省令で定めるものは、都市再生特別措置法施行規則第十一条の二各号に掲げるものとする。

81| 政令附則第十一条第四十八項に規定する固定資産で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる固定資産のいずれかであることについて国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により市町村長の証明がされた固定資産とする。

一 略

二 前号に掲げる土地の上に設置される都市再生特別措置法施行規則第

十一條の二第一号から第三号まで及び第五号から第十号までに掲げる施設等の用に供する償却資産

三 略

76| 法附則第十五条第四十一項に規定する地域における需要に応じ多様な主体が開設することができる無線局であつて地域社会の諸課題の解決に寄与するものとして総務省令で定めるものは、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第三条第十五号に規定するローカル5 Gの無線局（無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号第2注21(1)に規定する地域社会の諸課題の解決に寄与するものに限る。）とする。

77| 政令附則第十一条第四十五項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる償却資産の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一及び二 略

78| 政令附則第十一条第四十六項に規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる要件のいずれにも該当することについて国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により市町村長の証明がされた事業とする。

一 当該事業が行われる政令附則第十一条第四十六項に規定する都市機能誘導区域（次項第二号イにおいて「都市機能誘導区域」という。）内において十以上の自転車駐車をういて行うものであること。

二 略

79| 法附則第十五条第四十二項に規定する償却資産で総務省令で定められるものは、次に掲げる償却資産のいずれかであることについて国土交通大臣

十一條の二第一号から第三号まで及び第五号から第七号までに掲げる施設等の用に供する償却資産

三 略

82| 法附則第十五条第四十四項に規定する地域における需要に応じ多様な主体が開設することができる無線局であつて地域社会の諸課題の解決に寄与するものとして総務省令で定めるものは、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第三条第十五号に規定するローカル5 Gの無線局（無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号第2注21(1)に規定する地域社会の諸課題の解決に寄与するものに限る。）とする。

83| 政令附則第十一条第四十九項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる償却資産の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一及び二 略

84| 政令附則第十一条第五十項に規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる要件のいずれにも該当することについて国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により市町村長の証明がされた事業とする。

一 当該事業が行われる政令附則第十一条第五十項に規定する都市機能誘導区域（次項第二号イにおいて「都市機能誘導区域」という。）内において十以上の自転車駐車をういて行うものであること。

二 略

85| 法附則第十五条第四十五項に規定する償却資産で総務省令で定められるものは、次に掲げる償却資産のいずれかであることについて国土交通大臣

が総務大臣と協議して定める書類により市町村長の証明がされた償却資産とする。

一及び二 略

80| 法附則第十五条第四十三項第一号に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるものは、同号に規定する雨水貯留浸透施設に該当するものとして、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十一条第一項に規定する都道府県知事等の証明がされた雨水貯留浸透施設とする。

81| 法附則第十五条第四十三項第二号に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるものは、同号に規定する雨水貯留浸透施設に該当するものとして、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により下水道法第四条第一項に規定する公共下水道管理者の証明がされた雨水貯留浸透施設とする。

（政令附則第十二条の割合の補正等）

第七条 第七条の三第一項及び第二項の規定は、政令附則第十二条第四項に規定する区分所有に係る住宅以外の住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該住宅の床面積に対する割合及び区分所有に係る住宅における居住用専有部分に係る基準部分のうち人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合、同条第十一項（同条第十五項において準用する場合を含む。）に規定する住宅である家屋における従前の権利に対応する居住部分又は従前の権利に対応する非居住部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合及び住宅以

が総務大臣と協議して定める書類により市町村長の証明がされた償却資産とする。

一及び二 略

86| 法附則第十五条第四十六項第一号に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるものは、同号に規定する雨水貯留浸透施設に該当するものとして、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十一条第一項に規定する都道府県知事等の証明がされた雨水貯留浸透施設とする。

87| 法附則第十五条第四十六項第二号に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるものは、同号に規定する雨水貯留浸透施設に該当するものとして、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により下水道法第四条第一項に規定する公共下水道管理者の証明がされた雨水貯留浸透施設とする。

（政令附則第十二条の割合の補正等）

第七条 第七条の三第一項及び第二項の規定は、政令附則第十二条第四項に規定する区分所有に係る住宅以外の住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該住宅の床面積に対する割合及び区分所有に係る住宅における居住用専有部分に係る基準部分のうち人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合、同条第十一項（同条第十五項において準用する場合を含む。）に規定する住宅である家屋における従前の権利に対応する居住部分又は従前の権利に対応する非居住部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合及び住宅以

外の家屋における従前の権利に対応する部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合、同条第十三項に規定する区分所有に係るサービス付き高齢者向け貸家住宅における高齢者向け貸家用専有部分に係る高齢者向け特定貸家基準部分のうち専らサービス付き高齢者向け住宅事業に係る住居として貸家の用に供する部分の床面積の当該高齢者向け貸家用専有部分の床面積に対する割合及び区分所有に係るサービス付き高齢者向け貸家住宅以外のサービス付き高齢者向け貸家住宅における高齢者向け特定貸家基準住居部分の床面積の当該サービス付き高齢者向け貸家住宅の床面積に対する割合、同条第十六項に規定する区分所有に係る特定例適用住宅以外の特定特例適用住宅における特定居住用部分又は特定居住用部分以外の部分の床面積の当該特定特例適用住宅の床面積に対する割合及び区分所有に係る特定特例適用住宅における特定居住用部分又は特定居住用部分以外の部分の床面積の当該特定特例適用住宅の床面積に対する割合、同条第二十一項に規定する区分所有に係る耐震基準適合住宅以外の耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該耐震基準適合住宅の床面積に対する割合及び区分所有に係る耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合、同条第二十六項に規定する特定居住用部分の床面積の当該高齢者等居住改修住宅の床面積に対する割合、同条第二十九項に規定する特定居住用部分の床面積の当該高齢者等居住改修専有部分の床面積に対する割合、同条第三十三項に規定する特定居住用部分の床面積の当該熱損失防止改修等住宅の床面積に対する割合、同条第三十六項に規定する特定居住用部分の床面積の当該熱損失防止改修

外の家屋における従前の権利に対応する部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合、同条第十三項に規定する区分所有に係るサービス付き高齢者向け貸家住宅における高齢者向け貸家用専有部分に係る高齢者向け特定貸家基準部分のうち専らサービス付き高齢者向け住宅事業に係る住居として貸家の用に供する部分の床面積の当該高齢者向け貸家用専有部分の床面積に対する割合及び区分所有に係るサービス付き高齢者向け貸家住宅以外のサービス付き高齢者向け貸家住宅における高齢者向け特定貸家基準住居部分の床面積の当該サービス付き高齢者向け貸家住宅の床面積に対する割合、同条第十六項に規定する区分所有に係る特定例適用住宅以外の特定特例適用住宅における特定居住用部分又は特定居住用部分以外の部分の床面積の当該特定特例適用住宅の床面積に対する割合及び区分所有に係る特定特例適用住宅における特定居住用部分又は特定居住用部分以外の部分の床面積の当該特定特例適用住宅の床面積に対する割合、同条第二十一項に規定する区分所有に係る耐震基準適合住宅以外の耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該耐震基準適合住宅の床面積に対する割合及び区分所有に係る耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合、同条第二十六項に規定する特定居住用部分の床面積の当該高齢者等居住改修住宅の床面積に対する割合、同条第二十九項に規定する特定居住用部分の床面積の当該高齢者等居住改修専有部分の床面積に対する割合、同条第三十三項に規定する特定居住用部分の床面積の当該熱損失防止改修等住宅の床面積に対する割合、同条第三十六項に規定する特定居住用部分の床面積の当該熱損失防止改修

等専有部分の床面積に対する割合、同条第四十項に規定する区分所有に係る特定耐震基準適合住宅以外の特定耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該特定耐震基準適合住宅の床面積に対する割合及び区分所有に係る特定耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合、同条第四十三項に規定する特定居住用部分の床面積の当該特定耐震基準適合住宅の床面積に対する割合、同条第四十六項に規定する特定居住改修等住宅の床面積に対する割合、同条第四十七項及び第四十八項に規定する区分所有に係る耐震基準適合家屋以外の耐震基準適合家屋における当該耐震基準適合家屋の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積を控除して得た耐震基準適合家屋における居住用専有部分の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積を控除して得た床面積の当該耐震基準適合家屋の床面積に対する割合及び区分所有に係る耐震基準適合家屋における居住用専有部分の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積を控除して得た床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合の補正について準用する。ただし、市町村の条例で定めるところによつて、法第三百八十八条第一項に規定する固定資産評価基準によつて求めた人の居住の用に供する部分又は従前の権利に対応する部分の価額その他これらの部分に係る税額の算定について適当と認められる基準により算出した数値に基づいて補正を行うこととした場合において、当該条例で定める方法によつて補正することを妨げない。

2
2
8 略

9 法附則第十五条の九第十一項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、同項に規定する納税義務者が同項に規定

専有部分の床面積に対する割合、同条第四十項に規定する区分所有に係る特定耐震基準適合住宅以外の特定耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該特定耐震基準適合住宅の床面積に対する割合及び区分所有に係る特定耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合、同条第四十三項に規定する特定居住用部分の床面積の当該特定耐震基準適合住宅の床面積に対する割合、同条第四十六項に規定する特定居住改修住宅の床面積に対する割合、同条第四十七項及び第四十八項に規定する区分所有に係る耐震基準適合家屋以外の耐震基準適合家屋における当該耐震基準適合家屋の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積を控除して得た耐震基準適合家屋における居住用専有部分の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積を控除して得た床面積の当該耐震基準適合家屋の床面積に対する割合及び区分所有に係る耐震基準適合家屋における居住用専有部分の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積を控除して得た床面積の当該耐震基準適合家屋の床面積に対する割合の補正について準用する。ただし、市町村の条例で定めるところによつて、法第三百八十八条第一項に規定する固定資産評価基準によつて求めた人の居住の用に供する部分又は従前の権利に対応する部分の価額その他これらの部分に係る税額の算定について適当と認められる基準により算出した数値に基づいて補正を行うこととした場合において、当該条例で定める方法によつて補正することを妨げない。

2
2
8 略

9 法附則第十五条の九第十一項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、同項に規定する納税義務者が同項に規定

14 略	<p>13 法附則第十五条の十第一項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、建築物耐震対策緊急促進事業のうち耐震改修を行う事業に係る補助とする。</p>	12 略	<p>四及び五 略</p>	<p>11 法附則第十五条の九の二第六項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、同項に規定する納税義務者が同項に規定する申告書に当該納税義務者の個人番号を記載して提出したときは、第一号の書類は、添付することを要しない。</p> <p>一及び二 略</p> <p>三 法附則第十五条の九第九項に規定する熱損失防止改修工事等が行われた旨及び法附則第十五条の九の二第四項に規定する住宅又は同条第五項に規定する区分所有に係る家屋の専有部分が認定長期優良住宅に該当することとなつた旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類</p> <p>四及び五 略</p>	<p>10 略</p> <p>11 法附則第十五条の九の二第六項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、同項に規定する納税義務者が同項に規定する申告書に当該納税義務者の個人番号を記載して提出したときは、第一号の書類は、添付することを要しない。</p> <p>一及び二 略</p> <p>三 法附則第十五条の九第九項に規定する熱損失防止改修工事等が行われた旨及び法附則第十五条の九の二第四項に規定する住宅又は同条第五項に規定する区分所有に係る家屋の専有部分が認定長期優良住宅に該当することとなつた旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類</p> <p>四及び五 略</p>	<p>10 略</p> <p>11 法附則第十五条の九の二第六項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、同項に規定する納税義務者が同項に規定する申告書に当該納税義務者の個人番号を記載して提出したときは、第一号の書類は、添付することを要しない。</p> <p>一 略</p> <p>二 法附則第十五条の九第九項に規定する熱損失防止改修工事等が行われた旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類</p> <p>三及び四 略</p>
14 略	<p>13 法附則第十五条の十第一項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、耐震対策緊急促進事業のうち耐震改修を行う事業に係る補助とする。</p>	12 略	<p>四及び五 略</p>	<p>11 法附則第十五条の九第九項に規定する熱損失防止改修工事等が行われた旨及び法附則第十五条の九の二第四項に規定する住宅又は同条第五項に規定する区分所有に係る家屋の専有部分が認定長期優良住宅に該当することとなつた旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類</p> <p>四及び五 略</p>	<p>10 略</p> <p>11 法附則第十五条の九の二第六項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、同項に規定する納税義務者が同項に規定する申告書に当該納税義務者の個人番号を記載して提出したときは、第一号の書類は、添付することを要しない。</p> <p>一及び二 略</p> <p>三 法附則第十五条の九第九項に規定する熱損失防止改修工事等が行われた旨及び法附則第十五条の九の二第四項に規定する住宅又は同条第五項に規定する区分所有に係る家屋の専有部分が認定長期優良住宅に該当することとなつた旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類</p> <p>四及び五 略</p>	<p>10 略</p> <p>11 法附則第十五条の九の二第六項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、同項に規定する納税義務者が同項に規定する申告書に当該納税義務者の個人番号を記載して提出したときは、第一号の書類は、添付することを要しない。</p> <p>一 略</p> <p>二 法附則第十五条の九第九項に規定する熱損失防止改修工事等が行われた旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類</p> <p>三及び四 略</p>

15 政令附則第十二条の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定の適用について、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句における床面積の算定に關しては、同表の下欄に掲げる方法によるものとする。

<p>政令附則第十二条第四十六項</p>	<p>特定居住用部分の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床</p>	<p>政令附則第十二条第三十六項</p>	<p>特定居住用部分の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>	<p>政令附則第十二条第四十六項</p>	<p>特定居住用部分の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各熱損失防止改修等専有部分の床面積</p>
----------------------	--------------------	--	----------------------	--------------------	--	----------------------	--------------------	--

15 政令附則第十二条の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定の適用について、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句における床面積の算定に關しては、同表の下欄に掲げる方法によるものとする。

<p>政令附則第十二条第四十六項</p>	<p>特定居住用部分の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床</p>	<p>政令附則第十二条第三十六項</p>	<p>特定居住用部分の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各熱損失防止改修等専有部分の床面積</p>	<p>政令附則第十二条第四十六項</p>	<p>特定居住用部分の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>
----------------------	--------------------	--	----------------------	--------------------	--	----------------------	--------------------	--

略	特定熱損失防 止改修等住宅 専有部分の床 面積	面積に算入する。
	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各特定 熱損失防止改修等住宅専有部分の 床面積の割合により配分して、そ れぞれの各部分の床面積に算入す る。	

(政令附則第十六条の二の八第一項の施設等)

第十二条の三 政令附則第十六条の二の八第一項に規定する特定民間観光
関連施設で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる施設の区分に応
じ、それぞれ当該各号に定める施設のうち、会員その他の当該施設を一
般の利用客に比して有利な条件で利用する権利を有する者が存するもの
又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に
規定する風俗営業若しくは同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業の
用に供するもの以外のものとする。

一 スポーツ又はレクリエーション施設 次に定める施設

イ ホ 略

ヘ テーマパーク(文化、歴史、科学その他の特定の主題に基づいて
施設全体の環境を整備し、その主題に関連する遊戯施設その他の設

略	特定熱損失防 止改修住宅専 有部分の床 面積	面積に算入する。
	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各特定 熱損失防止改修住宅専有部分の 床面積の割合により配分して、そ れぞれの各部分の床面積に算入す る。	

(政令附則第十六条の二の八第一項の施設等)

第十二条の三 政令附則第十六条の二の八第一項に規定する特定民間観光
関連施設で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる施設の区分に応
じ、それぞれ当該各号に定める施設のうち、会員その他の当該施設を一
般の利用客に比して有利な条件で利用する権利を有する者が存するもの
又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に
規定する風俗営業若しくは同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業の
用に供するもの以外のものとする。

一 スポーツ又はレクリエーション施設 次に定める施設

イ 庭球場
ロ ホ 略

備を設け、当該設備により客に娯楽を提供する施設をいう。)

ト 野営場（野外における宿泊を主たる目的としたレクリエーションの用に供するための施設で、管理施設、炊事施設、汚水処理施設、便所その他利便施設を備えたものをいう。）

チ 野外アスレチック場（専らスポーツ又はレクリエーションの用に供するため、材木、ロープ等で組み立てられた構築物が自然の地形等を利用して野外に連続的に配置された施設で、管理施設、休憩所その他利便施設を備えたものをいう。）

リ マリーナ（スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶を係留する係留施設及びこれらの船舶の利便に供する港湾法第二条第五項第一号、第二号、第四号から第六号まで、第八号の二又は第九号の三から第十号の二までに掲げる施設（陸上船舶保管施設、係留施設その他の施設で船舶を長期に保管する者が専ら利用するものを除くものとし、同項第四号に掲げる施設にあつては駐車場に限るものとし、同項第九号の三に掲げる施設にあつては緑地、広場、植栽及び休憩所に限るものとし、同項第十号に掲げる施設にあつては専ら乗組員が利用するものに限るものとする。）により構成される施設をいう。）

ヌ ダイビング施設（海洋でダイビングを行う者の利便の向上のために設置される施設で、器材展示販売室及び講習室（実習用プールを含む。）を備えたものをいう。）

ル 遊園地（メリーゴーランド、遊戯用電車その他の遊戯設備を設け、主として当該設備により客に遊戯をさせる施設をいう。）

二 教養文化施設 次に定める施設

イ 略

ロくホ| 略

三 休養施設 次に定める施設

イ及びロ 略

ハ| スパ施設（浴場施設であつて、海水、海藻、海泥その他の海洋資源、沖縄振興特別措置法第三条第一号に規定する沖縄（以下このハにおいて「沖縄」という。）の泥岩その他の堆積岩又は沖縄の農産物その他の植物の有する美容・瘦身効果その他の健康増進効果を利
用し、マッサージその他手技又は機器を用いて心身の緊張を弛緩さ
せるための施術を行うための施設及び休憩室を備えたものをいう。）

四及び五 略

2 略

3 政令附則第十六条の二の八第六項に規定する総務省令で定める施設は、次の表の上欄に掲げる業種の区分に応じ、それぞれその下欄に掲げる施設とする。

4 略

略

二 教養文化施設 次に定める施設

イ 略

ロ| 博物館（歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供する施設をいう。）

ハ| 美術館

ニくト| 略

三 休養施設 次に定める施設

イ及びロ 略

ハ| 海洋療法施設（海水、海藻、海泥その他の海洋資源若しくは海洋性気候その他の海洋環境の有する医学的な治療効果、健康増進効果、美容・瘦身効果等を利用した病気の治療、保養、健康増進等又はこれらに関する人材の育成若しくは研究開発を行うための施設で、浴槽、プール、シャワー施設、サウナ施設、マッサージ施設、トレーニングルーム、診療施設、研修施設又は研究施設を備えたものをいう。）

四及び五 略

2 略

3 政令附則第十六条の二の八第五項に規定する総務省令で定める施設は、次の表の上欄に掲げる業種の区分に応じ、それぞれその下欄に掲げる施設とする。

4 略

略

(特定口座年間取引報告書の申告書への添付等)

第十七条 法第四十五条の二第一項若しくは第三百十七条の二第一項の申告書又は法第四十五条の二第三項若しくは第三百十七条の二第三項の申告書（**法附則第三十五条の二の六第八項若しくは第十八項又は法附則第三十五条の三第八項若しくは第十八項において準用する法第四十五条の二第四項又は第三百十七条の二第四項の規定による申告書を含む。**）に

政令附則第十八条の二第二項又は第六項に規定する明細書を添付すべき道府県民税及び市町村民税の納税義務者は、当該申告書にこれらの明細書と併せて租税特別措置法施行令第二十五条の十の十第二項に規定する特定口座年間取引報告書若しくはその写し又は当該特定口座年間取引報告書に記載すべき事項を記録した所得税法施行令第二百六十二条第二項に規定する電子証明書等に係る同条第一項に規定する電磁的記録印刷書面（以下この条において「特定口座年間取引報告書等」という。）（二以上の法附則第三十五条の二の四第一項に規定する特定口座（前年において租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項の規定の適用があるものを除く。以下この項において「特定口座」という。）を有する場合には、当該二以上の特定口座に係る特定口座年間取引報告書等及びこれらの合計表（政令附則第十八条の四第四項に規定する合計表をいう。））の添付をする場合には、当該明細書には、附則第十五条第一項の規定にかかわらず、当該添付をする特定口座年間取引報告書等に記載がされた上場株式等（法附則第三十五条の二の四第一項に規定する上場株式等をいう。）に係るこれらの規定による記載は、要しない。

(特定口座年間取引報告書の申告書への添付等)

第十七条 法第四十五条の二第一項若しくは第三百十七条の二第一項の申告書又は法第四十五条の二第三項若しくは第三百十七条の二第三項の申告書（**法附則第三十五条の二の六第八項若しくは第十八項又は法附則第三十五条の三第八項若しくは第十八項において準用する法第四十五条の二第四項又は第三百十七条の二第四項の規定による申告書を含む。**）に

政令附則第十八条の二第二項又は第六項に規定する明細書を添付すべき道府県民税及び市町村民税の納税義務者は、当該申告書にこれらの明細書と併せて租税特別措置法施行令第二十五条の十の十第二項に規定する特定口座年間取引報告書若しくはその写し又は当該特定口座年間取引報告書に記載すべき事項を記録した所得税法施行令第二百六十二条第二項に規定する電子証明書等に係る同条第一項に規定する電磁的記録印刷書面（以下この条において「特定口座年間取引報告書等」という。）（二以上の法附則第三十五条の二の四第一項に規定する特定口座（前年において租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項の規定の適用があるものを除く。以下この項において「特定口座」という。）を有する場合には、当該二以上の特定口座に係る特定口座年間取引報告書等及びこれらの合計表（政令附則第十八条の四第四項に規定する合計表をいう。））の添付をする場合には、当該明細書には、附則第十五条第一項の規定にかかわらず、当該添付をする特定口座年間取引報告書等に記載がされた上場株式等（法附則第三十五条の二の四第一項に規定する上場株式等をいう。）に係るこれらの規定による記載は、要しない。

(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除)

第十九条 政令附則第十八条の五第一項第一号又は第十項第一号に規定する総務省令で定めるところにより計算した金額は、法附則第三十五条の二の六第二項に規定する上場株式等の譲渡（以下この条において「上場株式等の特定譲渡」という。）による事業所得又は雑所得と当該上場株式等の特定譲渡以外の上場株式等の譲渡（以下この条において「上場株式等の一般譲渡」という。）による事業所得又は雑所得とを区分して当該上場株式等の特定譲渡に係る事業所得の金額又は雑所得の金額を計算した場合にこれらの金額の計算上生ずる損失の金額に相当する金額とする。この場合において、当該上場株式等の特定譲渡をした日の属する年分の租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額のうちに当該上場株式等の特定譲渡と当該上場株式等の一般譲渡の双方に関連して生じた金額（以下この条において「共通必要経費の額」という。）があるときは、当該共通必要経費の額は、これらの所得を生ずべき業務に係る収入金額その他の基準のうち当該業務の内容及び費用の性質に照らして合理的と認められるものにより当該上場株式等の特定譲渡に係る必要経費の額と当該上場株式等の一般譲渡に係る必要経費の額とに配分するものとする。

(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除)

第十九条 政令附則第十八条の五第一項第一号又は第十三項第一号に規定する総務省令で定めるところにより計算した金額は、法附則第三十五条の二の六第二項に規定する上場株式等の譲渡（以下この項において「上場株式等の特定譲渡」という。）による事業所得又は雑所得と当該上場株式等の特定譲渡以外の上場株式等の譲渡（以下この項において「上場株式等の一般譲渡」という。）による事業所得又は雑所得とを区分して当該上場株式等の特定譲渡に係る事業所得の金額又は雑所得の金額を計算した場合にこれらの金額の計算上生ずる損失の金額に相当する金額とする。この場合において、当該上場株式等の特定譲渡をした日の属する年分の租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額のうちに当該上場株式等の特定譲渡と当該上場株式等の一般譲渡の双方に関連して生じた金額（以下この項において「共通必要経費の額」という。）があるときは、当該共通必要経費の額は、これらの所得を生ずべき業務に係る収入金額その他の基準のうち当該業務の内容及び費用の性質に照らして合理的と認められるものにより当該上場株式等の特定譲渡に係る必要経費の額と当該上場株式等の一般譲渡に係る必要経費の額とに配分するものとする。

2 | 法附則第三十五条の二の六第八項又は第十八項において準用する法第四十五条の二第四項又は第三百十七條の二第四項の規定による申告書の

様式は、第五号の四様式によるものとする。

3| 前年中に生じた法附則第三十五条の二の六第六項又は第十六項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額について、同条第五項又は第十五項の規定によつて、その損失の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以降の年度分の法附則第三十五条の二の二第二項又は第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除を受けようとする道府県民税及び市町村民税の納税義務者は、法第四十五条の二第一項若しくは第三百七十七条の二第一項の申告書又は法第四十五条の二第三項若しくは第三百七十七条の二第三項の申告書（法附則第三十五条の二の六第八項又は第十八項において準用する法第四十五条の二第四項又は第三百十七條の規定による申告書を含む。）に、第五十六号様式による附属申告書を添付しなければならない。

4| 前年前三年内の各年に生じた法附則第三十五条の二の六第六項又は第十六項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額（同条第五項又は第十五項の規定により前年前において控除されたものを除く。）について、これらの規定によつて、法附則第三十五条の二の二第二項又は第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除を受けようとする道府県民税及び市町村民税の納税義務者は、法第四十五条の二第一項若しくは第三百七十七条の二第一項の申告書又は法第四十五条の二第二項若しくは第三百七十七条の二第三項の申告書（法附則第三十五条の二の六第八項又は第十八項において準用する法第四十五条の二第四項又は第三百十七條の規定による申告書を含む。）に、第五十七号様式による附属申告書を添付しなければならない。

(新型コロナウイルス感染症等に係る特定書面等地方税関係申告等)

第三十一条 法第七百四十七条の二第一項に規定する総務省令で定めるものは、第二十四条の三十九第一項の規定にかかわらず、同項に規定するもののほか、次に掲げるもののうち、地方税関係法令(法第七百四十七条の二第一項に規定する地方税関係法令をいう。)の規定により書面等(同項に規定する書面等をいう。)により行うことその他の方法が規定されているものとする。

- 一 法附則第五十九条第二項の規定による申請書及び添付すべき書類の提出
- 二 法附則第五十九条第三項において準用する法第十五条の二第八項の規定による申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出
- 三 法附則第六十三条第二項の規定による申告書及び添付すべき書類の提出

第十七号様式別表(第十条関係)

第17号様式別表記載要領

1～8 略

9 退職手当等(地方税法第50条の2及び第328条に規定する退職手当等に限る。以下9及び18において同じ。)の支払を受ける配偶者(合計所得金額(同法第23条第1項第13号及び第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下9において同じ。)が133万円以下であるものに限る。以下9及び18において同じ。)又は扶養親族がいる場合には

第十七号様式別表(第十条関係)

第17号様式別表記載要領

1～8 略

、「摘要」の欄にその者の氏名、配偶者又は扶養親族である場合にはその旨、生年月日、住所、障害者又は特別障害者である場合にはその旨、国外に居住する非居住者である場合にはその旨及びその者の合計所得金額の見積額並びに納税者が寡婦又はひとり親である場合（退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。）にはその旨を記載してください。氏名の前には（退）と記載し、「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の欄に記載する個人番号との対応関係が分かるようにしてください。

10 租税特別措置法第41条の2の2第1項の規定（以下10において「特例規定」という。）の適用がある場合には、「住宅借入金等特別控除の額の内訳」の欄にはそれぞれ次により記載してください。

（イ） 略

（ロ） 給与等の支払を受ける者が特例規定の適用を受けた者である場合（（ハ）に規定する場合を除く。）には、特例規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日（当該年月日が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条の2第1項の規定による租税特別措置法第41条の規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日であるときは、その適用を受けた旨及び当該年月日）及びその者の住宅の取得等（同条第1項に規定する住宅の取得等、同条第10項に規定する認定住宅等の新築等又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する住宅の増改築等をいう。（ハ）において同じ。）が特定取得（同法第41条第5項又は第41条の3の2第18項に規定す

9 租税特別措置法第41条の2の2第1項の規定（以下9において「特例規定」という。）の適用がある場合には、「住宅借入金等特別控除の額の内訳」の欄にはそれぞれ次により記載してください。

（イ） 略

（ロ） 給与等の支払を受ける者が特例規定の適用を受けた者である場合（（ハ）に規定する場合を除く。）には、特例規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日（当該年月日が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条の2第1項の規定による租税特別措置法第41条の規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日であるときは、その適用を受けた旨及び当該年月日）及びその者の住宅の取得等（同条第1項に規定する住宅の取得等、同条第10項に規定する認定住宅の新築等又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する住宅の増改築等をいう。（ハ）において同じ。）が特定取得（同法第41条第5項又は第41条の3の2第18項に規定す

る特定取得をいう。(ハ)において同じ。)又は特別特定取得(同法第41条第14項に規定する特別特定取得をいう。(ハ)において同じ。)に該当する場合には、その旨を記載してください。

- (ハ) 給与等の支払を受ける者が二以上の居住年(租税特別措置法第41条第1項、第6項若しくは第10項若しくは第13項若しくは第16項又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する居住年をそれぞれ一の年とする場合におけるこれらの居住年をいう。以下(ハ)において同じ。)に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額(同法第41条第1項に規定する住宅借入金等の金額、同条第6項に規定する特例住宅借入金等の金額、同条第10項に規定する認定住宅借入金等の金額若しくは同条第13項に規定する特別特定住宅借入金等の金額若しくは同条第16項に規定する認定特別特定住宅借入金等の金額又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する増改築等住宅借入金等の金額をいう。以下(ハ)において同じ。)について特例規定の適用を受けた者である場合には、当該住宅借入金等の金額につき異なる居住年ごとに区分し、当該区分をした居住年ごとの特例規定の適用を受けた旨(同条第1項又は第5項の規定により特例規定の適用を受けた場合には、その旨)、特例規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日及び当該住宅借入金等の金額の合計額並びに当該住宅の取得等が特定取得又は特別特定取得に該当する場合には、その旨を記載してください。

(三) 略

る特定取得をいう。(ハ)において同じ。)又は特別特定取得(同法第41条第14項に規定する特別特定取得をいう。(ハ)において同じ。)に該当する場合には、その旨を記載してください。

- (ハ) 給与等の支払を受ける者が二以上の居住年(租税特別措置法第41条第1項、第6項若しくは第10項若しくは第13項若しくは第16項又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する居住年をそれぞれ一の年とする場合におけるこれらの居住年をいう。以下(ハ)において同じ。)に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額(同法第41条第1項に規定する住宅借入金等の金額、同条第6項に規定する特例住宅借入金等の金額、同条第10項に規定する認定住宅借入金等の金額若しくは同条第13項に規定する特別特定住宅借入金等の金額若しくは同条第16項に規定する認定特別特定住宅借入金等の金額又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する増改築等住宅借入金等の金額をいう。以下(ハ)において同じ。)について特例規定の適用を受けた者である場合には、当該住宅借入金等の金額につき異なる居住年ごとに区分し、当該区分をした居住年ごとの特例規定の適用を受けた旨(同条第1項又は第5項の規定により特例規定の適用を受けた場合には、その旨)、特例規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日及び当該住宅借入金等の金額の合計額並びに当該住宅の取得等が特定取得又は特別特定取得に該当する場合には、その旨を記載してください。

(三) 略

11～17 略

18 「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の欄には、5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号及び退職手当等の支払を受ける配偶者又は扶養親族の個人番号を記載してください。個人番号の前には、5人目以降の16歳未満の扶養親族の場合には、「摘要」の欄において氏名等の前に記載した括弧書きの数字を付し、退職手当等の支払を受ける配偶者又は扶養親族の場合には、「摘要」の欄において氏名等との対応関係が分かるようにしてください。

(例 「(2) 個人番号」 「(退) 個人番号」)

19～21 略

第十七条の二様式別表(第十条関係)

第17号の2様式別表記載要領

1～13 略

14 摘要の欄には、3人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名及び個人番号を記載し、特定配偶者(地方税法第45条の3の3第1項及び第317条の3の3第1項に規定する特定配偶者をいう。以下14において同じ。)又は退職手当等(同法第50条の2及び第328条に規定する退職手当等に限る。以下14において同じ。)の支払を受ける扶養親族の氏名、配偶者又は扶養親族である場合にはその旨、個人番号、生年月日、住所、障害者又は特別障害者である場合にはその旨、国外に居住する非居住者である場合にはその旨及びその者の同法第23条第1項第13号及び第292条第1項第13号に規定する合計所得金額の見積額並びに納

10～16 略

17 「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の欄には、5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号を

記載してください。個人番号の前には

「摘要」の欄において氏名

等の前に記載した括弧書きの数字を付し、

氏名等との対応関係が分かるようにしてください。

(例 「(2) 個人番号」)

18～20 略

第十七条の二様式別表(第十条関係)

第17号の2様式別表記載要領

1～13 略

14 摘要の欄には、3人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名及び個人番号

税者が寡婦又はひとり親である場合（退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。）にはその旨を記載すること。また、16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に（年少）と記載し、3人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国外扶養親族である場合にはその旨を記載し、特定配偶者又は退職手当等の支払を受ける扶養親族である場合には、氏名の後に（退）と記載すること。

15及び16 略

_____を記載すること。また、16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に（年少）と記載し、3人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国外扶養親族である場合にはその旨を_____

_____記載すること。

15及び16 略

第二条による改正（地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和二年総務省令第九十四号）附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令による改正前の地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号））

改 正 後	改 正 前
<p>（法第七十二条の二第一項第三号の事業）</p> <p>第三条の十四 法第七十二条の二第一項第三号に規定する小売電気事業に準ずるものとして総務省令で定める事業は、他の者の需要に応じ電気を供給する事業（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（次項において「小売電気事業」という。））、同条第一項第八号に規定する一般送配電事業（次項及び第六条の二第一項において「一般送配電事業」という。））、同法第二条第一項第十号に規定する送電事業（次項及び第六条の二第一項において「送電事業」という。））、同法第二条第一項第十一号の二に規定する配電事業（次項において「配電事業」という。））、同条第一項第十二号に規定する特定送配電事業（次項において「特定送配電事業」という。））、同条第一項第十四号に規定する発電事業（次項において「発電事業」という。））、同条第一項第十五号の三に規定する特定卸供給事業（次項において「特定卸供給事業」という。））並びに次項及び第六条の二第一項に規定する事業に該当する部分を除く。）とする。</p> <p>2 法第七十二条の二第一項第三号に規定する発電事業に準ずるものとして総務省令で定める事業は、自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物（電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物をいう</p>	<p>（法第七十二条の二第一項第三号の事業）</p> <p>第三条の十四 法第七十二条の二第一項第三号に規定する小売電気事業に準ずるものとして総務省令で定める事業は、他の者の需要に応じ電気を供給する事業（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（次項において「小売電気事業」という。））、同条第一項第八号に規定する一般送配電事業（次項及び第六条の二第一項において「一般送配電事業」という。））、同法第二条第一項第十二号に規定する配電事業（次項において「配電事業」という。））、同条第一項第十三号に規定する特定送配電事業（次項において「特定送配電事業」という。））、同条第一項第十四号に規定する発電事業（次項において「発電事業」という。））及び次項に規定する事業に該当する部分を除く。）とする。</p> <p>2 法第七十二条の二第一項第三号に規定する発電事業に準ずるものとして総務省令で定める事業は、自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物（電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物をいう</p>

。第六条の二第一項において同じ。）を用いて他の者の需要に応じて供給する電気を発電する事業（発電事業に該当する部分を除き、当該電気を発電する事業と併せて他の者の需要に応じ当該電気を供給する場合における当該供給を行う事業（小売電気事業、一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業、特定卸供給事業及び第六条の二第一項に規定する事業に該当する部分を除く。）を含む。）とする。

（法第七十二条の二十六第四項の申告書に添付する書類）

第四条の七 法第七十二条の二十六第四項に規定する書類は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 及び二 略

三 法第七十二条の二第一項第三号イに掲げる法人及び同項第四号に掲げる事業を行う法人 当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間に係る収入金額、付加価値額及び資本金等の額に関する計算書並びに次に掲げるもの（当該次に掲げるものの作成を電磁的記録の作成をもつて行う法人にあつては当該電磁的記録を出力したものの）

イ及びロ 略

四 略

（法第七十二条の四十八第三項第二号口の事業等）

第六条の二 法第七十二条の四十八第三項第二号口に規定する送電事業に準ずるものとして総務省令で定める事業は、自らが維持し、及び運用す

。第六条の二第一項において同じ。）を用いて他の者の需要に応じて供給する電気を発電する事業（発電事業に該当する部分を除き、当該電気を発電する事業と併せて他の者の需要に応じ当該電気を供給する場合における当該供給を行う事業（小売電気事業、一般送配電事業及び特定送配電事業に該当する部分を除く。）を含む。）とする。

（法第七十二条の二十六第四項の申告書に添付する書類）

第四条の七 法第七十二条の二十六第四項に規定する書類は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 及び二 略

三 法第七十二条の二第一項第三号イに掲げる法人 当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間に係る収入金額、付加価値額及び資本金等の額に関する計算書並びに次に掲げるもの（当該次に掲げるものの作成を電磁的記録の作成をもつて行う法人にあつては当該電磁的記録を出力したものの）

イ及びロ 略

四 略

（法第七十二条の四十八第三項第二号口の事業等）

第六条の二 法第七十二条の四十八第三項第二号口に規定する送電事業に準ずるものとして総務省令で定める事業は、自らが維持し、及び運用す

る送電用の電気工作物により電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者と同項第四号に規定する振替供給を行う事業（一般送配電事業及び送電事業に該当する部分を除く。）とする。

2 略

附 則

（法附則第九条第二十二項の原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額等）

第二条の九 法附則第九条第二十二項に規定する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額は、同項に規定する一般送配電事業者が同項に規定する発電事業者で総務省令で定めるものに交付するものにあつては賠償負担金相当金（電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十五条の二十一の十第一項第三号に規定する賠償負担金相当金をいう。）の額とし、法附則第九条第二十二項に規定する配電事業者が同項に規定する一般送配電事業者で総務省令で定めるものに交付するものにあつては当該配電事業者が同令第四十五条の二十一の八第一項の規定により当該一般送配電事業者から回収される金銭の額とする。

2 法附則第九条第二十二項に規定する原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額は、同項に規定する一般送配電事業者が同項に規定する発電事業者で総務省令で定めるものに交付するものにあつては廃炉円滑化負担金相当金（電気事業法施行規則

る送電用の電気工作物により電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者と同項第四号に規定する振替供給を行う事業（一般送配電事業及び同項第十号に規定する送電事業に該当する部分を除く。）とする。

2 略

附 則

（法附則第九条第二十二項の原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額等）

第二条の九 法附則第九条第二十二項に規定する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額は、賠償負担金相当金（電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十五条の二十一の四第一項第三号に規定する賠償負担金相当金をいう。）

の額とする。

2 法附則第九条第二十二項に規定する原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額は、廃炉円滑化負担金相当金（電気事業法施行規則第四十五条の二十一の七第一項第三号に規定する廃炉円滑化負担金相当金をいう。）

第四十五条の二十一の十三第一項第三号に規定する廃炉円滑化負担金相当金をいう。)の額とし、法附則第九条第二十二項に規定する配電事業者が同項に規定する一般送配電事業者で総務省令で定めるものに交付するものにあつては当該配電事業者が同令第四十五条の二十一の十一第一項の規定により当該一般送配電事業者から回収される金銭の額とする。

3 法附則第九条第二十二項に規定する発電事業者で総務省令で定めるものは、原子力発電事業者(電気事業法施行規則第四十五条の二十一の九第一項に規定する原子力発電事業者をいう。)とする。

4 法附則第九条第二十二項に規定する一般送配電事業者で総務省令で定めるものは、電気事業法施行規則第四十五条の二十一の十第一項及び第四十五条の二十一の十三第一項の通知を受けた電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者とする。

(法附則第九条第二十三項の取引)

第二条の十 法附則第九条第二十三項に規定する特定吸収分割会社と特定吸収分割承継会社との間で行う取引のうち、ガスの安定供給の確保のため必要なものとして総務省令で定めるものは、ガス事業会計規則(昭和二十九年通商産業省令第十五号)附則第四項に規定する特定分割取引であつて、かつ、当該取引に係る収益を同令附則第三項に規定する特定分割取引収益に整理することについて同項の承認を受けた取引とする。

3 法附則第九条第二十二項に規定する発電事業者で総務省令で定めるものは、原子力発電事業者(電気事業法施行規則第四十五条の二十一の九第一項に規定する原子力発電事業者をいう。)とする。

の額とする。

第四条による改正（地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年総務省令第三十四号））

<p>改 正 後</p>	<p>(地方税法施行規則の一部改正)</p> <p>第一条 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 第一条中地方税法施行規則</p> <p>第三十一条の二の二の改正規定</p> <p>令和五年一月一日</p>
<p>改 正 前</p>	<p>(地方税法施行規則の一部改正)</p> <p>第一条 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>第二十四条の三十九第一項第十二号の次に次の三号を加える。</p> <p>十二の二 法第四百五十四条第一項の規定による申告書の提出</p> <p>十二の三 法第四百五十四条第二項の規定による報告書の提出</p> <p>十二の四 法第四百六十三条の十九第一項の規定による申告書又は報告書の提出</p> <p>(中略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 第一条中地方税法施行規則第二十四条の三十九第一項第十二号の次に三号を加える改正規定及び第三十一条の二の二の改正規定並びに附則第八条第二項の規定</p> <p>令和五年一月一日</p>

五〇七 略

(特定書面等地方税関係申告等に係る経過措置)

第八条 略

(後略)

五〇七 略

(特定書面等地方税関係申告等に係る経過措置)

第八条 略

2 新規則第二十四条の三十九第一項(第十二号の二から第十二号の四までに係る部分に限る。)の規定は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以後に行われる法第七百四十七条の二第二項の特定書面等地方税関係申告等について適用する。

(後略)

第五条による改正（地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和三年総務省令第三十五号））

改 正 後	改 正 前
<p>地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第二条の三第二項第八号中「控除対象扶養親族又は」を「年齢十六歳未満の者に限り、」に改める。</p> <p>第二条の三の二第三項第二号中「控除対象扶養親族（退職手当等に係る所得を有しない者に限る。）以外の」を「年齢十六歳未満の者又は退職手当等に係る所得を有する者である」に改める。</p> <p>第二条の三の三第一項第三号中「控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有しない者を除く」を「年齢十六歳未満の者又は退職手当等に係る所得を有する者に限る」に改める。</p> <p>第二条の三の五第三項中「控除対象扶養親族（退職手当等に係る所得を有しない者に限る。）以外の」を「年齢十六歳未満の者又は退職手当等に係る所得を有する者である」に改める。</p> <p>第二条の三の六第一項第三号中「控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有しない者を除く」を「年齢十六歳未満の者又は退職手当等に係る所得を有する者に限る」に改める。</p> <p>第九条の二十二の見出しを「（法第三百二十一条の四第七項、第八項、第九項及び第十一項に規定する総務省令で定める方法）」に改め、同条第</p>	<p>地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第二条の三第二項第八号中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢十六歳未満の者に限り、」に改める。</p> <p>第二条の三の二第三項 中「控除対象扶養親族以外」を「年齢十六歳未満」に改める。</p> <p>第二条の三の三第一項第二号中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢十六歳未満の者に限る」に改める。</p> <p>第二条の三の五第三項中「控除対象扶養親族以外」を「年齢十六歳未満」に改める。</p> <p>第二条の三の六第一項第二号中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢十六歳未満の者に限る」に改める。</p> <p>第九条の二十二の見出しを「（法第三百二十一条の四第七項、第八項、第九項及び第十一項に規定する総務省令で定める方法）」に改め、同条第</p>

一項中「この条」を「この項及び第五項」に改め、「定める基準」の下に「(第三項において「特別徴収税額通知安全性基準」という。)」を加え、「同項」を「法第三百二十一条の四第七項」に、「特別徴収義務者」を「特定特別徴収義務者」に改め、「次項において同じ。」を削り、「通知情報」を「通知事項(法第三百二十一条の四第一項に規定する通知事項をいう。第四項第一号において同じ。)」に係る情報(以下この条において「通知情報」という。)」に改め、同条第二項中「この条」を「この項、次項」に改め、「電子証明書をいう。」の下に「次項及び」を加え、同条第三項中「第三百二十一条の四第九項」を「第三百二十一条の四第十一項」に改め、「受信者ファイル」の下に「(専ら法第三百二十一条の四第七項又は第八項に規定する特定特別徴収義務者(以下この項において「特定特別徴収義務者」という。))の使用の用に供せられるファイルをいう。)」を加え、「法第三百二十一条の四第七項に規定する特別徴収義務者」を「特定特別徴収義務者」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 法第三百二十一条の四第八項(法第三百二十一条の六第二項において準用する場合を含む。以下この項及び第五項において同じ。))に規定する総務省令で定める方法は、市町村長が、特別徴収税額通知安全性基準に従い、機構の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイル(専ら法第三百二十一条の四第八項に規定する特定特別徴収義務者(次項において「特定特別徴収義務者」という。))の使用の用に供せられるファイルをいう。)に通知情報を、当該市町村長の使用に係る電子計算機から入力し、及び機構が、当該通知情報を加工し、二次元コード(当該通

一項中「この条」を「この項及び第五項」に改め、「定める基準」の下に「(第三項において「特別徴収税額通知安全性基準」という。)」を加え、「同項」を「法第三百二十一条の四第七項」に、「特別徴収義務者」を「特定特別徴収義務者」に改め、「次項において同じ。」を削り、「通知情報」を「通知事項(法第三百二十一条の四第一項に規定する通知事項をいう。第四項第一号において同じ。)」に係る情報(以下この条において「通知情報」という。)」に改め、同条第二項中「この条」を「この項、次項」に改め、「電子証明書をいう。」の下に「次項及び」を加え、同条第三項中「第三百二十一条の四第九項」を「第三百二十一条の四第十一項」に改め、「受信者ファイル」の下に「(専ら法第三百二十一条の四第七項又は第八項に規定する特定特別徴収義務者(以下この項において「特定特別徴収義務者」という。))の使用の用に供せられるファイルをいう。)」を加え、「法第三百二十一条の四第七項に規定する特別徴収義務者」を「特定特別徴収義務者」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 法第三百二十一条の四第八項(法第三百二十一条の六第二項において準用する場合を含む。以下この項及び第五項において同じ。))に規定する総務省令で定める方法は、市町村長が、特別徴収税額通知安全性基準に従い、機構の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイル(専ら法第三百二十一条の四第八項に規定する特定特別徴収義務者(次項において「特定特別徴収義務者」という。))の使用の用に供せられるファイルをいう。)に通知情報を、当該市町村長の使用に係る電子計算機から入力し、及び機構が、当該通知情報を加工し、これに電子署名を行

第七條による改正（地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五條第一項の総務省令で定める事務を定める省令（平成二十九年総務省令第七十九号））

<p>改 正 後</p>	<p>（法別表第五号の総務省令で定める事務）</p> <p>第五條 法別表第五号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十條の十の規定による請求の受理、その請求に係る事実についての審査又は証明書の交付（同法第三百八十二條の四の規定による当該証明書に住所に代わる事項を記載したものの交付を含む。）</p> <p>二 地方税法第三百八十二條の三の規定による請求の受理、その請求に係る事実についての審査又は証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付（同法第三百八十二條の四の規定による当該証明書に住所に代わる事項を記載したものの交付を含む。）</p>
<p>改 正 前</p>	<p>（法別表第五号の総務省令で定める事務）</p> <p>第五條 法別表第五号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十條の十の規定による請求の受理、その請求に係る事実についての審査又は証明書の交付</p> <p>二 地方税法第三百八十二條の三の規定による請求の受理、その請求に係る事実についての審査又は証明書 の交付</p>

附則第七条による改正（地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和二年総務省令第二十一号））

改正後	改正前
<p>地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第二条の二第三項中「医療費控除」を「医療費控除額の控除」に改め、同条第四項中「第三十四条第九項及び第三百十四条の二第九項」を「第三十四条第八項及び第三百十四条の二第八項」に、「この省令の施行地に住所を有しない者」を「所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者である者」に、「次項」を「から第六項まで」に、「障害者控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は扶養控除」を「障害者控除額、配偶者控除額又は配偶者特別控除額の控除」に改め、「（以下この項において「申告者」という。）」を削り、「又は所得税法」を「又は同法」に、「次条第三項若しくは第四項、第二条の三の第三十項、第十一項若しくは第十三項若しくは第二条の三の六第九項、第十項若しくは第十二項」を「次条第三項、第二条の三の第三十項若しくは第十三項若しくは第二条の三の六第九項若しくは第十二項」に改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第三十四条第九項及び第三百十四条の二第九項」を「第三十四条第八項及び第三百十四条の二第八項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。</p>	<p>地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第二条の二第三項中「医療費控除」を「医療費控除額の控除」に改め、同条第四項中「第三十四条第九項及び第三百十四条の二第九項」を「第三十四条第八項及び第三百十四条の二第八項」に、「この省令の施行地に住所を有しない者」を「所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者である者」に、「及び次項」を「から第六項まで」に、「障害者控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は扶養控除」を「障害者控除額、配偶者控除額又は配偶者特別控除額の控除」に改め、「（以下この項において「申告者」という。）」を削り、「又は所得税法」を「又は同法」に</p> <p>改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第三十四条第九項及び第三百十四条の二第九項」を「第三十四条第八項及び第三百十四条の二第八項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。</p>

5 国外居住者に係る扶養控除額の控除に関する事項を記載した法第四十五条の二第二項及び第三百七十七条の二第一項の申告書を提出する者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を当該申告書に添付し、又は市町村長に提示しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第九十四条第四項、第九十五条第四項若しくは第二百三条の六第三項の規定により提出し、若しくは提示し、又は次条第四項、第二条の三の三第十一項若しくは第十三項若しくは第二条の三の六第十項若しくは第十二項の規定により提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 当該国外居住者に係る次に掲げる書類

イ 所得税法施行規則第四十七条の二第七項に規定する書類

ロ 所得税法施行規則第四十七条の二第八項に規定する書類

二 当該国外居住者が法第三十四条第一項第十一号ロ(1)及び第三百十四条の二第一項第十一号ロ(1)に掲げる者に該当するものとして扶養控除額の控除に関する事項を記載する場合 当該国外居住者に係る次に掲げる書類

イ 前号イに掲げる書類

ロ 前号ロに掲げる書類

ハ 所得税法施行規則第四十七条の二第九項に規定する書類

三 当該国外居住者が法第三十四条第一項第十一号ロ(3)及び第三百十四条の二第一項第十一号ロ(3)に掲げる者に該当するものとして扶養控除

5 国外居住者に係る扶養控除額の控除に関する事項を記載した法第四十五条の二第二項及び第三百七十七条の二第一項の申告書を提出する者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を当該申告書に添付し、又は市町村長に提示しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、又は同法 第九十四条第四項、第九十五条第四項若しくは第二百三条の六第三項の規定により提出し、若しくは提示した

るものについては、この限りでない。 当該国外居住者に係

一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 当該国外居住者に係る次に掲げる書類

イ 所得税法施行規則第四十七条の二第七項に規定する書類

ロ 所得税法施行規則第四十七条の二第八項に規定する書類

二 当該国外居住者が法第三十四条第一項第十一号ロ(1)及び第三百十四条の二第一項第十一号ロ(1)に掲げる者に該当するものとして扶養控除額の控除に関する事項を記載する場合 当該国外居住者に係る次に掲げる書類

イ 前号イに掲げる書類

ロ 前号ロに掲げる書類

ハ 所得税法施行規則第四十七条の二第九項に規定する書類

三 当該国外居住者が法第三十四条第一項第十一号ロ(3)及び第三百十四条の二第一項第十一号ロ(3)に掲げる者に該当するものとして扶養控除

額の控除に関する事項を記載する場合 当該国外居住者に係る次に掲げる書類

イ 第一号イに掲げる書類

ロ 所得税法施行規則第四十七条の二第十項に規定する書類

第二条の三第四項中「当該国外居住者に係る所得税法施行規則第四十七条の二第五項及び第六項に規定する」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める」に、「前条第四項」を「前条第五項」に改め、同項に次の各号を加える。

一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 当該国外居住者に係る前条第五項第一号に定める書類

二 当該国外居住者が法第三十四条第一項第十一号ロ(1)及び第三百四十四条の二第一項第十一号ロ(1)に掲げる者に該当するものとして扶養控除額の控除を受けようとする場合 当該国外居住者に係る前条第五項第二号に定める書類

三 当該国外居住者が法第三十四条第一項第十一号ロ(3)及び第三百四十四条の二第一項第十一号ロ(3)に掲げる者に該当するものとして扶養控除額の控除を受けようとする場合 当該国外居住者に係る前条第五項第三号に定める書類

第二条の三第五項中「前条第六項」を「前条第七項」に、「前条第五項」を「前条第六項」に改め、同条第六項中「前条第七項」を「前条第八項」に、「前条第五項」を「前条第六項」に改める。

第二条の三の三第五項及び第六項中「給与所得者の扶養親族等申告書等」を「給与所得者の扶養親族申告書等」に改め、同条第九項中「給与所得

額の控除に関する事項を記載する場合 当該国外居住者に係る次に掲げる書類

イ 第一号イに掲げる書類

ロ 所得税法施行規則第四十七条の二第十項に規定する書類

第二条の三第三項中「前条第六項」を「前条第七項」に、「前条第五項」を「前条第六項」に改め、同条第四項中「前条第七項」を「前条第八項」に、「前条第五項」を「前条第六項」に改める。

第二条の三の三第五項及び第六項中「給与所得者の扶養親族等申告書等」を「給与所得者の扶養親族申告書等」に改め、同条第九項中「給与所得

者の扶養親族等申告書」を「給与所得者の扶養親族申告書」に改め、同条第十項中「給与所得者の扶養親族等申告書」を「給与所得者の扶養親族申告書」に

改め、同条第

十一項中「給与所得者の扶養親族等申告書」を「給与所得者の扶養親族申告書」に改める。

(中略)

第二条の三の五の見出し及び同条第一項中「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族申告書」に改め、同条第二項中「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族申告書」に、「第三百十七条の三の三第五項」を「第三百十七条の三の三第四項」に

改め、同条第三項中「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族申告書」に改める。

第二条の三の六の見出し中「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族申告書」に改め、同条第一項中「第四十五条の三の三第一項第四号及び第三百十七条の三の三第一項第四号」を「第四十五条の三の三第一項第三号及び第三百十七条の三の三第一項第三号」に改め、同項第一号中「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族申告書」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同項第五号を同項第三号とし、同条第二項、第四項及び第五項中「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族申告書」に改め、同条第六項中「公的年金等受給者の扶養親族申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族申告書」に改め、「(昭和四十二年法律第八十

者の扶養親族等申告書」を「給与所得者の扶養親族申告書」に改め、同条第十項中「給与所得者の扶養親族等申告書」を「給与所得者の扶養親族申告書」に、「第二条の二第五項」を「第二条の二第六項」に改め、同条第十一項中「給与所得者の扶養親族等申告書」を「給与所得者の扶養親族申告書」に改める。

(中略)

第二条の三の五の見出し及び同条第一項中「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族申告書」に改め、同条第二項中「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族申告書」に、「第三百十七条の三の三第五項」を「第三百十七条の三の三第四項」に、「第二条の二第六項第二号」を「第二条の二第七項第二号」に改め、同条第三項中「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族申告書」に改める。

第二条の三の六の見出し中「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族申告書」に改め、同条第一項中「第四十五条の三の三第一項第四号及び第三百十七条の三の三第一項第四号」を「第四十五条の三の三第一項第三号及び第三百十七条の三の三第一項第三号」に改め、同項第一号中「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族申告書」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同項第五号を同項第三号とし、同条第二項、第四項及び第五項中「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族申告書」に改め、同条第六項中「公的年金等受給者の扶養親族申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族申告書」に改め、「(昭和四十二年法律第八十

一号)」を削り、同条第八項中「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族申告書」に改め、同条第九項中「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族申告書」に改め、同条第十項

中「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族申告書」に改める。

(後略)

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 四略

五 第二条の二の改正規定(同条第四項中「第三十四条第九項及び第三百十四条の二第九項」を「第三十四条第八項及び第三百十四条の二第八項」に改める部分、同項中「(以下この項において「申告者」という。)」を削る部分及び同項中「又は所得税法」を「又は同法」に改める部分並びに同条第五項中「第三十四条第九項及び第三百十四条の二第九項」を「第三十四条第八項及び第三百十四条の二第八項」に改める部分を除く。)及び第二条の三の改正規定

一号)」を削り、同条第八項中「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族申告書」に改め、同条第九項中「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族申告書」に改め、同条第十項

中「第二条の二第六項第二号」を「第二条の二第七項第二号」に、「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族申告書」に改める。

(後略)

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 四略

五 第二条の二の改正規定(同条第四項中「第三十四条第九項及び第三百十四条の二第九項」を「第三十四条第八項及び第三百十四条の二第八項」に改める部分、同項中「(以下この項において「申告者」という。)」を削る部分及び同項中「又は所得税法」を「又は同法」に改める部分並びに同条第五項中「第三十四条第九項及び第三百十四条の二第九項」を「第三十四条第八項及び第三百十四条の二第八項」に改める部分を除く。)、第二条の三の改正規定、第二条の三の第三十項の改正規定(「第二条の二第五項」を「第二条の二第六項」に改める部分に限る。)、第二条の三の五第二項の改正規定(「第二条の二第

六〇八 略
並びに次条の規定 令和六年一月一日

六〇八 略
六項第二号」を「第二条の二第七項第二号」に改める部分に限る。）
及び第二条の三の六の改正規定（同条第九項中「第二条の二第五項」
を「第二条の二第六項」に改める部分及び同条第十項中「第二条の二
第六項第二号」を「第二条の二第七項第二号」に改める部分に限る。）
並びに次条の規定 令和六年一月一日